

令和5年2月9日

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会 構成員 各位

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
会長 大泉 勝

令和4年度「大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会」
臨時総会開催のご案内

拝啓、立春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、大阪湾・紀伊水道における船舶交通の安全確保に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年、台風第11号・14号が大阪湾及び紀伊水道に接近した際の対応を振り返り、今後の対応に生かすべく、令和4年度「大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会」臨時総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りたくご案内申し上げます。

お手数ですが、ご出席の可否につきまして、【臨時総会出席の回答】にご記入の上、事務局までご返信願います。

なお、台風接近時の対応のほか協議会の運営等に関しご意見等ある場合は、【ご意見】に記入の上、事務局までご返送のほどお願い申し上げます。

また、総会終了後、海上保安庁が大阪湾の監視等機能体制の強化のため、神戸市ポートアイランドに整備を進めている「(愛称) マリナクト KOBE (大阪湾海上交通センター)」の施設見学を予定していますので、何卒、ご参加いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日時 令和5年2月28日(火) 午後1時から午後3時
※施設見学は臨時総会終了後から1時間程度を予定しております。
- 2 場所 兵庫県神戸市中央区港島中町6-1
アリストンホテル神戸5階 カスティーリア(案内図参照)
WEB会議(Microsoft Teams)併用

3 議題

決議事項 なし

報告事項

- 1) 「令和4年 台風第11号及び14号の台風予報等状況について（仮）」
「気象予報（5日間予報）について（仮）」
(大阪管区气象台)
- 2) 台風第11号及び14号の接近に伴う湾外避難勧告の検討、勧告発出の
状況について
(第五管区海上保安本部)
- 3) 大阪湾監視等機能体制の整備状況について
(第五管区海上保安本部)

WEB 会議システムによるご参加のご案内

会場にお越しいただけない場合には、WEB 会議システム (Microsoft Teams) を
準備いたしますのでご活用ください。

4 その他

「マリンタクト KOBE (大阪湾海上交通センター)」施設見学

臨時総会終了後、アリストンホテル神戸から「マリンタクト KOBE」までの
往復送迎バスを準備しております。

ご返信：令和5年2月17日（金）までに、メールにより事務局までご連絡願
います。

返送先：大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会（事務局）

第五管区海上保安本部交通部航行安全課

田川・仲田 TEL 078-391-6551（内線 2622・2625）

FAX 078-391-0065

メールアドレス jcg5-kokoanzen-3v2m@ki.mlit.go.jp（すべて小文字）

令和4年度
大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会臨時総会
次 第

日時：令和5年2月28日（火）午後1時から
場所：アリストンホテル神戸5階カステーリア
WEB会議（Microsoft Teams）併用

- 1 開会
 - 2 第五管区海上保安本部長 挨拶
 - 3 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会長 挨拶
 - 4 議案 なし
 - 5 報告事項
 - 1) 令和4年 台風第11号及び14号の台風予報等状況について
気象予報（5日間予報）について
（大阪管区気象台気象防災部予報課予報官 末永 和貴 様）
- ～小休憩～
- 2) 令和4年 台風第14号来襲に伴う湾外避難勧告プロセス
（第五管区海上保安本部交通部航行安全課専門官 田川 元嗣）
 - 3) 大阪湾北部海域の監視・情報提供体制の強化
～大阪湾海上交通センターの移転・機能強化～
（第五管区海上保安本部交通部航行安全課課長 大橋 健）
- 6 第五管区海上保安本部交通部長 挨拶
 - 7 閉会
 - 8 その他
マリンタクト KOBE（大阪湾海上交通センター）施設見学会

裏面へ続く

(報告資料)

- 資料1：令和4年 台風第11号及び14号の台風予報等状況について
気象予報（5日間予報）について
- 資料2：令和4年 第14号来襲に伴う湾外避難勧告プロセス
- 資料3：大阪湾北部海域の監視・情報提供体制の強化

(お知らせ)

- ：新しい緊急地震速報
～長周期地震動階級の子想も追加して発表～
- ：大阪管区気象台 Twitter 公式アカウント開設しました

(参考資料)

- ：大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会 会則
- ：大阪湾・紀伊水道台風等対策要綱
- ：大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール（リーフレット）
- ：マリンタクト KOBE（大阪湾海上交通センター）（リーフレット）

令和4年台風第11号及び第14号の 台風予報等状況について

1. 台風について
2. 台風に関する情報について
3. 令和4年台風第11号及び第14号の
予想と実況について

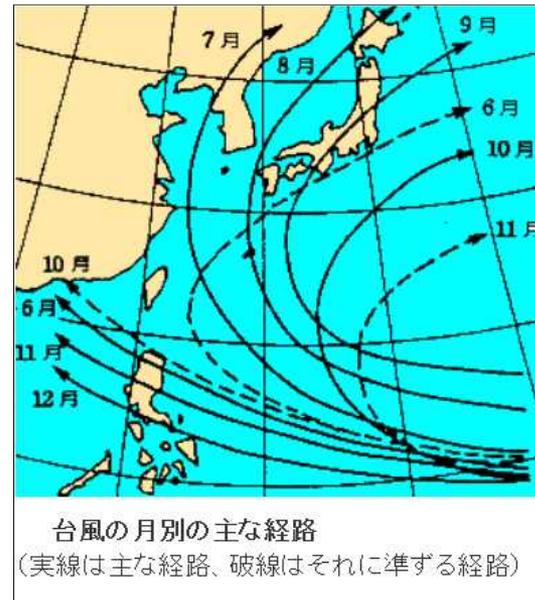
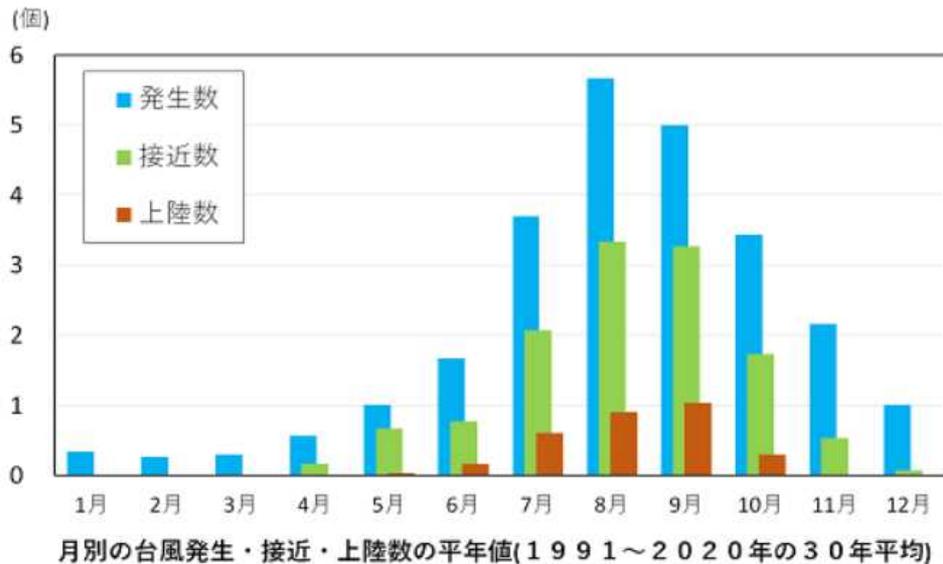
令和5年2月28日（火）
大阪管区气象台

1. 台風について

2. 台風に関する情報について

3. 令和4年台風第11号及び第14号の 予想と実況について

- **熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼びますが、このうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを「台風」と呼びます。**
- 台風は、通常東風が吹いている低緯度では西に移動し、太平洋高気圧のまわりを北上して中・高緯度に達すると、上空の強い西風（偏西風）により速い速度で北東へ進むなど、上空の風や台風周辺の気圧配置の影響を受けて動きます。
- 台風は地球の自転の影響で北～北西へ向かう性質を持っています。

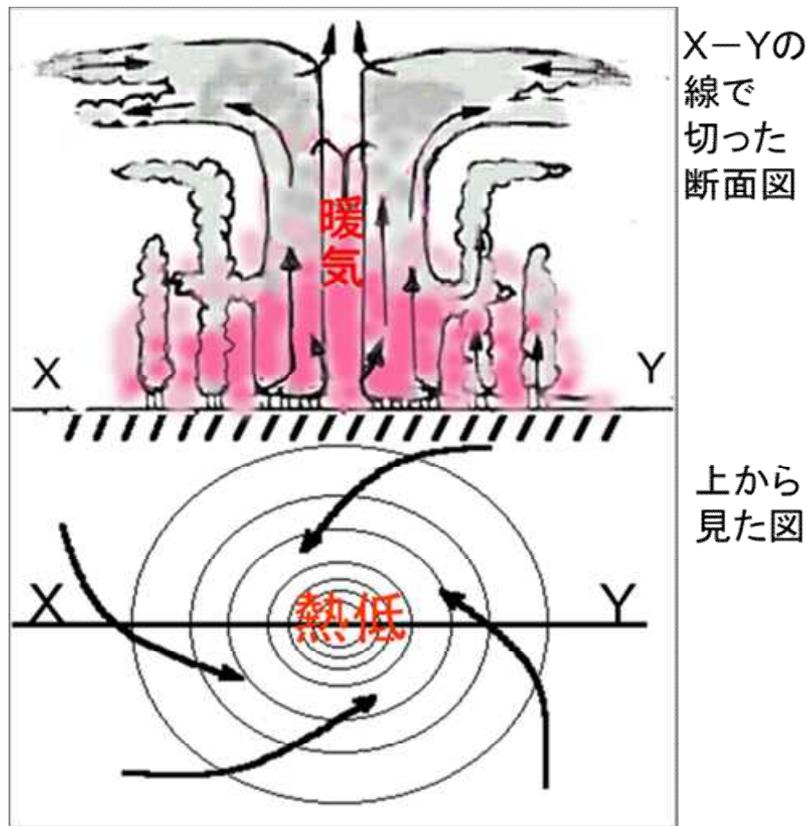


台風は、春先は低緯度で発生し、西に進んでフィリピン方面に向かいますが、夏になると発生する緯度が高くなり、太平洋高気圧のまわりを回って日本に向かって北上する台風が多くなります。9月以降になると日本付近を通るようになります。

30年間（1991～2020年）の平均では、年間で約25個の台風が発生し、約12個の台風が日本から300 km以内に接近し、約3個が日本に上陸しています。発生・接近・上陸ともに、7月から10月にかけて最も多くなります。

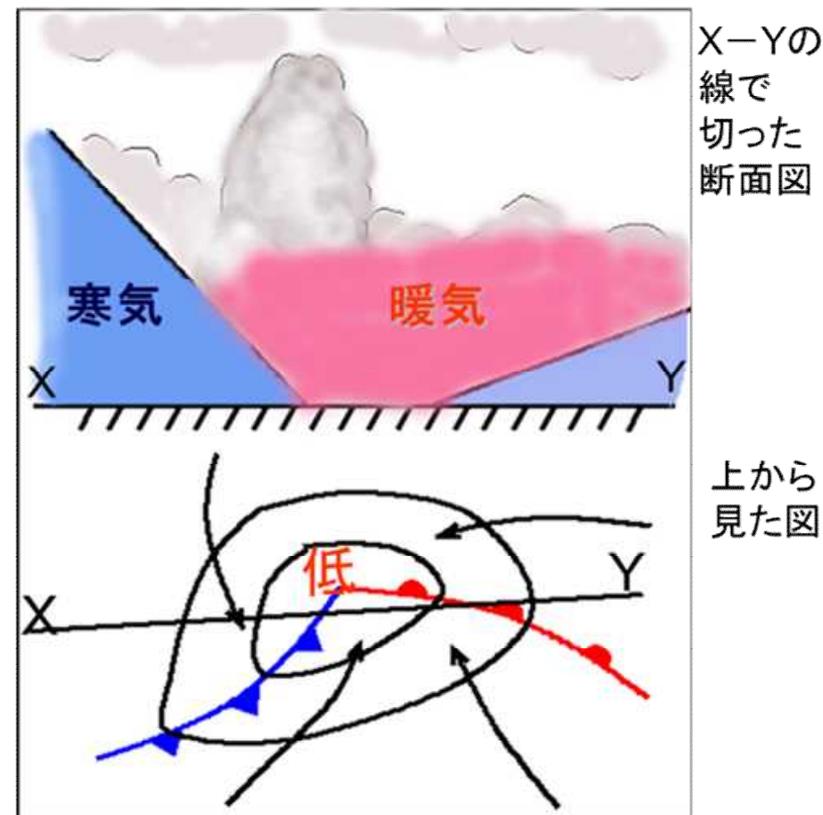
- **室戸台風、伊勢湾台風など過去に日本に大きな災害をもたらした台風の多くは、9月にこの経路をとっています。**

熱帯低気圧



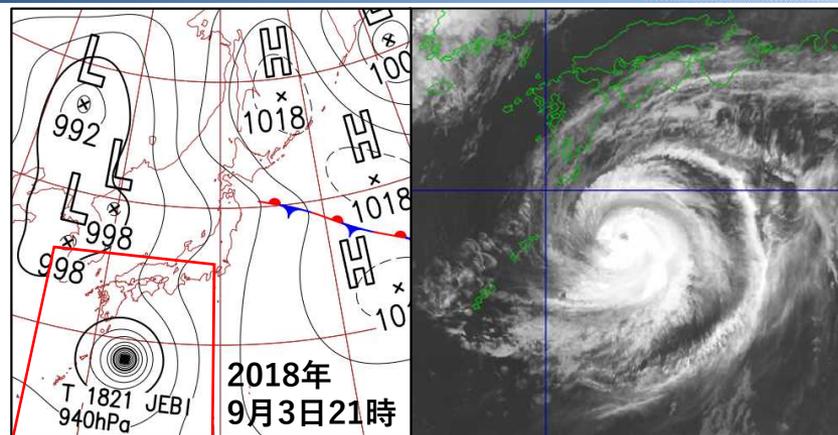
熱帯低気圧は、熱帯や亜熱帯の海上で発生し、暖かい海からの大量の水蒸気をエネルギー源とする低気圧。

温帯低気圧



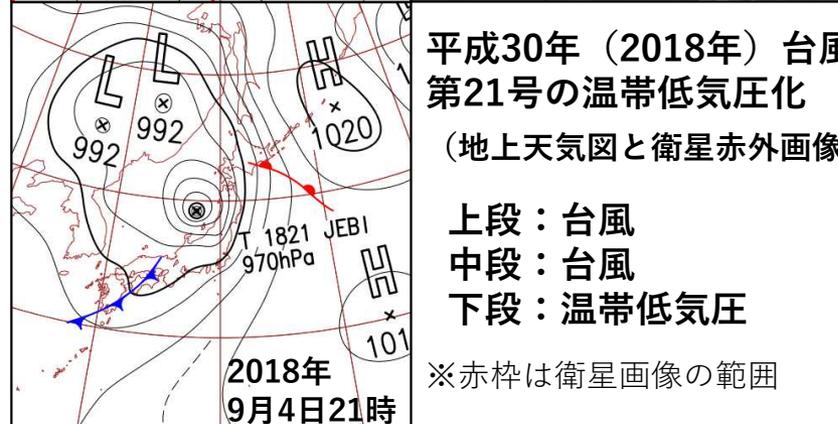
温帯低気圧は、北側の寒気と南側の暖気との境となる中緯度で発達し、前線を伴っている。南北の温度差があることが大きな特徴。

温帯低気圧化／熱帯低気圧化



台風が日本付近まで北上し、北から寒気の影響が加わると、寒気と暖気の境である前線を伴う「**温帯低気圧**」に変わります。この時、低気圧の中心付近では多くの場合風速のピークは過ぎていますが、**強い風の範囲は広がるため低気圧の中心から離れた場所で大きな災害が起こったり、あるいは寒気の影響を受けて再発達して風が強くなり災害を起こすこともありますので注意が必要です。**

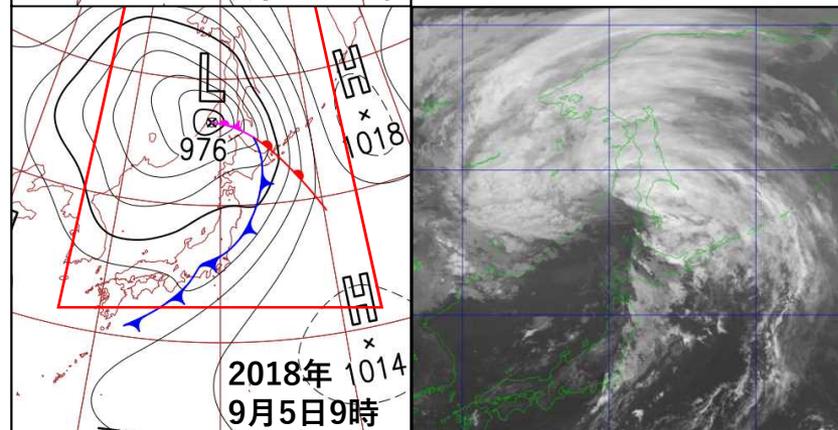
平成30年（2018年）台風第21号の温帯低気圧化
（地上天気図と衛星赤外画像）



上段：台風
中段：台風
下段：温帯低気圧

※赤枠は衛星画像の範囲

また、台風がそのまま衰えて「**熱帯低気圧**」に変わる場合もありますが、この場合は最大風速が17m/s未満になっただけであり、強い雨が降ることがあります。



**「温帯低気圧」、 「熱帯低気圧」
いずれの場合も、消滅するまで油断は
できません。**

台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、風速（10分間平均）をもとに台風の「**大きさ**」と「**強さ**」を表現。

大きさ：強風域の半径で区分

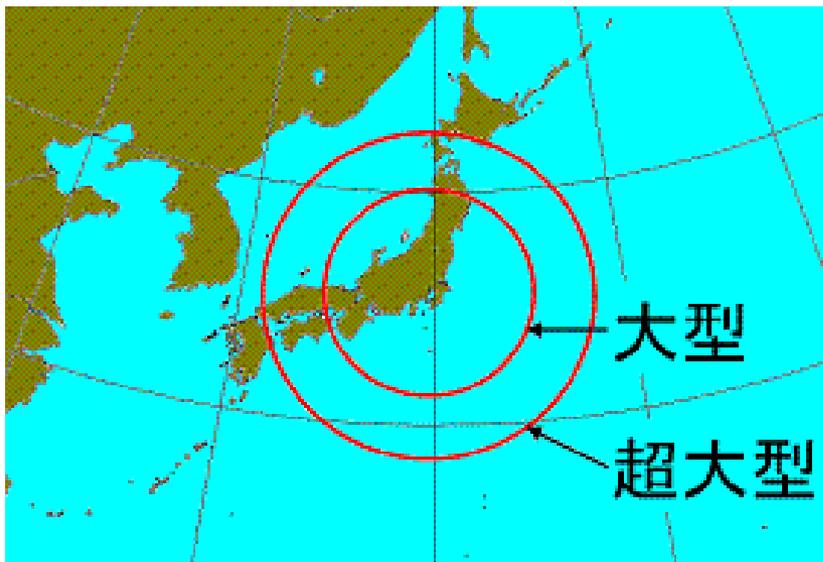
強さ：最大風速で区分

大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上



大阪湾・紀伊水道台風対策要綱

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴うもので、中心付近の最大風速（10分間平均）が40m/s以上のもの（以下、**大型**台風という。）とする。

※ 「**大型**」の定義が気象庁と異なることに留意

- 予報円の中心は、気象庁の全球数値予報システム（GSM）のほか、複数の外国機関の数値予報モデルの進路予測結果等を参考に決定（コンセンサス手法）。
- 予報円の半径は、予測された進行方向や速度、アンサンブル予報システム（EPS）によるばらつき具合毎に、過去の統計から予め算出された値を利用。

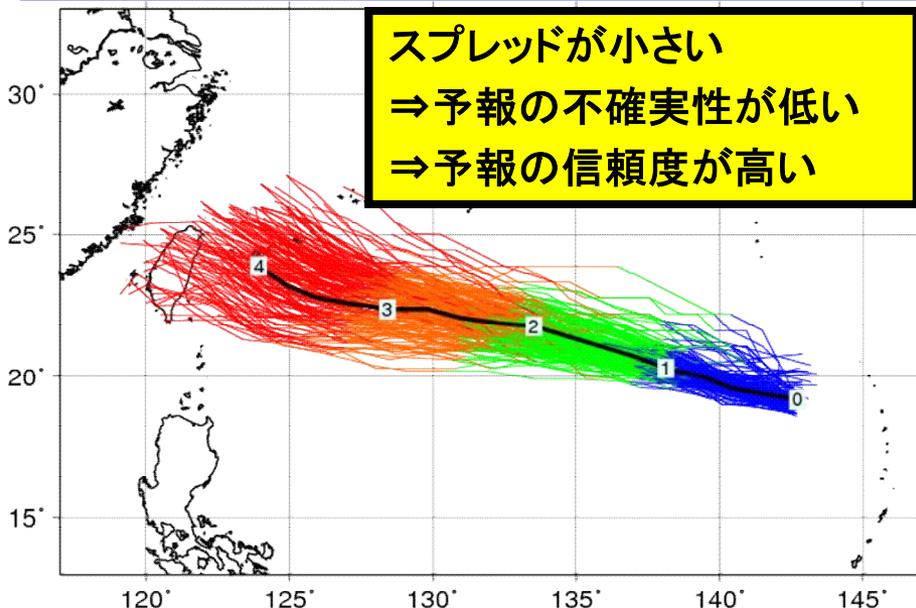
アンサンブル予報システム（EPS）

予報の不確実性に関する情報、つまり予報の信頼度情報を得る目的で活用。

2013年台風第7号

初期時刻: 2013.07.08 12UTC

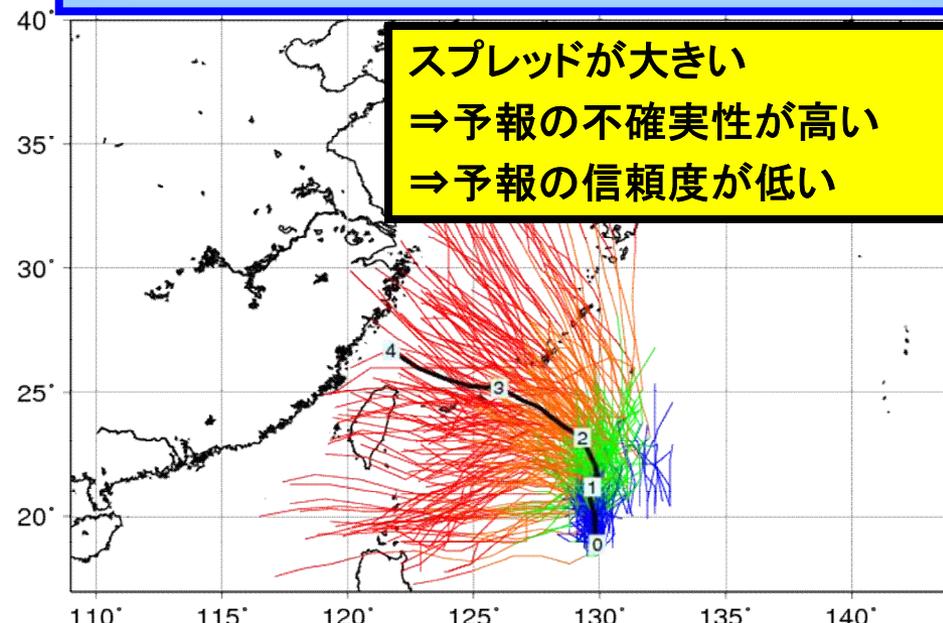
スプレッドが小さい
⇒予報の不確実性が低い
⇒予報の信頼度が高い



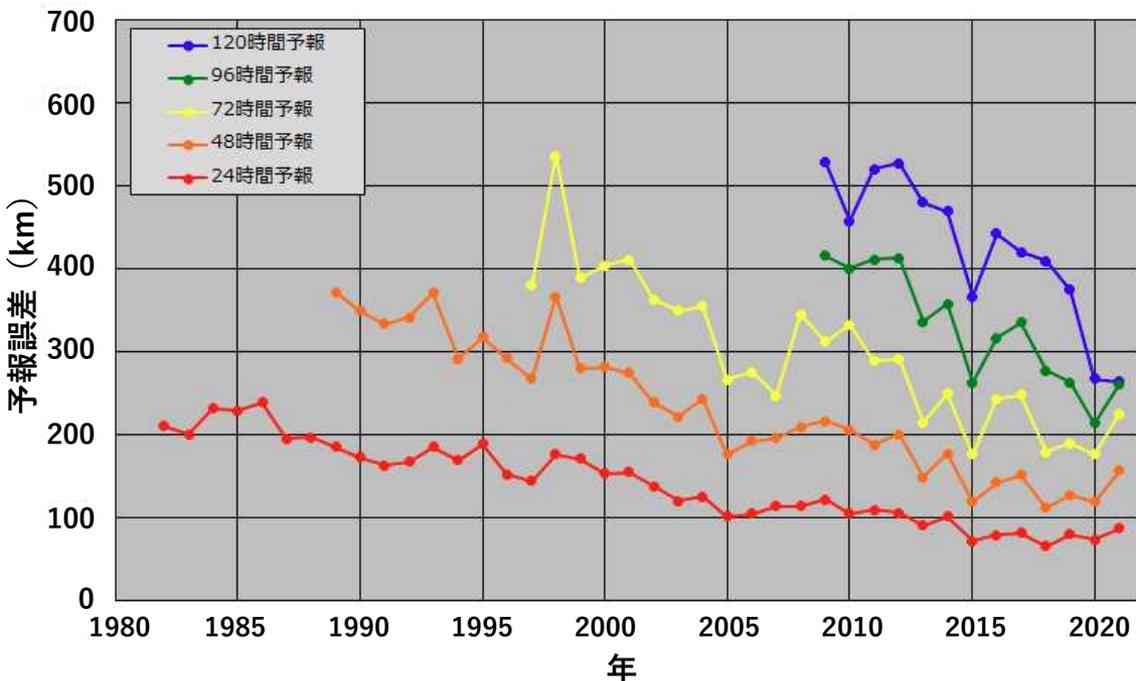
2013年台風第23号

初期時刻: 2013.10.03 12UTC

スプレッドが大きい
⇒予報の不確実性が高い
⇒予報の信頼度が低い



台風進路予報（中心位置の予報）の年平均誤差



台風進路予報（中心位置の予報）の年平均誤差の推移

台風進路予報は、進行方向や速度があまり変わらないような比較的予報しやすい台風が多ければ精度が良くなるというように、その年の台風の特徴に起因する年々の変動がある。

数値予報モデルの改良や数値予報モデルの利用手法の改善等により**長期的にみれば進路予報の精度は向上している。**

※ 24時間（1日先）予報は予報円表示が開始された1982年以降、48時間（2日先）予報、72時間（3日先）予報、96・120時間（4・5日先）予報はそれぞれ発表が開始された1989年、1997年、2009年以降の誤差を掲載しています。

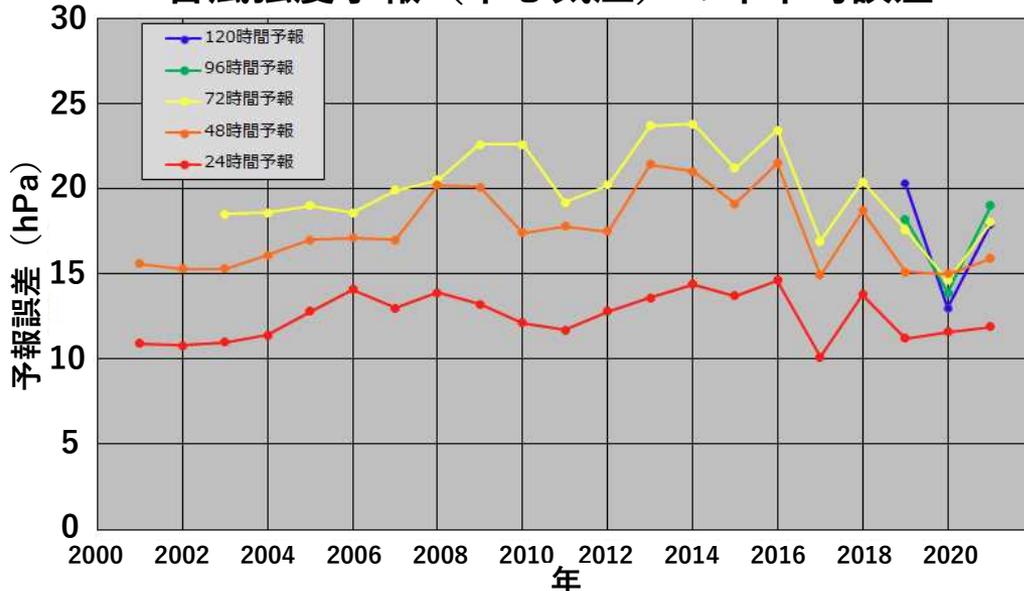
最近5年（2017～2021年）の予報誤差

1日先：約80km

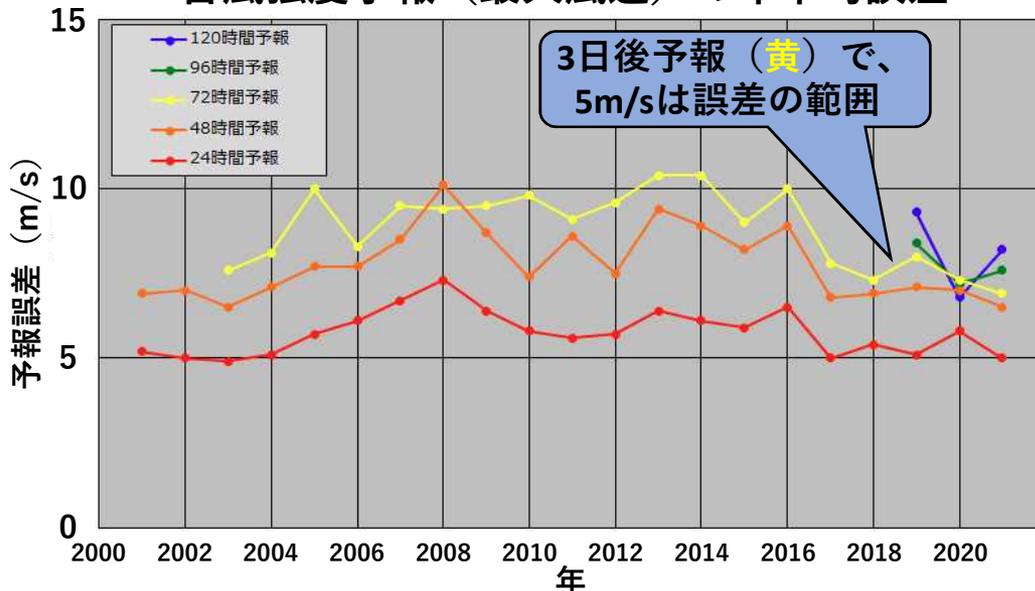
3日先：約200km

台風予報の精度検証結果

台風強度予報（中心気圧）の年平均誤差



台風強度予報（最大風速）の年平均誤差



台風強度予報（中心気圧・最大風速の予報）の年平均誤差の推移

数値予報モデルだけでは、台風を中心付近の気圧や暴風などの現象を十分に精度良く予測するのは難しく、特に急速に発達する台風を精度良く予測することは困難。

⇒ これまでは進路予報のような明確な精度向上は見られなかった。

- ・ 気象衛星等の観測データ
- ・ 台風や海面水温等の解析結果
- ・ 数値予報モデルの計算結果

⇒ これらを用いて統計的に台風の強度を予測する手法の開発や、数値予報モデルそのものの精度向上により、近年、強度予報の精度は向上しつつある。

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱

第6条（避難時期の検討）

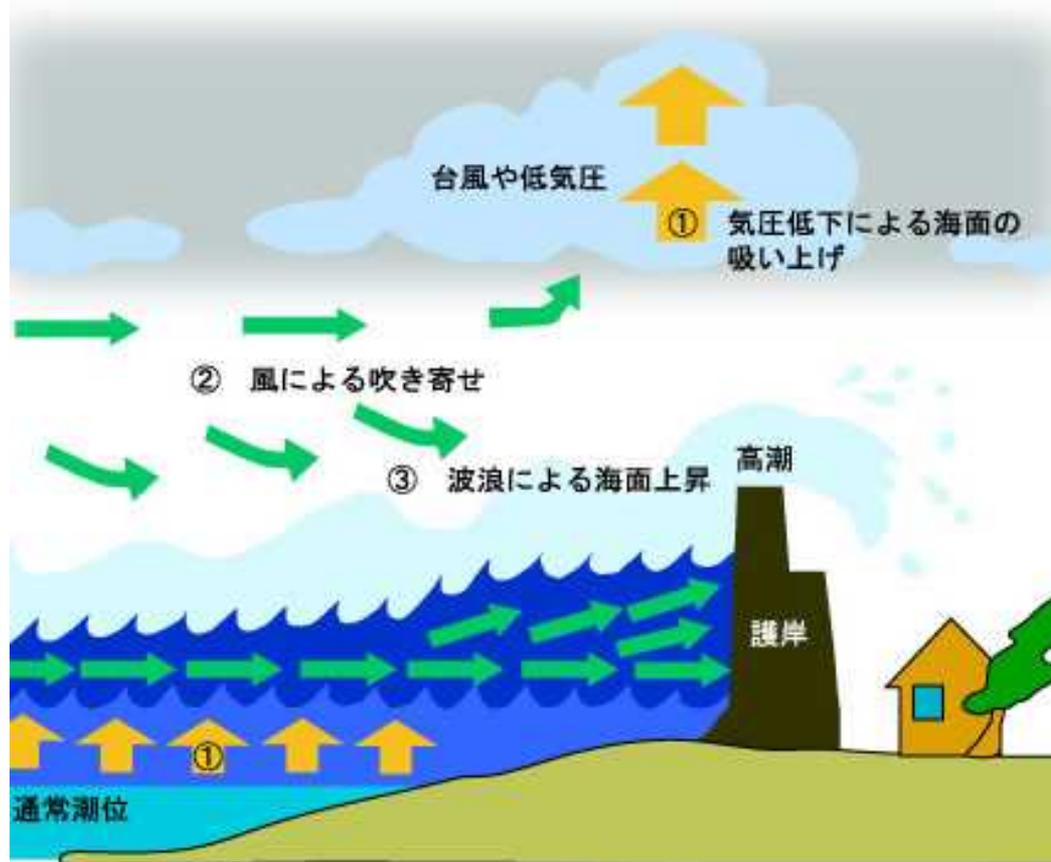
② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること。

台風により、

- ①気圧低下により海面の上昇
- ②風による吹き寄せ
- ③波浪による海面の上昇

の相乗効果により高潮の可能性が高くなります。

台風の進行方向の右側では風も強くなり、海面の上昇が起きやすく、特にV字型の湾では奥に行くほど海面上昇が助長されます。



1. 台風について

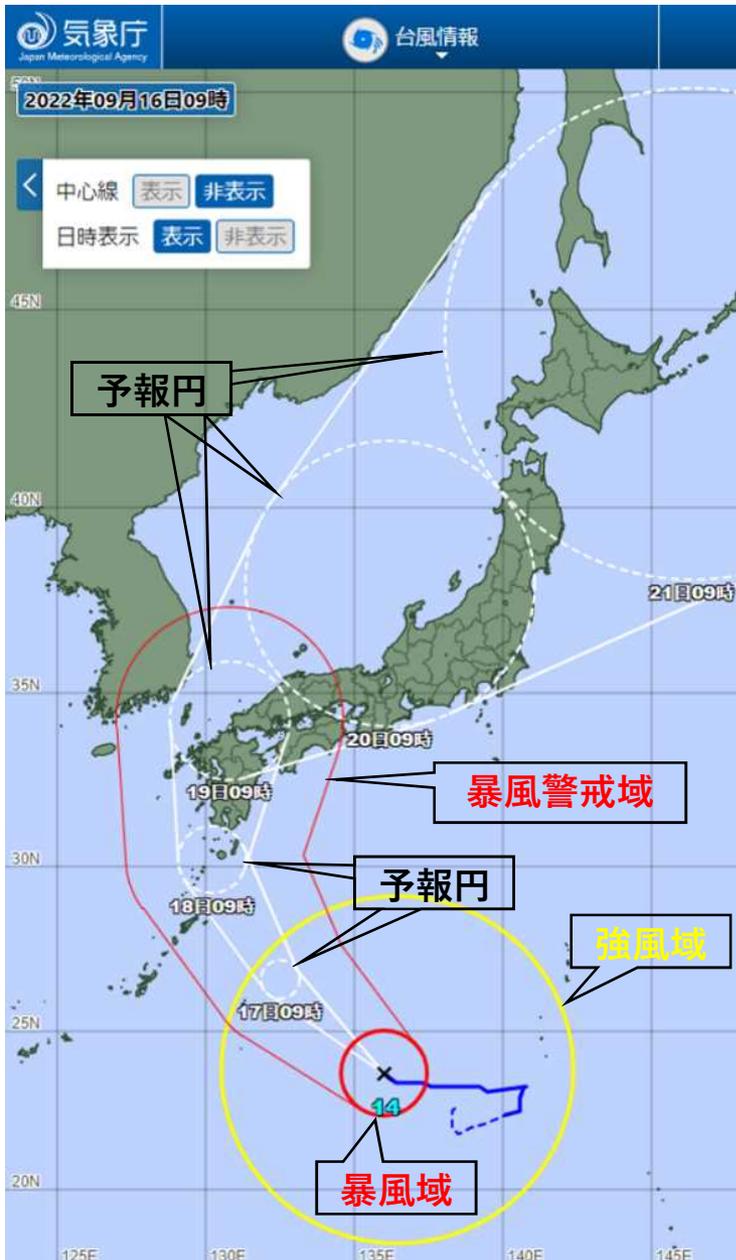
2. 台風に関する情報について

3. 令和4年台風第11号及び第14号の
予想と実況について

気象庁ホームページで確認できる台風情報

種類		内容
台風経路図（実況と5日先までの予報）		台風および24時間以内に台風になると予想される熱帯低気圧の実況、予報等
暴風域に入る確率	分布図	5日先までの3時間毎の確率分布および24時間毎の積算確率分布
	地域ごとの値	5日先までの3時間毎の確率および24時間毎の積算確率の時系列グラフ
気象庁本庁発表「台風に関する気象情報（全般台風情報）」	位置情報	台風および24時間以内に台風になると予想される熱帯低気圧の実況、予報等
	総合情報	防災上の注意事項、上陸情報等
各地の気象台/測候所発表「台風に関する気象情報」		各地の気象台や測候所が発表する、地域に特化した防災上の注意事項等

台風経路図



【実況】

3時間ごとに発表

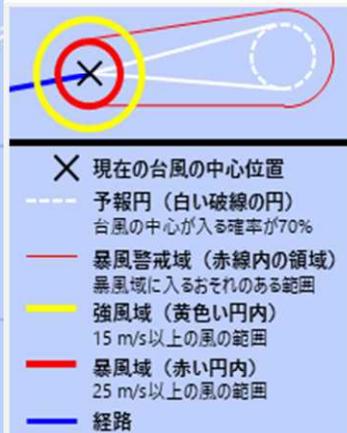
(0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の約50分後※)

【5日(120時間)先までの予報】

6時間ごとに発表

(3時、9時、15時、21時の約50分後※)

※発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは、約70～90分後になることがある



台風が日本に接近し、影響するおそれがある場合には、台風的位置や強さなどの実況と1時間後の推定値を1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの3時間刻みの予報を3時間ごとに発表。

台風経路図の見方

<p>暴風域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 風速（10分間平均風速）が25 m/s以上の暴風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲
<p>強風域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 風速（10分間平均風速）が15 m/s以上の強風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲
<p>予報円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風の中心が到達すると予想される範囲 予報した時刻に、この円内に台風の中心が入る確率は70% 台風の大きさの変化を表すものではなく、台風の進路予報の不確実性を表すもの 台風は必ずしも中心線に沿って進むわけでないことに注意
<p>暴風警戒域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風が予報円内に進んだ場合に5日（120時間）先までに暴風域に入るおそれのある範囲



暴風域に入る確率（分布表示）

発表時間：3時、9時、15時、21時の約60分後

※ 発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～110分後となることもある



5日先までの積算確率



3時間毎の確率

ボタンで何日先まで表示するか表示切替できる

スライダーで3時間毎の任意の時刻の確率を表示できる

- 台風の進行方向では、台風が近づくにつれて暴風域に入る確率が高くなるため警戒が必要
- 確率が低くても、その後発表される予報でどう変わるかに留意

暴風域に入る確率（地域ごとの値）

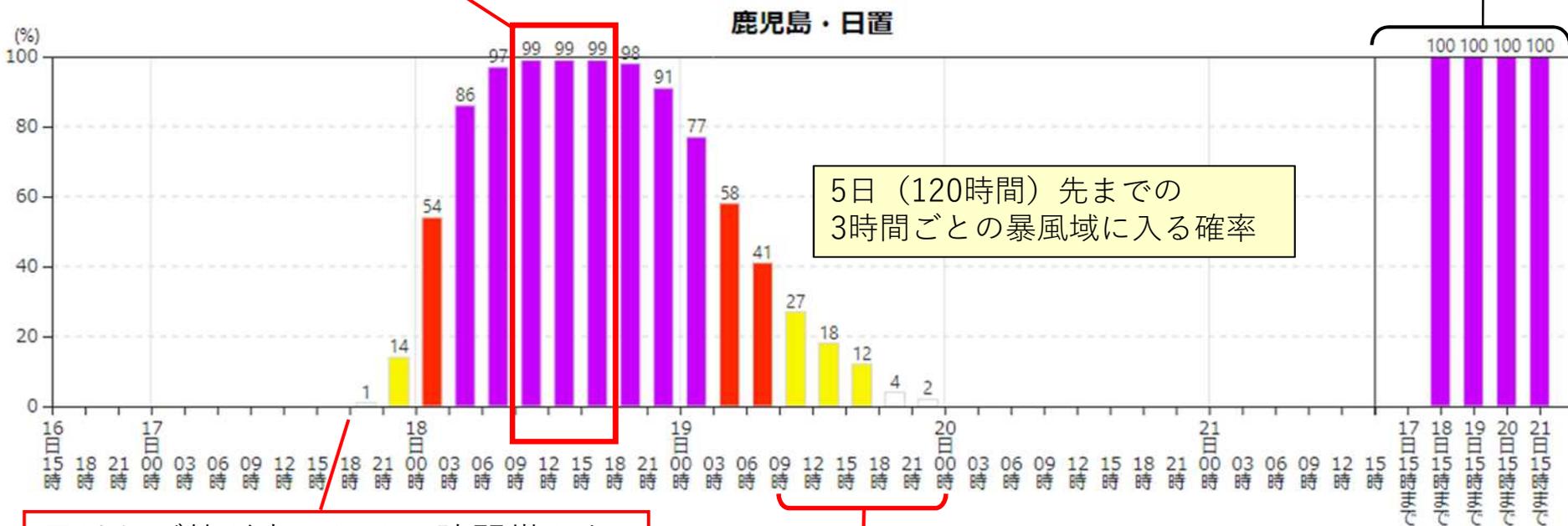
前スライドの分布図の地図をクリック（タップ）することにより表示

発表時間：3時、9時、15時、21時の約60分後

※ 発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～110分後となることもある

値がピークの時間帯（図では18日9時～18時）は、最も暴風域に入っている可能性が高い時間帯です。

24、48、72、96、120時間先までの暴風域に入る確率（積算値）



5日（120時間）先までの3時間ごとの暴風域に入る確率

早ければ値が出はじめる時間帯から（図では17日18時から）、暴風域に入る可能性があります。

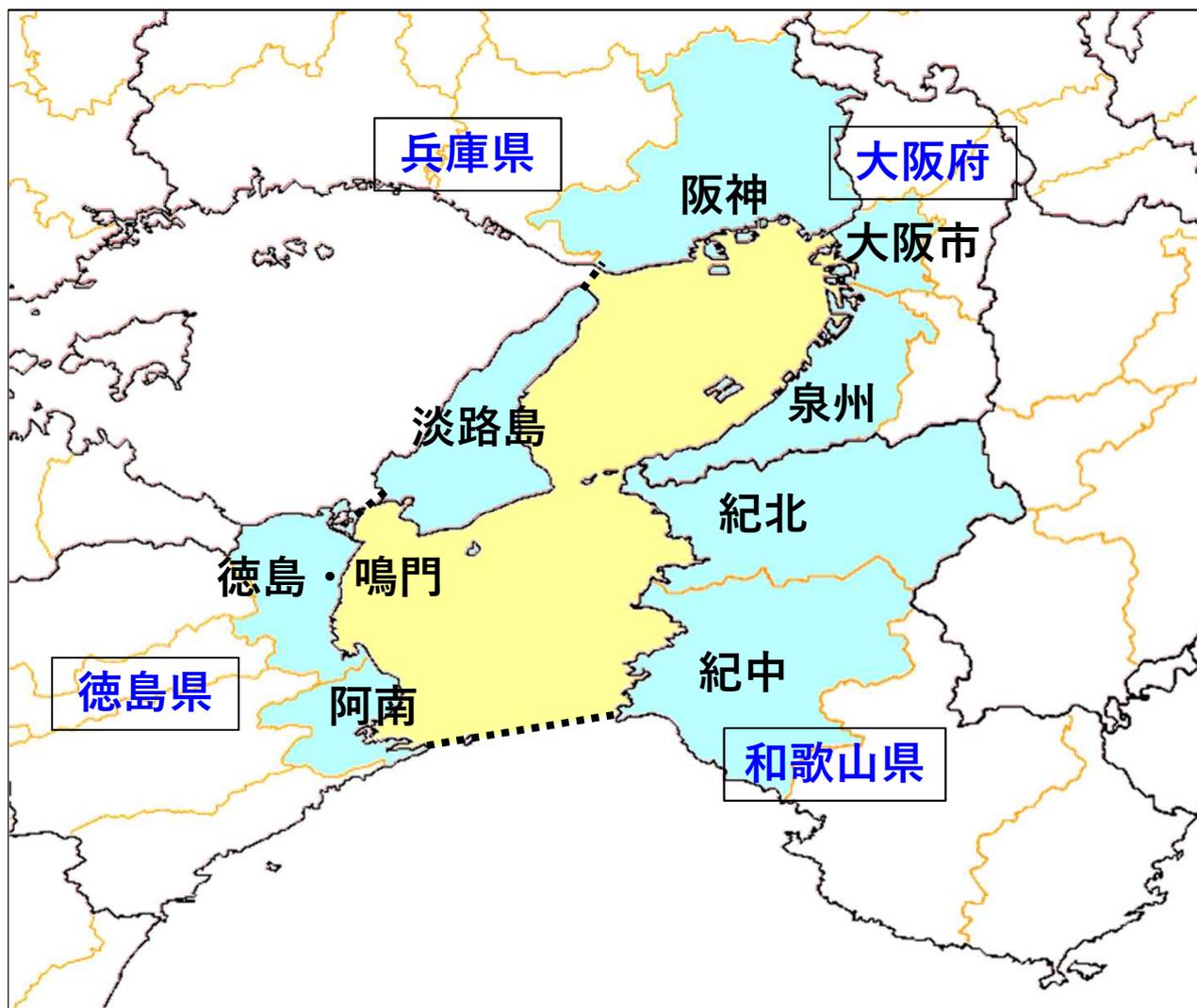
値が小さくなった時間帯（図では20日0時まで）でも、まだ暴風域に入っている可能性があることに注意が必要です。

暴風域に入った場合の危険は大きいので、発表されている確率が低くても、確率の変化傾向やピークの時間帯に注目し、常に最新の予報を利用してください。

【参考】市町村等をまとめた地域

暴風域に入る確率（地域ごとの値）は、「市町村等をまとめた地域」ごとに表示されます。

大阪湾・紀伊水道に面した「市町村等をまとめた地域」は次のとおり。



台風に関する気象情報（全般台風情報）

位置情報

令和4年 台風第14号に関する情報 第103号 (位置)
令和4年9月19日09時50分 気象庁発表

(見出し)

台風第14号は、大型で強い台風から、大型の台風に変わり、下関市付近を1時間におよそ15キロの速さで北北東へ進んでいます。

(本文)

大型の台風第14号は、19日9時には下関市付近の北緯33度55分、東経130度50分にあつて、1時間におよそ15キロの速さで北北東へ進んでいます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートルで、中心の北東側260キロ以内と南西側185キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。また、中心の東側750キロ以内と西側650キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いています。

この台風は19日10時には、下関市付近の北緯34度00分、東経130度55分にあつて、1時間におよそ15キロの速さで北北東へ進んでいるものと推定されます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートルで、中心の北東側260キロ以内と南西側185キロ以内では風速25メートル以上の暴風が、また、中心の東側750キロ以内と西側650キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いているものと推定されます。

台風の中心は、12時間後の19日21時には鳥取市の北北西約70キロの北緯36度05分、東経134度00分を中心とする半径45キロの円内に達する見込みです。中心の気圧は980ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルが予想されます。予報円の中心から半径270キロ以内では風速25メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。24時間後の20日9時には・・・(以下省略)

総合情報

令和4年 台風第14号に関する情報 第105号
令和4年9月19日11時03分 気象庁発表

(見出し)

大型の台風第14号は山口県付近にあつて北東へ進んでいます。西日本から北日本では暴風や高波、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒してください。なお、九州北部地方、中国地方、四国地方では19日日中にかけて、近畿地方では20日午前中にかけて、東海地方では19日夜から20日午前中にかけて線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があります。

(本文)

[台風の現況と予想]

大型の台風第14号は、19日10時には下関市付近にあつて、1時間におよそ15キロの速さで北東へ進んでいます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートルで、中心の北東側260キロ以内と南西側185キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

九州北部地方、中国地方、四国地方では、風速25メートル以上の暴風域に入っている所があります。台風は20日にかけて本州付近を北東へ進み、20日夜までには日本の東で温帯低気圧に変わる見込みです。西日本から北日本の広い範囲で20日にかけて台風の影響を受けるおそれがあります。

[防災事項]

<暴風・高波>

鹿児島県に発表していた暴風特別警報は強風注意報に、波浪特別警報は波浪警報に切り替えました。

西日本では海上を中心に猛烈な風が吹いて、猛烈なしけとなっている所があります。西日本から北日本では20日にかけて暴風となるでしょう。西日本ではうねりを伴って猛烈なしけとなり、東日本から北日本では大しけとなる所がある見込みです。

19日に予想される最大風速(最大瞬間風速)は、九州北部地方、中国地方、四国地方、近畿地方

30メートル(45メートル)

九州南部、北陸地方、東海地方 25メートル(35メートル)

20日に予想される最大風速(最大瞬間風速)は

中国地方、近畿地方、北陸地方 30メートル(45メートル)

四国地方、東海地方、東北地方 25メートル(35メートル)

関東甲信地方、北海道地方 23メートル(35メートル)

の見込みです。

19日に予想される波の高さは、・・・(以下省略)

【参考】5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）

〇〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

【気象庁HPでの表示例】

翌日まで

・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

2日先～5日先まで

・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

〇〇県南部 警報級の可能性	3日	4日			5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18				
大雨	[中]	-			-	-	[中]	-
暴風	-	[高]			-	[中]	[高]	-
波浪	-	[高]			-	[中]	[高]	-
高潮	-	[高]			-	[中]	[高]	-

[高]: 警報を發表中、又は、警報を發表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。

[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

※警戒レベルとの関係

早期注意情報(警報級の可能性)*...【警戒レベル1】

*大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

2日先から5日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

- ・ 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象です。
- ・ [高] や [中] が発表されたときは、心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するようにしてください。

スマートフォン



パソコン、タブレット



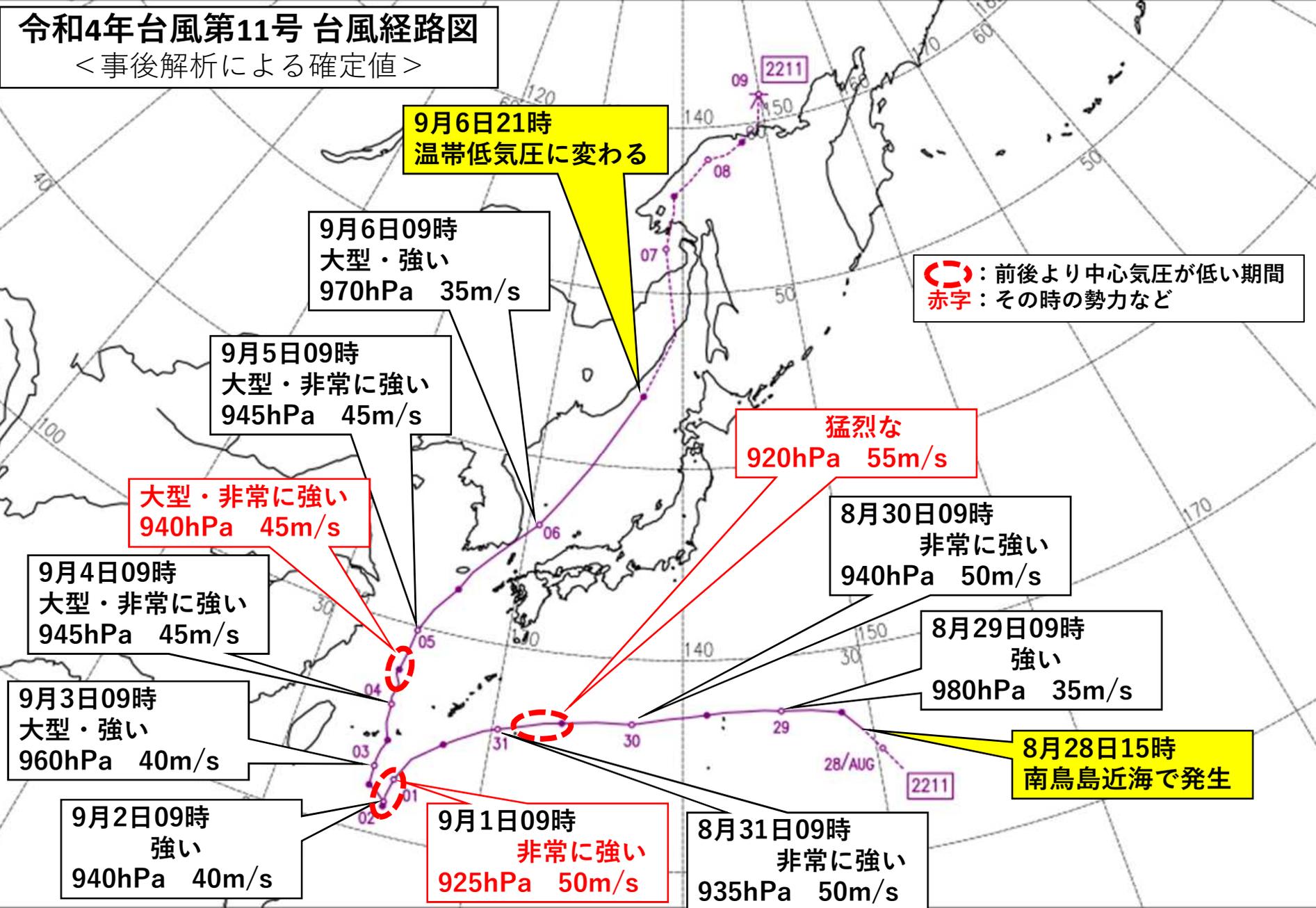
気象庁トップページの二次元コードはこちらから！ →



1. 台風について
2. 台風に関する情報について
- 3. 令和4年台風第11号及び第14号の
予想と実況について**

令和4年台風第11号 台風経路図

<事後解析による確定値>



経路上の○印は傍らに記した日の午前9時、●印は午後9時（いずれも日本標準時）の位置で→|は消滅を示します。

経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示します。

台風第11号の進路予想

9月2日～5日（09時） の進路予想

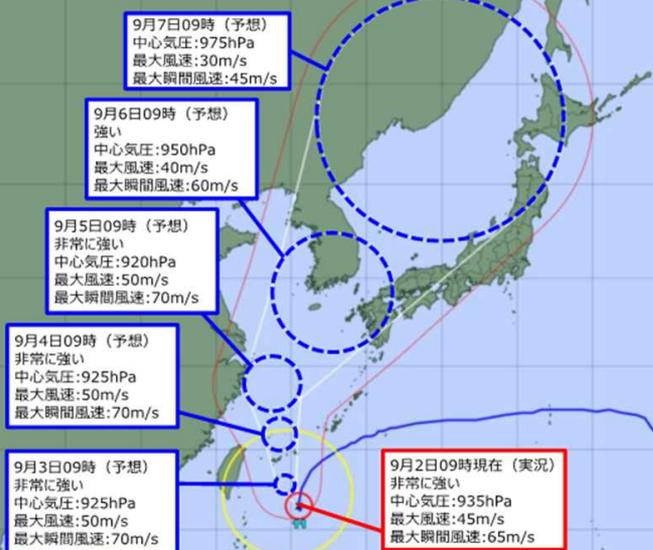
9月3日9時の予想では、大阪湾・紀伊水道に暴風警戒域がかかる予想であった。

4日9時の予想では、台風の進路予想の幅が狭まり、大阪湾・紀伊水道に暴風警戒域がかからない予想となった。

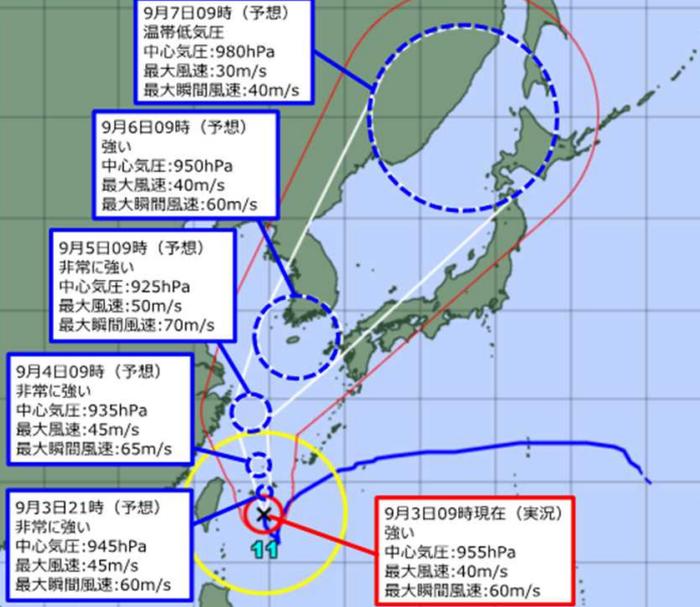
（注意）

一旦、暴風警戒域にかからない予想となっても、予想進路が変わったり、暴風域の予想が広がることにより、再び暴風警戒域がかかる予想となる可能性もあるため、常に最新の予想で確認する必要があります。

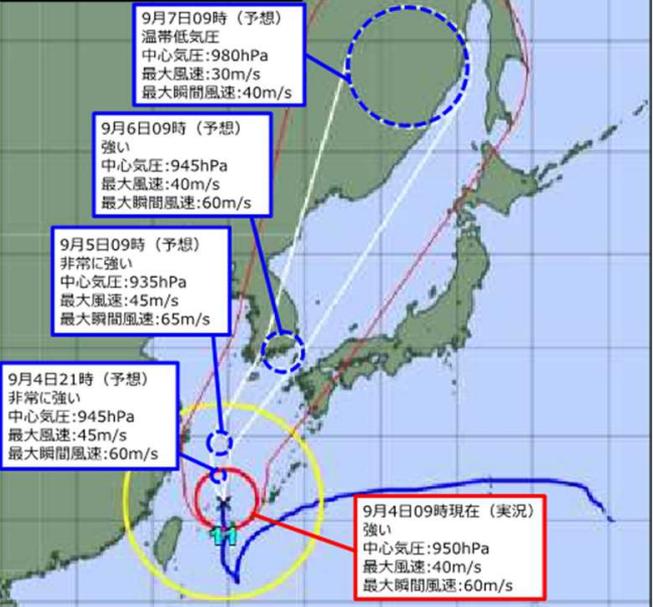
台風情報（2日09時）



台風情報（3日09時）



台風情報（4日09時）



台風情報（5日09時）

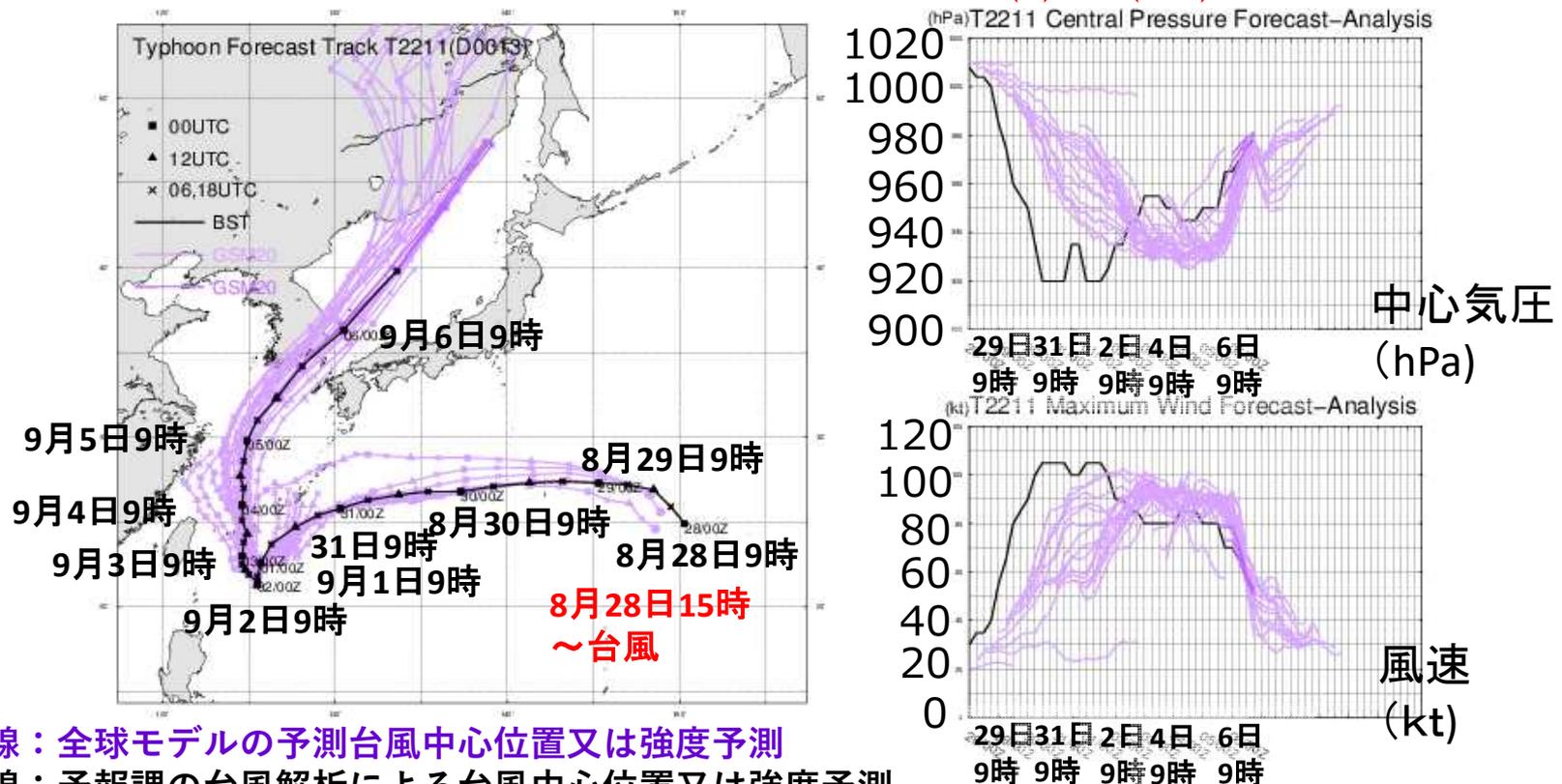


台風第11号のモデルによる予測と速報解析との比較

- 全球数値予報システム（GSM）による8月28日9時から9月6日15時までの6時間毎の予測
- ▶ 発生から9月2日頃にかけては、台風の急発達や衰弱がうまく予測できなかった。
 - ▶ 北上時（9月3日以降）は解析に比べて東シナ海を西寄りに北上する傾向がみられた。
- （実際の進路予測は、単一モデルによる予測だけではなく複数のモデル予測を利用している。）

T2211(D0013) Typhoon Forecast and Analysis (Track and Intensity)

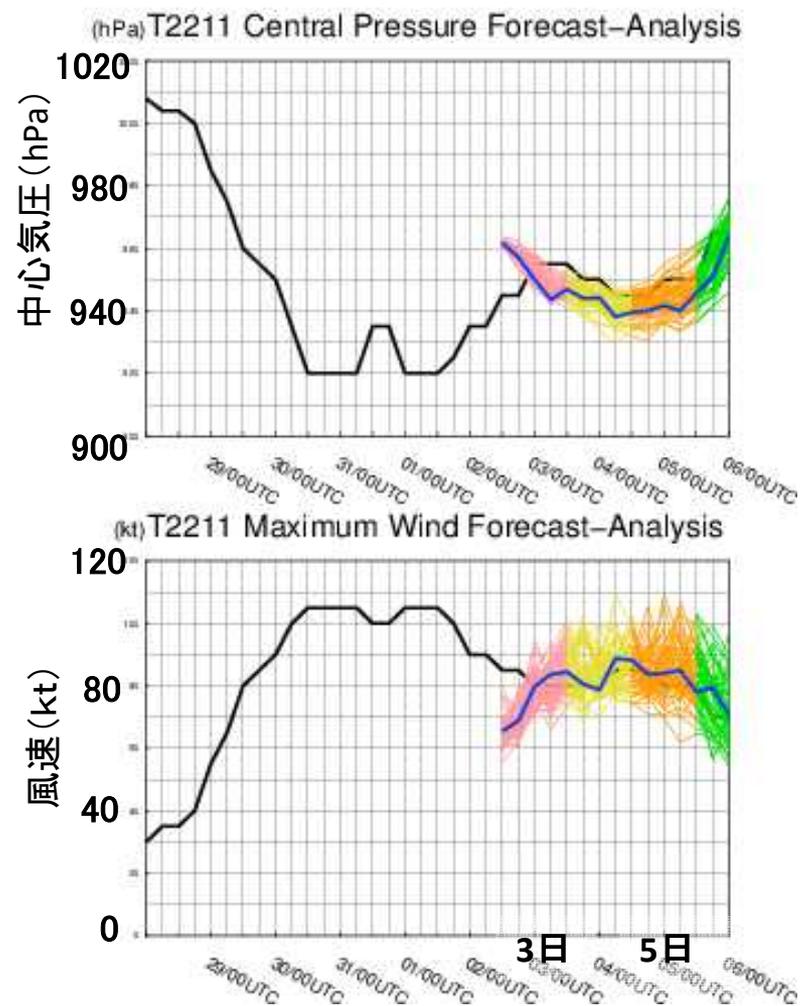
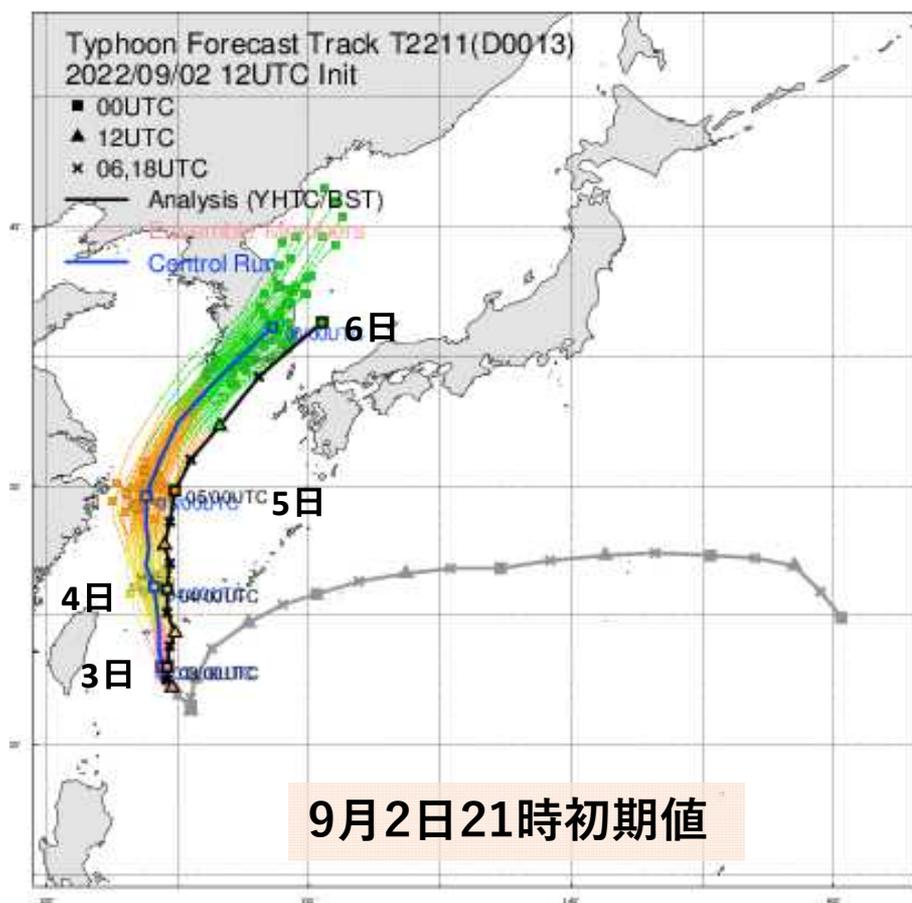
モデルでは発達、急発達期間 ←→ 実況では維持期間



台風第11号のアンサンブル予報と速報解析との比較

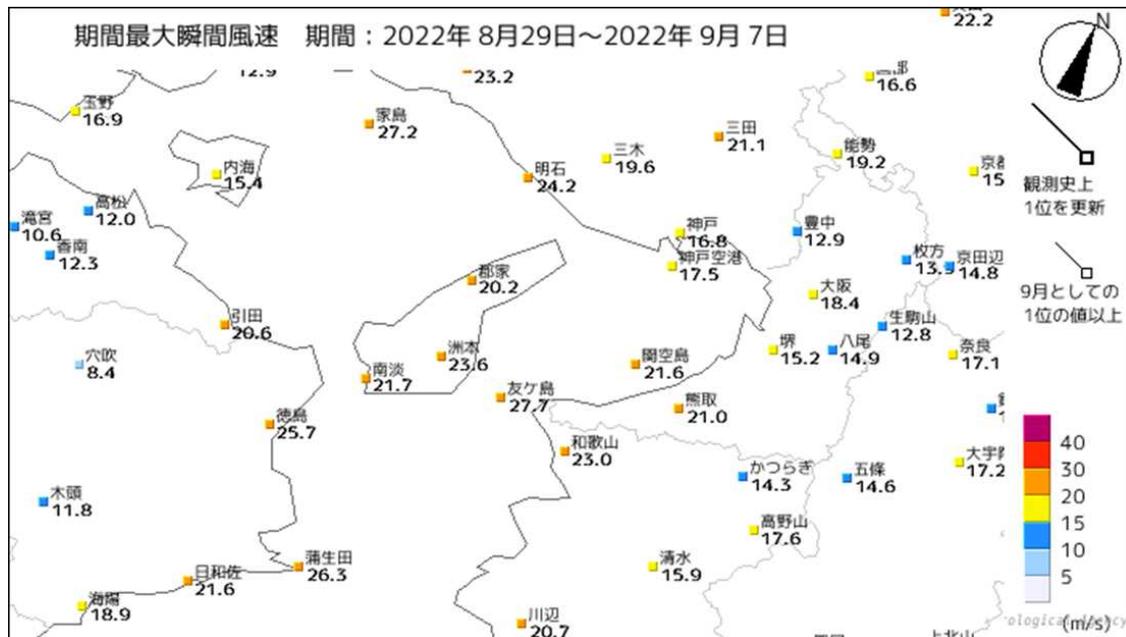
9月2日21時初期値のアンサンブル予報では、速報解析より全体的に西側を北上する予想であった。

T2211(D0013) Ensemble Typhoon Forecast (Track and Intensity) – 2022/09/02 12UTC –



台風第11号 最大瞬間風速・最大風速

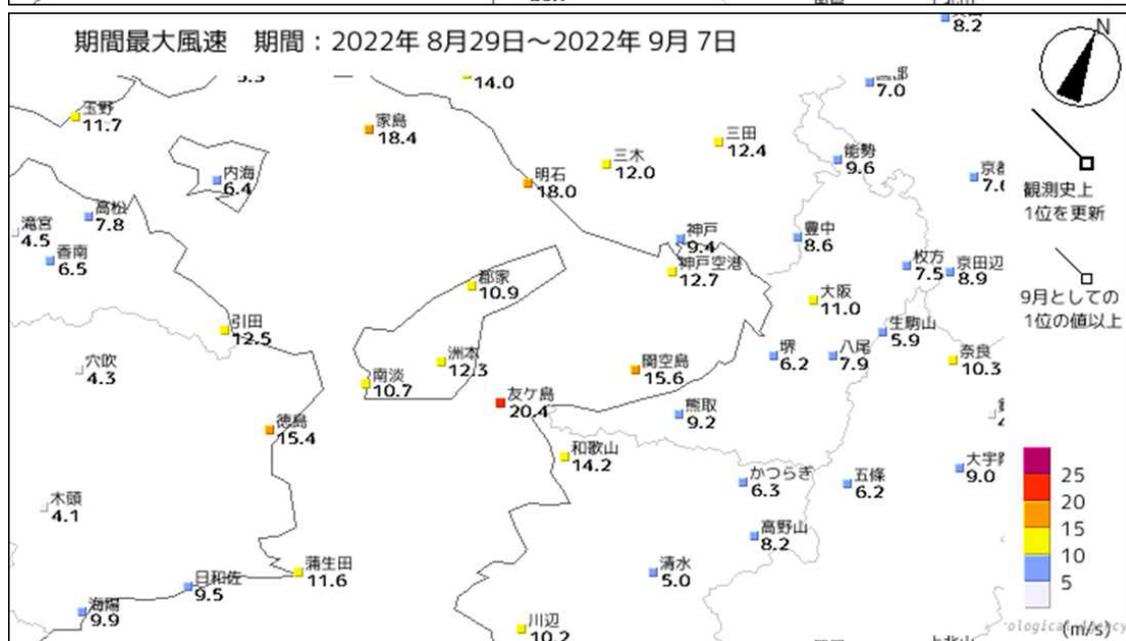
期間最大瞬間風速 期間：2022年8月29日～2022年9月7日



2022年8月29日～9月7日の 期間最大瞬間風速

神戸空港	17.5 m/s
関空島	21.6 m/s
友ヶ島	27.7 m/s
和歌山	23.0 m/s
徳島	25.7 m/s

期間最大風速 期間：2022年8月29日～2022年9月7日



2022年8月29日～9月7日の 期間最大風速

神戸空港	12.7 m/s
関空島	15.6 m/s
友ヶ島	20.4 m/s
和歌山	14.2 m/s
徳島	15.4 m/s

令和4年台風第14号 台風経路図

<事後解析による確定値>

9月19日09時
大型
975hPa 30m/s

9月20日03時
温帯低気圧に変わる

9月18日19時頃
鹿児島県鹿児島市付近に上陸
大型・非常に強い
940hPa 45m/s

9月18日09時
大型・非常に強い
930hPa 45m/s

9月17日09時
大型・猛烈な
910hPa 55m/s

9月15日09時
大型
985hPa 25m/s

9月16日09時
大型・非常に強い
945hPa 45m/s

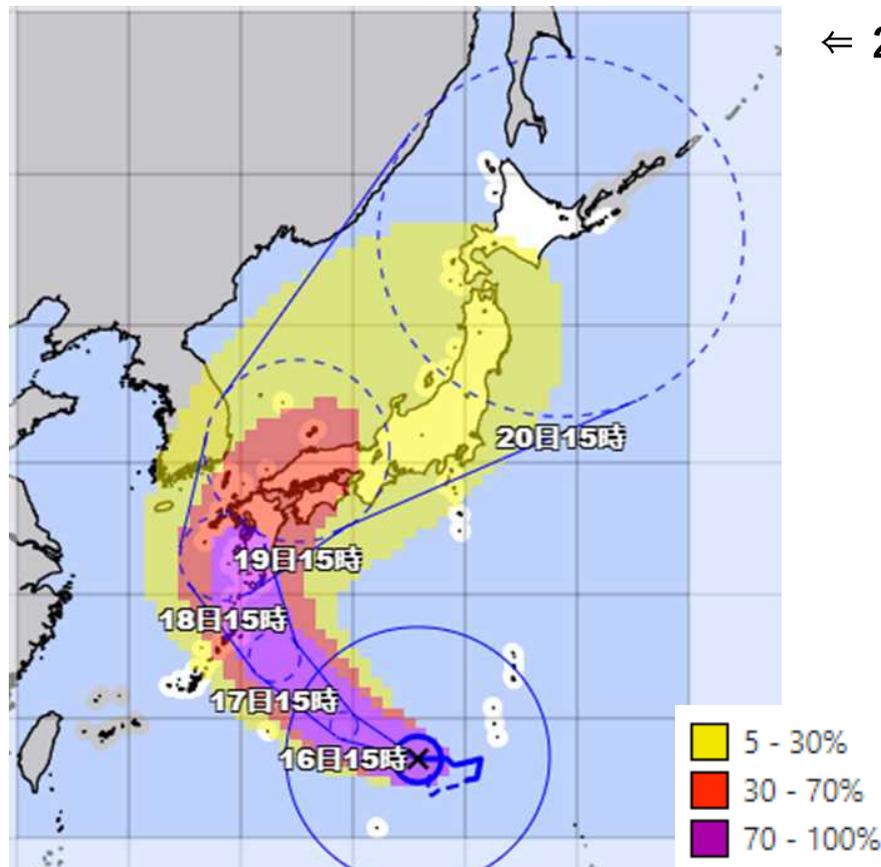
9月14日09時
996hPa 18m/s

9月14日03時
小笠原近海で発生

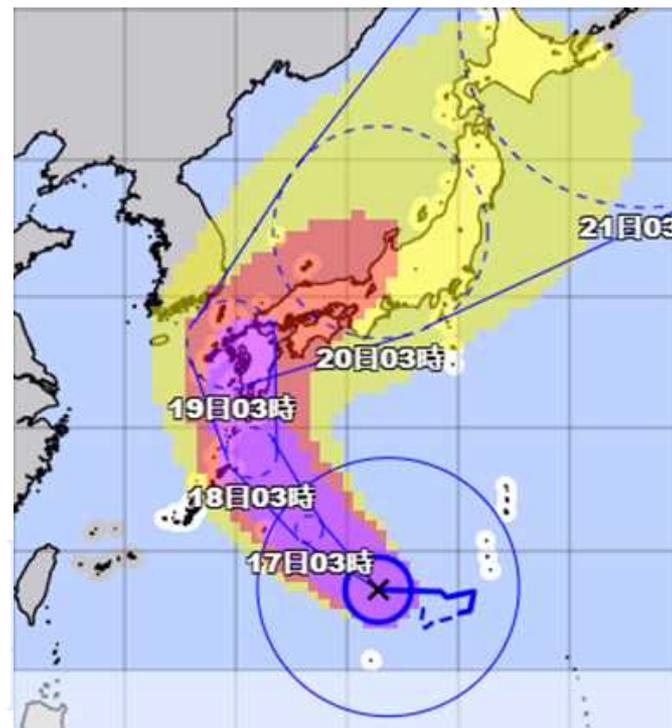
経路上の○印は傍らに記した日の午前9時、●印は午後9時（いずれも日本標準時）の位置で→は消滅を示します。
経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示します。

台風第14号 暴風域に入る確率

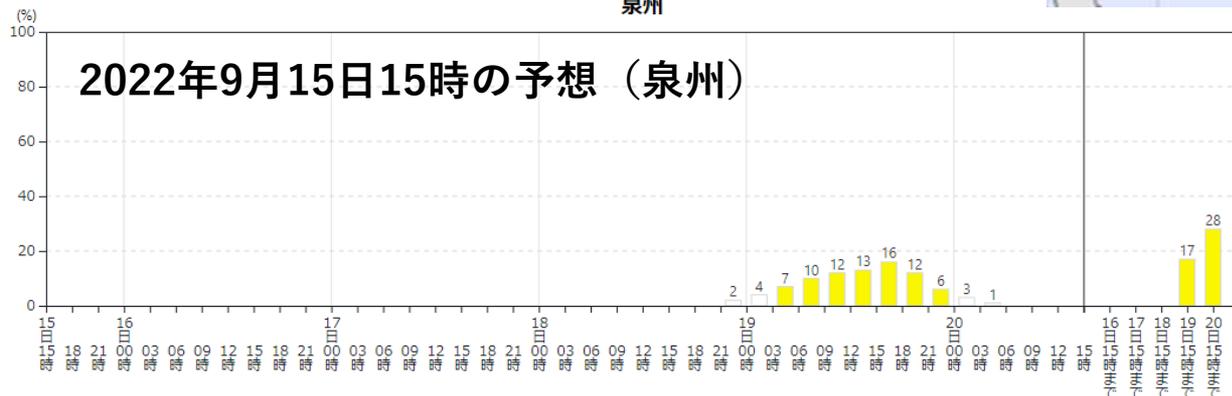
⇐ 2022年9月15日15時の予想



↓ 2022年9月16日3時の予想

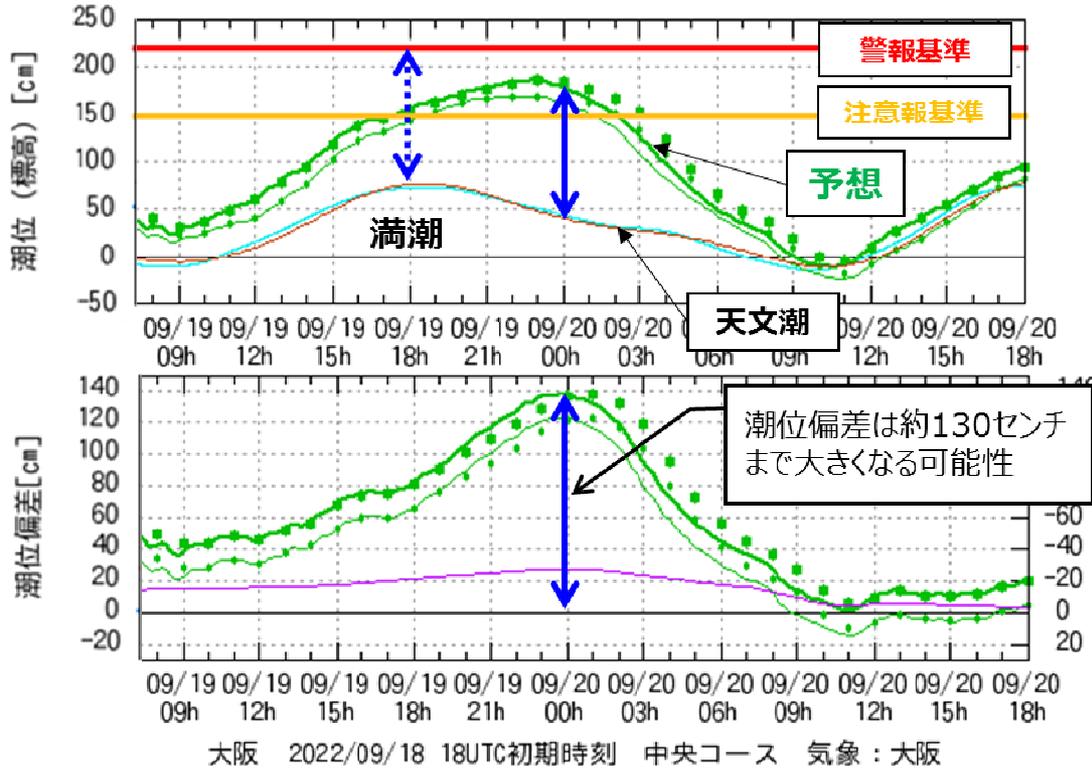


2022年9月15日15時の予想 (泉州)



台風が近畿地方に接近する3~4日前から次第に暴風域に入る確率が高まっていった。
(以降、画像なし)

台風第14号 高潮の予想と実況



大阪府の満潮時刻

検潮所名	市区町村	9月19日(月曜日)	
		午前	午後
淡輪	岬町	*	18:42
関空島	泉南市	*	18:50
岸和田	岸和田市	*	18:48
泉大津	泉大津市	*	18:36
堺	堺市	*	19:43
大阪	大阪市港区	*	18:52

- 台風の最接近は19日夜で満潮時刻を過ぎた下げ潮のときの予想。
- メインシナリオは、偏差は130センチ程度で、潮位は200センチ前後の注意報の見通し。
- 台風の最接近が早まって満潮時刻付近に重なった場合には警報級の可能性あり。

(令和4年9月19日大阪府司令部会議での説明資料より)

高潮の実況 (速報値)

最大潮位偏差

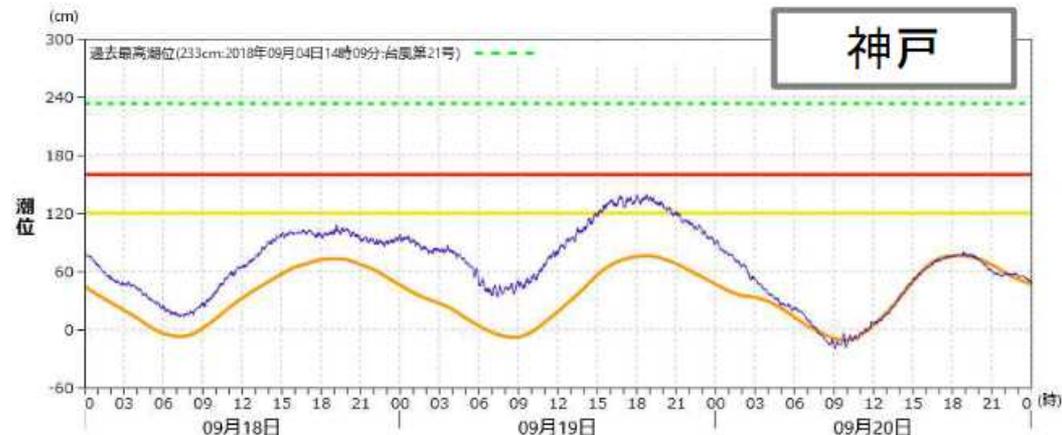
大阪 67cm (9月19日 15時52分)

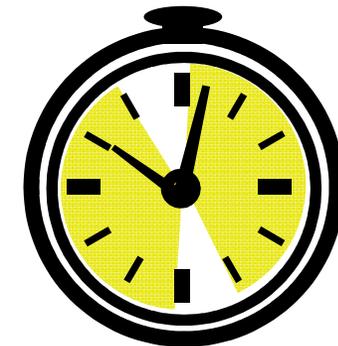
神戸 69cm (9月19日 13時30分)

最高潮位 (TP上)

大阪 132cm (9月19日 16時02分)

神戸 139cm (9月19日 18時02分)





令和4年 台風第第14号来襲に伴う 湾外避難勧告判断プロセス

報告時間目安：50分

令和5年2月28日（火）

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
（事務局：第五管区海上保安本部交通部）



愛します! 守ります! 日本の海
海上保安庁



第五管区海上保安本部

台風等の異常な気象・海象が予想される場合等において
走錯等に起因する事故防止に万全を期すため
湾外避難等の勧告・命令に関する制度等を創設
「海上交通安全法等の一部を改正する法律」令和3年7月1日施行

- 三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等
- ▶ 船舶の湾外避難、湾内の禁泊制限等の勧告・命令制度
 - ▶ 重要施設周辺海域等における走錯事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度
 - ▶ 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置
 - ▶ 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

湾外避難等の勧告・命令制度の対象海域



- ☑ 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(大阪湾・紀伊水道を含む)を対象
- ☑ 瀬戸内海は3つの海域に分けて運用されます

JCG 第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
電話 078-391-6551

産額事故防止に役立つ
以下のような実態を掲載しています。

※お問い合わせ先
〒750-0001 広島県広島市東区本町1-1-1
交通部航行安全課
電話 078-391-6551

大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール
第五管区海上保安本部では、勢力の強い台風による異常な気象・海象が予想される場合、海上交通安全法の規定に基づき、大阪湾(紀伊水道を含む)外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出します。

ルールの概要と対象海域

避難のルール

「対象海域外への避難」
ただし、対象海域内の台風の影響の少ない海域で避泊等することができる船舶は除く。

「入域の回避」
ただし、入域後、対象海域内の台風の影響の少ない海域で避泊等することができる船舶又は時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域外へ避難する船舶は除く。

「十分な時間的余裕を持った避難」

- 「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶
- 長さ200m以上 本船、フェリー、貨物船
 - 長さ160m以上 自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンク、タンカー
 - 総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く)
 - 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ただし、以下に該当する船舶は対象外です。
※定期航路に就航する内航船舶(内航定期船)・内航船舶(内航定期船を除く) ※「平水」(運航又は「運航」の航行区域を有する内航船舶)
- ※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。

協議会の設置、運営等に関すること

湾外避難、周知等に関すること

大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会条例

(目的等)

第1条 大島湾・松浦水道における防災対策の推進を図り、(災害対策型) (以下、「型」) による、船舶の定着による被害の防止等による人命の被害の防止その他の船舶交通の円滑を妨げず又はその阻害の防止を図り、必要に応じて行うべき海上交通安全の確保ならぬ事項と規定に基づき、大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 防災対策等に関する情報の共有
- ② 防災対策等により予想される大島湾・松浦水道に存する船舶への被害
- ③ 官民の連携の推進及び促進等
- ④ 協議事項の円滑な実施をより一層推進の観点及び対策の円滑
- ⑤ 船舶の定着による被害の防止その他の船舶交通の円滑の確保
- ⑥ その他協議会の設置による船舶交通の円滑の確保その他の防災の推進に必要と認められる事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次のとおりで構成する。

- 1 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、協議会に属する者とする。
- 3 協議会に幹事会を置く。
- 4 幹事会は、協議会の幹事に属する者をもって構成する。

(任期等)

第4条 会長は、選挙で選ばれる任期とする。

- 1 会長及び副会長は、任期が満了したとき、その職務を執行する。
- 2 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は認めない。

(選出)

第5条 会長は、次のとおりで選出又は任命される。

- 1 選出は、次の条件を決定する。
 - ① 県上層の協議会等
 - ② 市民生活防犯協議会等
 - ③ 防災協議会の自治(協議会の不承認又は人事異動の件) 議定書の作成による協議の推進を図る。
- 2 その他本協議会の設置に必要と認められる事項

協議会会則

大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会

(目的等)

本協議会、大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会の設置による船舶交通の円滑の確保等を行うものとする。大島湾・松浦水道における船舶交通の円滑の確保による船舶交通の円滑を図るための対策の推進に必要と認められる事項と規定に基づき、大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第1条 大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。

(協議会の構成)

第2条 協議会には、次に掲げる役員を置く。協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。

- ① 協議会長
- ② 協議会副会長
- ③ 協議会幹事
- ④ 協議会委員
- ⑤ 協議会事務局

(協議会の任期)

第3条 協議会には、次に掲げる役員を置く。協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。

- ① 協議会長
- ② 協議会副会長
- ③ 協議会幹事
- ④ 協議会委員
- ⑤ 協議会事務局

(協議会の任期)

第4条 協議会には、次に掲げる役員を置く。協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。大島湾・松浦水道沿岸等防災協議会に属する船舶は、海上交通安全の確保を図るものとする。

- ① 協議会長
- ② 協議会副会長
- ③ 協議会幹事
- ④ 協議会委員
- ⑤ 協議会事務局

対策要綱

《大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）》

対象となる台風の規模（第3条）

避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴い、中心付近の最大風速が風速40m/s以上のもの（以下、大型台風という。）

避難時期（第4条）

避難時期は、原則として大型台風の強風域が対象海域に到達する24時間前

避難措置に係る検討の開始（第5条）

台風5日間予報に基づき、対象海域に暴風警戒域が入るおそれがある場合

避難時期の検討（第6条）

3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること

3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること

検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする

解除時期（第9条）

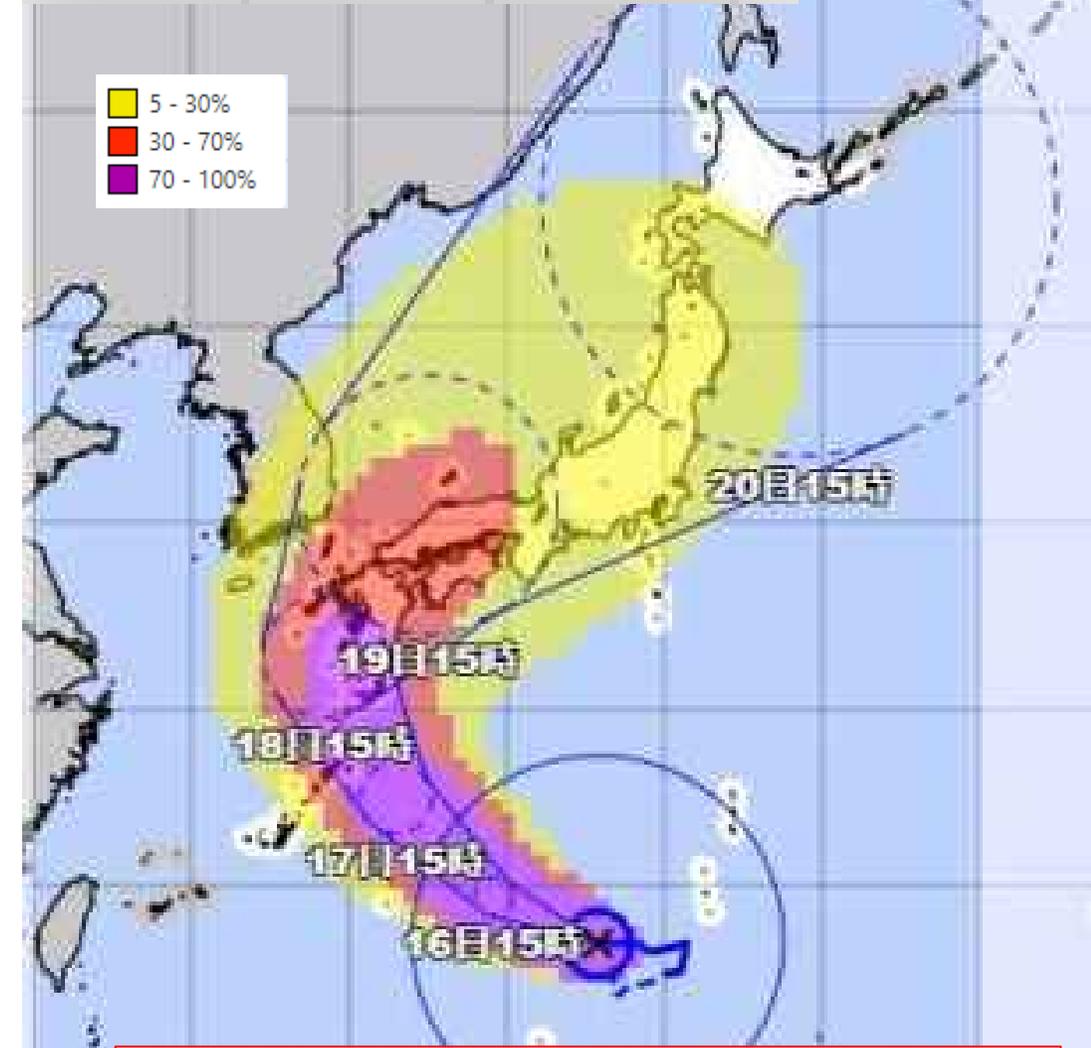
避難措置を解除する時期は、大型台風の暴風域が対象海域を通過した後とする

9/15(木) 12:45

中心風速 30m/s

中心気圧 980hPa

2022年09月15日15時

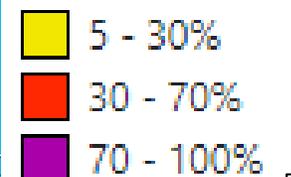
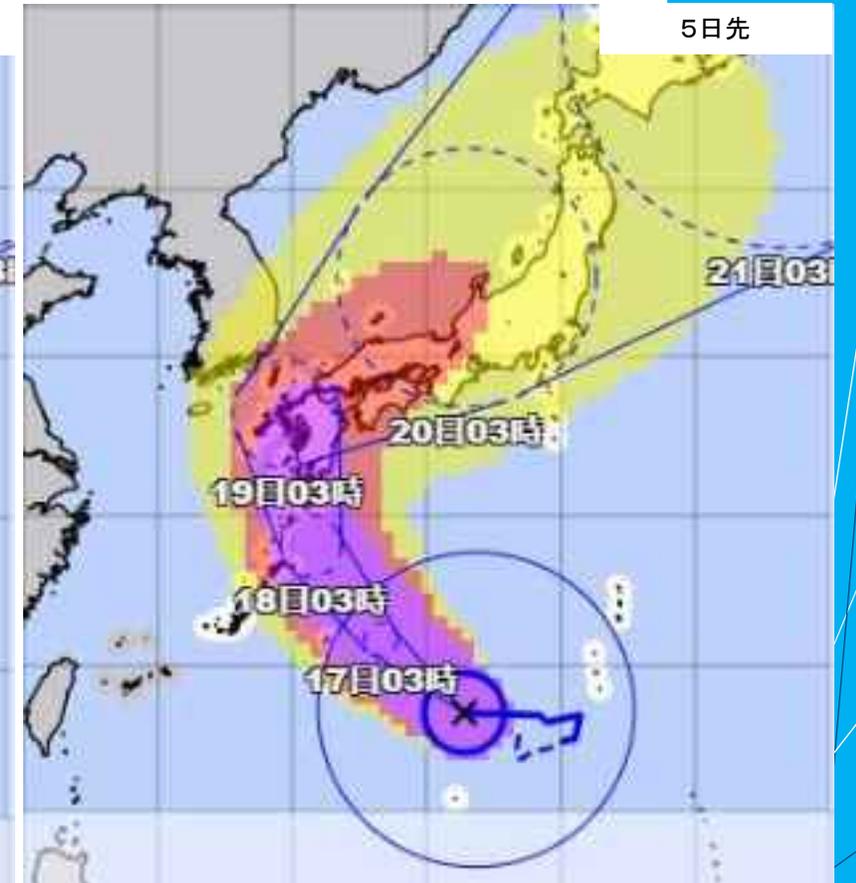
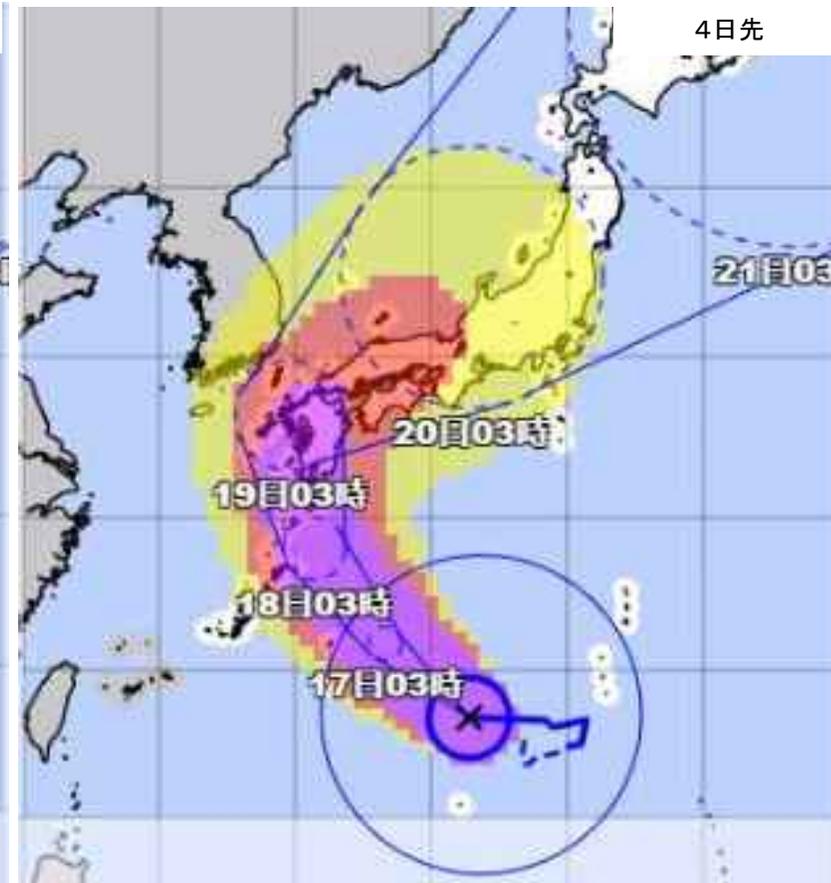


暴風警戒域が非常に広範囲

暴風域に入る確率は？

台風第14号 (暴風域に入る確率)

16日03時の情報



9/16(金)11:00

中心風速 45m/s

中心気圧 950hPa

台風第14号の進路予想

進路予想図 (9月16日09時50分発表)

【表示内容】 (表現がない場合は省略)

日時 台風の大きさ 台風の強さ
中心気圧 中心付近の最大風速(最大瞬間風速)
暴風域の半径の大きさ

20日09時
990 hPa 25m/s (35m/s)

21日09時 温帯低気圧
990 hPa 23m/s (35m/s)

19日09時 強い
975 hPa 35m/s (50m/s)

18日09時 非常に強い
950 hPa 45m/s (60m/s)

17日09時 非常に強い
940 hPa 45m/s (65m/s)

16日09時 大型 非常に強い
950 hPa 45 m/s (60m/s)
暴風域: 全域150km以内



16日の時点で、中心付近の最大風速が
45m/s の台風 に勢力が拡大

3日後 (19日09時頃) には暴風
警戒域が**対象海域にかか**る可能性
が出てくる



メール連絡

【連絡先】

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会 構成員

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会

(事務局: 第五管区海上保安本部)

令和4年9月16日

午前 11 時 00 分

送信枚数 2 枚

台風第14号(ナンマドル)接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置に係る検討を開始しました(周知)

気象庁台風5日間予報(令和4年9月16日午前9時発表)によれば、大阪湾及び紀伊水道に暴風警戒域が入るおそれがあることから、大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第5条の規定に基づき、

事務局において、避難措置に係る検討を開始

しましたので、要綱第10条第1項の規定によりお知らせします。

傘下の関係者への周知をお願いいたします。

なお、避難の要否、時期等について決定しましたら、お知らせします。

【お知らせ・お願い】

現在の台風情報に基づく、次のお知らせは、16日(金)夕方頃の見込みです。

なお、台風への対応をご心配されていることは承知しておりますが、台風対策検討などの事務に支障がでますので、個別のお問い合わせ等は、お控えいただきますようお願いいたします。

第五管区海上保安本部交通部

航行安全課 田川・林田 (内線 2020)

電話 078-391-6351 (代表)

(参考)

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱(抜粋)

第5条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会事務局(以下、事務局という)は、気象庁が発表した予報(台風5日間予報)に基づき、対象海域に大型台風の暴風警戒域が入るおそれがある場合に、避難措置に係る検討を開始することとする。

(周知)

第10条 第5条に基づいて避難措置に係る検討を開始したときは、事務局は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。

2 事務局は、協議した結果について速やかに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。ただし、第五管区海上保安本部長が海上交通安全法第32条第2項に基づく避難及び解除にかかる勧告(別紙2のとおり)の発表※の時期と差異がない場合はこの限りではない。

3 周知時期に要しては、夜間及び休日等を勘案して実施することとする。

4 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員は、協議された結果の周知を受けたとき、または、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく、避難又は解除にかかる勧告が発表されたときは、傘下の関係団体及び船舶等に周知することとする。

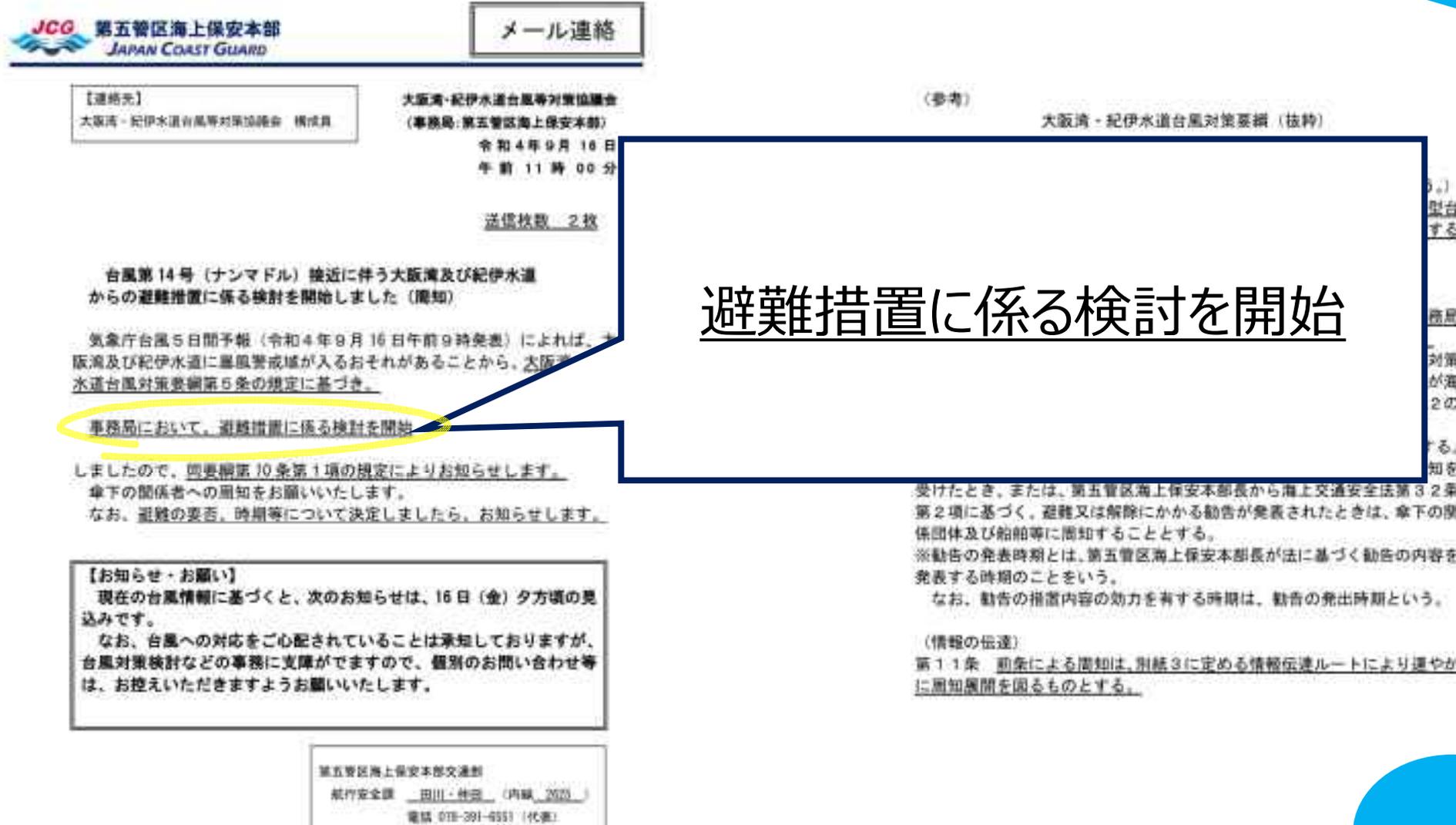
※勧告の発表時期とは、第五管区海上保安本部長が法に基づく勧告の内容を発表する時期のことをいう。

なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期という。

(情報の伝達)

第11条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

全ての構成員に周知



避難措置に係る検討を開始

全ての構成員に周知



メール連絡

【連絡先】

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 会長（神戸商船防止研究会 会長）
 副会長（大阪湾水先区水先人会 会長）
 各港の台風対策に係る協議会の代表
 ① 大阪湾船舶海上防災協議会 会長
 ② 関西圏船舶海上防災協議会 会長
 ③ 関西圏船舶海上防災協議会 会長
 ④ 関西圏船舶海上防災協議会 会長
 ⑤ 関西圏船舶海上防災協議会 会長

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会

（事務局：第五管区海上保安本部）

令和4年9月16日
 午前11時00分

送信枚数 2枚

台風第14号（ナンマドル）接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置に係る検討を開始しました（通報）

気象庁台風5日間予報（令和4年9月16日午前9時発表）によれば、大阪湾及び紀伊水道に暴風警戒域が入るおそれがあることから、大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第5条の規定に基づき、

事務局において、避難措置に係る検討を開始

しましたので、同要綱第5条の規定により通報します。

なお、事務局では、同要綱第6条に基づき避難時期を検討し、おいて、同要綱第7条に基づき、宛先の皆様へ避難時期等について協議しますので、あらかじめお知らせします。

【問合せ先】

第五管区海上保安本部交通部
 航行安全課 田川・林田（内線 2025）
 電話 079-391-5551（代表）
 直通 林田 079-391-0064

（参考）

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）

（避難措置に係る検討の開始）

第5条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会事務局（以下、事務局という。）は、気象庁が発表した予報（台風5日間予報）に基づき、対象海域に大型台風の暴風警戒域が入るおそれがある場合に、避難措置に係る検討を開始することとする。

② 事務局は、前項の検討を開始したときは、速やかにこれを第7条により協議を行う構成員に通報しなければならない。

（避難時期の検討）

第6条 事務局は、以下の基準をともに満たすことを考慮し避難時期を検討することとする。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること。
- ③ 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

（避難時期等の協議）

第7条 大型台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に協議を行うこととする。ただし、大型台風の動向に対応して速やかに避難時期を構築する必要があることから、同協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、同協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

② 事務局は、大型台風の勢力、進路、速力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に当てはまらなかったのでは避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後開催される最初の総会に報告しなければならない。

協議先の構成員に通報

9/16(金) 11:00

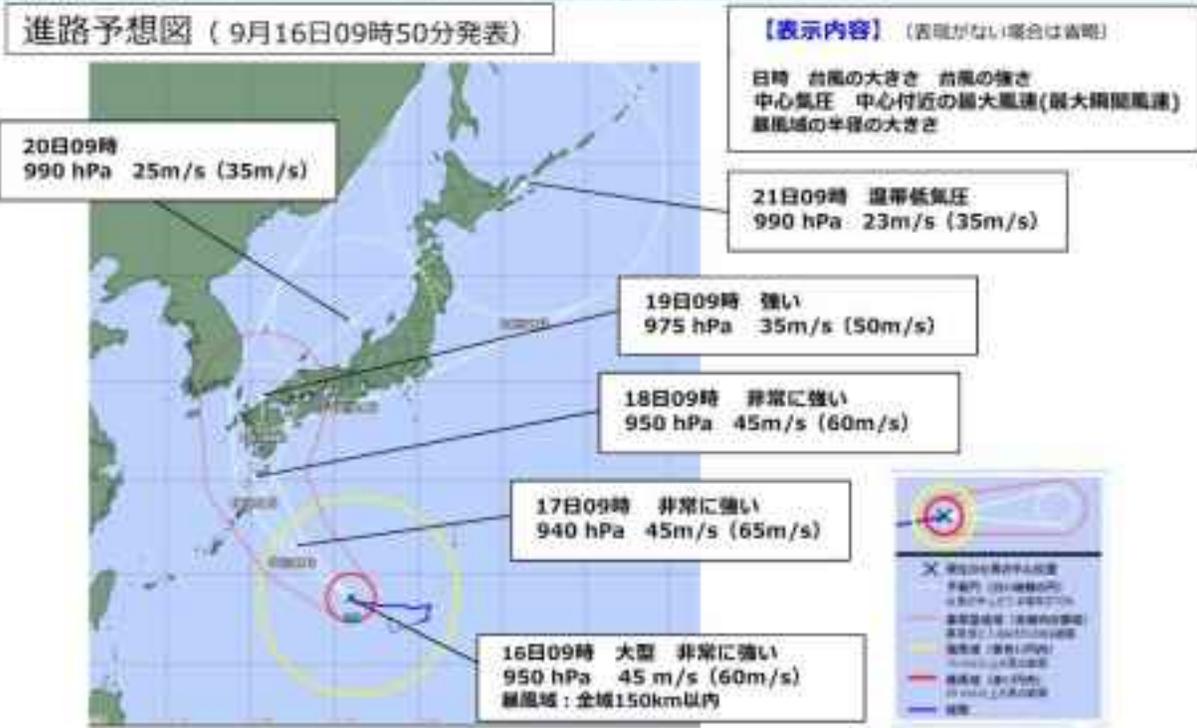
中心風速 45m/s

中心気圧 950hPa



このまま進めば、**最大風速40m/s以上で暴風警戒域が、対象海域に入域する可能性がある**ことを神戸地方気象台に確認

台風第14号の進路予想

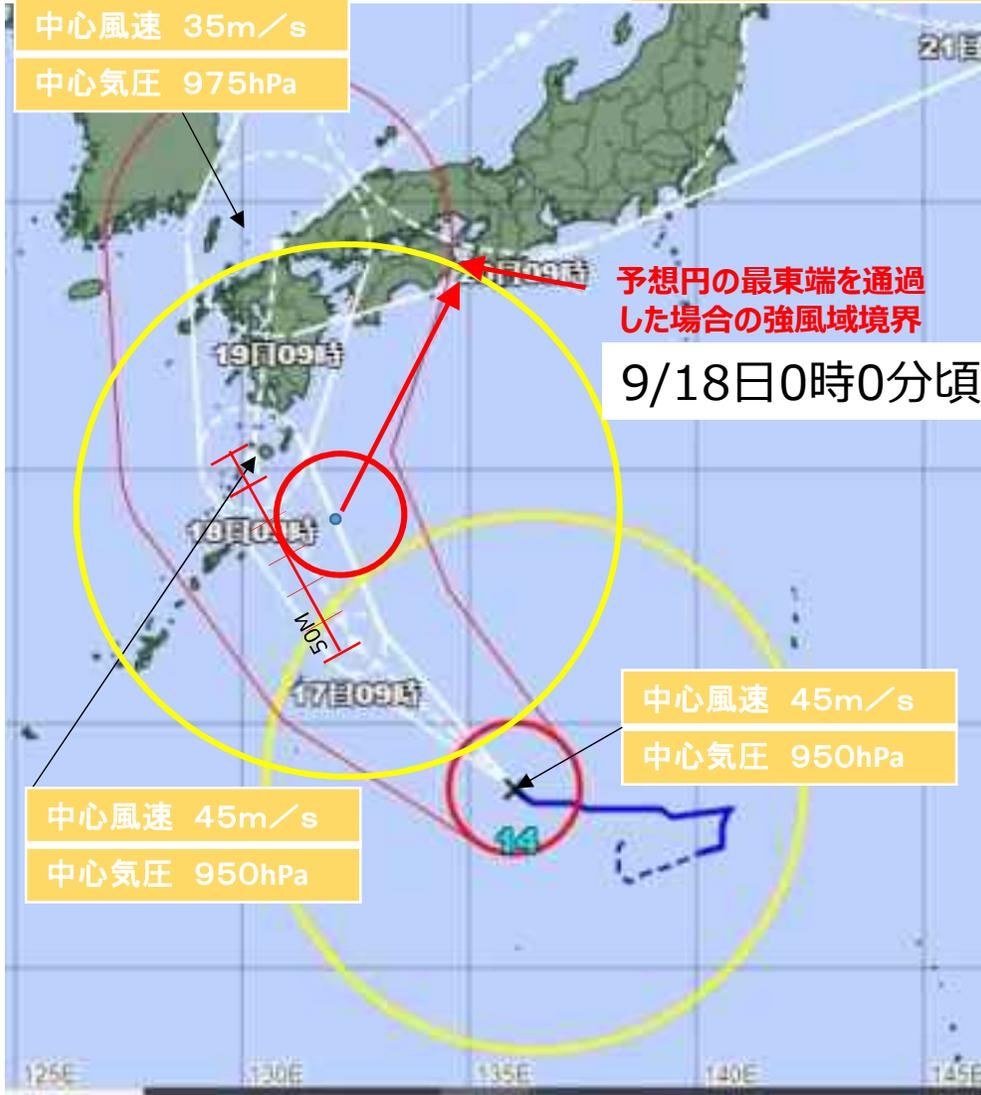


対象海域への入域する時期を踏まえて、**避難時期や勧告を発出することについて協議会へ協議することとした。**

9/16(金) 14:00

中心風速 45m/s

中心気圧 950hPa



台風の針路

予想円の**最も東を通過した場合**、最新の予想(針路、速力)から、

✓ **大阪湾・紀伊水道海域にかかる見込み**

✓ **中心付近の最大風速の予想も40m/s以上**

と予想される。

【勧告時期】

✓ 紀伊水道強風域到達が18日午前零時頃であることから、強風域到達の24時間前の

✓ **17日午前零時**

に湾外避難勧告を措置することを提案



メール連絡

【連絡先】
 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 会長（神戸海難防止研究会 会長）
 副会長（大阪湾水先区水先人会 会長）
 各港の台風対策に係る協議会の代表
 ① 北摂南河内地区気象協会 会長
 ② 新舞子地区気象協会 会長
 ③ 堺地区気象協会 会長
 ④ 泉佐野地区気象協会 会長
 ⑤ 淡路地区気象協会 会長

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 （事務局：第五管区海上保安本部）
 令和4年9月16日
 午後4時30分

送信枚数 2枚

台風第14号（ナンマドル）接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置について（協議）

事務局において、避難措置について、気象庁台風5日間予報（令和4年9月16日午後2発表）の3日後の予報を基に、大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第3条、4条、6条の各条に定める基準等を考慮し検討しました。以下のとおり措置することについて、同要綱第7条に基づき協議します。協議の結果、ご了承いただけましたら、構成員へ周知することとします。

現時点における気象庁台風情報によれば、別添のとおり大阪湾・紀伊水道の対象海域に暴風警戒域内が入る可能性もあることから、海外避難勧告措置を

9月17日午前零時とすることを提案いたします。

なお、週末、夜間の措置となることから協議決定のうえは、速やかに発表することとします。（9月16日17時頃の見込み）

【閉合せ先】
 第五管区海上保安本部交通部
 航行安全課 前田・仲道（内線 2820）
 電話 078-391-8551（代表）
 承継・休日 078-391-0064

（参考）

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）

（対象となる台風の種類）
 第3条 避難措置の対象となる台風の種類は、対象海域の到達時において暴風域を含むもので、中心付近の最大風速（10分間平均）が4.0m/s以上のもの（以下、大型台風という。）とする。

（避難時期）
 第4条 避難時期は、原則として、大型台風の暴風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、大型台風の種類、速力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

（避難時期の検討）
 第5条 事務局は、以下の基準をもとに満たすことを考慮し避難時期を検討することとする。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が4.0m/s以上であること。
- ③ 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

（避難時期等の協議）
 第7条 大型台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に協議を行うこととする。ただし、大型台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、同協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、同協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

② 事務局は、大型台風の勢力、進路、速力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に満たない場合は避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後関係される最初の報告に報告しなければならない。

協議先の構成員に協議

【連絡先】
 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 会長（神戸海難防止研究会 会長）
 副会長（大阪湾水先区水先人会 会長）
 各港の台風対策に係る協議会の代表
 （ 広島県防衛計画部 部長
 新幹線防犯部防犯課防犯係長、水産庁防犯課長 部長
 和歌山県水産部防犯課 部長
 和歌山県水産部防犯課 部長 ）

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 （事務局：第五管区海上保安本部）
 令和4年9月16日
 午後4時30分
 送信枚数 2枚

台風第14号（ナンマドル）接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置について（協議）

事務局において、避難措置について、気象庁台風5日間予報（令和4年9月16日午後2発表）の3日後の予報を基に、大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第3条、4条、6条の各条に定める基準等を考慮し検討しました。以下のとおり措置することについて、同要綱第7条に基づき協議します。協議の結果、ご了承いただけましたら、構成員へ周知することとします。

現時点における気象庁台風情報によれば、別添のとおり大阪湾・紀伊水道の対象海域に暴風警戒域内が入る可能性も考えられます。このため、湾外避難勧告措置を

9月17日午前零時とすることを提案いたします。
 なお、週末、夜間の措置となることから協議決定のうえは、速やかに発表することとします。（9月16日17時頃の見込み）

【問合せ先】
 第五管区海上保安本部交通部
 航行安全課 前田・仲道（内線 2820）
 電話 078-391-8551（代表）
 承継・休日 078-391-0064

（参考） 大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）

（対象となる台風の種類）
 第3条 避難措置の対象となる台風の種類は、対象海域の到達時において暴風域を伴うものである。

（避難時期）
 第5条 避難措置は、対象海域の到達時において暴風域を伴うものである。ただし、本要綱第7条の規定による協議を要するものとする。

（避難時期）
 第7条 協議会の幹事会の構成員のうち、速やかに避難体制を構築する必要があることから、協議会の幹事会の構成員のうち、速に定める構成員による協議をもって、同協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
 - ② 副会長
 - ③ 大阪湾水先区水先人会会長
 - ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
 - ⑤ 第五管区海上保安本部長
- 2 事務局は、大型台風の勢力、進路、運力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に満たない場合は避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後関係される最初の報告に報告しなければならない。

湾外避難勧告措置を9月17日午前零時とすることを提案

協議先の構成員に協議

台風第14号の進路予想

進路予想図 (9月16日09時50分発表)

【表示内容】 (表記がない場合は省略)

日時 台風の大きさ 台風の強さ
中心気圧 中心付近の最大風速(最大瞬間風速)
暴風域の半径の大きさ20日09時
990 hPa 25m/s (35m/s)21日09時 温帯低気圧
990 hPa 23m/s (35m/s)19日09時 強い
975 hPa 35m/s (50m/s)19日09時 強い
975 hPa 35m/s (50m/s)18日09時 非常に強い
950 hPa 45m/s (60m/s)17日09時 非常に強い
940 hPa 45m/s (65m/s)16日09時 大型 非常に強い
950 hPa 45 m/s (60m/s)
暴風域: 全域150km以内

協議の結果

3日後(19日09時頃)の予報では中心付近の最大風速が**35m/s**で**減衰**していくことから、勧告を措置する必要性はないのではないかとこの意見を踏まえて、**あらためて大阪管区气象台に最新の気象情報を収集。最新予報では、最大風速40m/s以上の勢力を維持したまま対象海域に入域することがないことを確認。**

再協議を行い、**湾外避難勧告を実施しない**ことで承認され、構成員へ周知した。



メール連絡

【連絡先】
大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会 構成員

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
(事務局:第五管区海上保安本部)
令和4年9月18日
午後5時50分

送信枚数 2枚

台風第14号(ナンマドル)接近に伴う大阪湾及び紀伊水道
における避難措置について(周知)

気象庁台風5日間予報(最新の情報を確認)に基づき、大阪湾・紀伊水道
における湾外等避難措置について検討したところ、以下のとおりとなりました
ので、お知らせします。傘下の関係者への周知をお願いいたします。

1. 現時点における最新の気象庁台風情報によれば、気象庁台風5日
間予報の3日後の予報において、中心付近の最大風速(10分間平均)
が40m/s以上に満たないことから、要綱第3条の対象となる台風
の規模でなく、当該海域における湾外避難等措置の基準に達しない
ことから、湾外避難勧告措置は行いません。
2. ただし、今後、台風の規模、進路等が大幅に変化し、大阪湾・紀伊
水道へ暴風警戒域(暴風域)が入ることが予報された場合は、あらた
めて避難措置に係る検討を行います。その場合はお知らせ致します。
3. 各港の台風への対応については、各港における台風対策協議会の協
賛結果に従ってください。
4. 今後、強風域が速する可能性があることから、引き続き台風情報を入
手するとともに、走船による事故防止に努めてください。

第五管区海上保安本部交通部
航行安全課 田川・他田(内線:2025-)
電話:078-391-6551(代表)
夜間・休日:078-391-0064

(参考)
大阪湾・紀伊水道台風対策要綱(抜粋)

(周知)
第10条 第5条に基づいて避難措置に係る検討を開始したときは、事務局
は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。
2 事務局は、協議した結果について速やかに大阪湾・紀伊水道台風等対策
協議会構成員に周知することとする。ただし、第五管区海上保安本部長が海
上交通安全法第32条第2項に基づく避難及び解除にかかる勧告(別紙2の
とおり)の発表※の時期と差異がない場合はこの限りではない。
3 周知時期に関しては、夜間及び休日等を勘案して実施することとする。
4 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員は、協議された結果の周知を
受けたとき、または、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条
第2項に基づく、避難又は解除にかかる勧告が発表されたときは、傘下の関
係団体及び船舶等に周知することとする。
※勧告の発表時期とは、第五管区海上保安本部長が法に基づく勧告の内容を
発表する時期のことをいう。
なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期という。

(情報の伝達)
第11条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やか
に周知展開を図るものとする。



メール連絡

【連絡先】
大阪湾・紀伊水道台風対策協議会 横成高

大阪湾・紀伊水道台風対策協議会
(事務局:第五管区海上保安本部)
令和4年9月18日
午後5時50分

(参考)
大阪湾・紀伊水道台風対策要綱(抜粋)

送信枚数 2枚

台風第14号(ナンマドル)接近に伴う大阪湾及び紀伊水道
における避難措置について(周知)

気象庁台風5日間予報(最新の情報を確認)に基づき、大阪湾・紀伊水道
における湾外等避難措置について検討したところ、以下のとおりとなりました
ので、お知らせします。傘下の関係者への周知をお願いいたします。

1. 現時点における最新の気象庁台風情報によれば、気象庁台風5日
間予報の3日後の予報において、中心付近の最大風速(10分間平均)
が40m/s以上に満たないことから、要綱第3条の対象となる
規模でなく、当該海域における湾外避難等措置の基礎となる
ことから、湾外避難勧告措置は行いません。
2. ただし、今後、台風の規模、進路等が大幅に変化し、大阪湾・紀伊
水道へ暴風警戒域(暴風域)が入ることが予報された場合は、あらた
めて避難措置に係る検討を行います。その場合はお知らせ致します。
3. 各港の台風への対応については、各港における台風対策協議会
の検討結果に伏せてください。
4. 今後、強風域が速達する可能性があることから、引き続き台風情報を入
手するとともに、走船による事故防止に努めてください。

第五管区海上保安本部交通部
航行安全課 田川・他田(内線:2025)
電話 078-391-6551(代表)
夜間・休日 078-391-6064

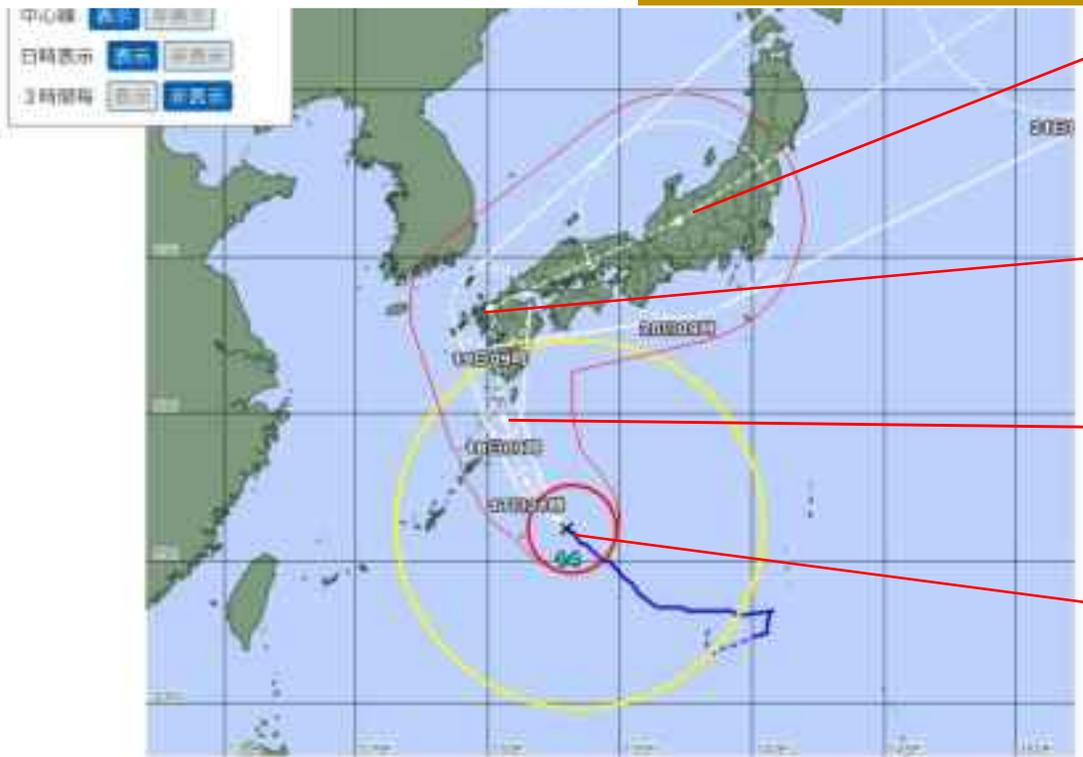
湾外避難勧告措置は行わない

台風の規模、進路等が変化した場合
にはあらためて避難措置に係
る検討を行う

翌朝

9/17 (土) 10:00	中心風速 55m/s
	中心気圧 910hPa

17日午前10時現在で台風の強さが「**猛烈な**」、「**最大風速55m/s**」へ発達



9/20(火)09:00	中心風速 30m/s(45m/s)	中心気圧 975hPa
9/19(月)09:00	中心風速 45m/s(65m/s)	中心気圧 930hPa
	非常に強い	
9/18(日)09:00	中心風速 55m/s(75m/s)	中心気圧 910hPa
	猛烈	
9/17(土)10:00	中心風速 55m/s(75m/s)	中心気圧 910hPa
	猛烈	

勢力を維持し、**最大風速40m/s以上で暴風警戒域が、対象海域に入域する可能性が高いことを確認したことから、再検討を開始し、勧告を発出することで協議会へ再協議することとした。**



メール連絡

【連絡先】
 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 会長（神戸海難防止研究会 会長）
 副会長（大阪湾水先区水先人会 会長）
 各港の台風対策に係る協議会の代表
 ① 大阪湾船舶上り対策委員会 委員長
 船中乗降中及び船舶官西渡員対策・船中乗降対策委員会 委員長
 船舶上紀伊水道航行・津波対策協議会 会長
 船舶上紀伊水道航行・船中乗降対策委員会 委員長

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
 （事務局：第五管区海上保安本部）
 令和4年9月17日
 午後0時20分

送信枚数 2枚

台風第14号（ナンマドル）接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置について（再協議）

標記について、昨日、湾外避難等の措置を講じない旨連絡したところですが、気象庁台風5日間予報（令和4年9月17日午前10時発表）の3日後の予報によれば、大阪湾・紀伊水道の対象海域内に暴風域が入る可能性が高いことから、大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第3条、4条、6条の各条に定める基準等を考慮し再検討しました。

以下のとおり措置することについて、要綱第7条に基づき協議します。協議の結果、ご了承いただけたら、構成員へ周知することとします。

現時点における気象庁台風情報によれば、別添のとおり大阪湾・紀伊水道の対象海域内に暴風警戒域が入る恐れがあるとのことから、湾外避難勧告措置を9月17日15時00分とすることを提案いたします。

【閉合せ先】
 第五管区海上保安本部交通部
 航行安全課 田川・梓田（内線 2025）
 電話 078-391-6531（代表）
 夜間・休日 078-391-0064

（参考）

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）

（対象となる台風の規模）

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴うもので、中心付近の最大風速（10分間平均）が40m/s以上のもの（以下、大型台風という。）とする。

（避難時期）

第4条 避難時期は、原則として、大型台風の強風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、大型台風の規模、進力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

（避難時期の検討）

第6条 事務局は、以下の基準をもとに満たすことを考慮し避難時期を検討することとする。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること。
- ③ 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

（避難時期等の協議）

第7条 大型台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に協議を行うこととする。ただし、大型台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、該協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、前協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

② 事務局は、大型台風の勢力、進路、進力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に拠ったのでは避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後開催される最初の例会に報告しなければならない。

協議先の構成員に再協議

【連絡先】
大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
会長（神戸海難防止研究会 会長）
副会長（大阪湾水先区水先人会 会長）
各港の台風対策に係る協議会の代表
① 大阪湾海難防止研究会 委員長
② 大阪湾水先区水先人会 会長
③ 神戸海難防止研究会 会長
④ 大阪湾水先区水先人会 会長
⑤ 大阪湾水先区水先人会 会長

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
(事務局:第五管区海上保安本部)
令和4年9月17日
午後0時20分

送信枚数 2枚

台風第14号（ナンマドル）接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置について（再協議）

標記について、昨日、湾外避難等の措置を講じない旨連絡したところですが、気象庁台風5日間予報（令和4年9月17日午前10時発表）の3日後の予報によれば、大阪湾・紀伊水道の対象海域内に暴風域が入る可能性が高いことから、大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第3条、4条、6条の各条に定める基準等を考慮し再検討しました。

以下のとおり措置することについて、要綱第7条に基づき協議します。協議の結果、ご了承いただけたら、構成員へ周知することとします。

現時点における気象庁台風情報によれば、別添のとおり大阪湾・紀伊水道の対象海域内に暴風域が入る恐れがあるとのことから、湾外避難勧告措置を9月17日15時00分とするを提案いたします。

【問合せ先】
第五管区海上保安本部交通部
航行安全課 田川・野田（内線 2025）
電話 078-391-0531（代表）
夜間・休日 078-391-0064

(参考)
大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）

(対象となる台風の規模)
第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴うものとする。

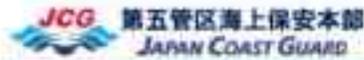
湾外避難勧告措置を9月17日15時00分とすることを再提案（強風域にかかる24時間前）

速やかに避難体制を整備する必要があることから、前協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、前協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

2. 事務局は、大型台風の勢力、進路、速力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に照ったのでは避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後開催される最初の総会に報告しなければならない。

協議先の構成員に再協議



メール連絡

【添付先】

大阪湾・紀伊水道台風対策協議会 構成員

大阪湾・紀伊水道台風対策協議会

(事務局: 第五管区海上保安本部)

令和4年9月17日

午後0時40分

送信枚数 2枚

(参考)

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱 (抜粋)

台風第14号(ナンマドル)接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの避難措置に係る再検討結果について(周知)

気象庁台風5日関予報(令和4年9月17日午前10時発表)に基づき、大阪湾・紀伊水道における湾外等避難措置について再検討しましたところ、以下のとおりとなりましたので、お知らせします。傘下の関係者への周知をお願いいたします。

大阪湾・紀伊水道における湾外避難勧告

令和4年9月17日15時00分

湾外避難勧告措置を9月17日15時00分とすることを決定・周知

(情報の伝達)

第11条 勸告による避難は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

第五管区海上保安本部交通科

航行安全課 組川・松田 (内線 2625)

電話 070-397-6651 (代表)

ファクス 070-391-0264

告知日 令和5年9月17日
(午後1時発着)

告知先 第五管区海上保安本部

合橋第14号の報告に伴い、海上交通安全法第9条第2項及び第9条第4項を適用する規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1. 航行要請
 - ① 令和5年9月17日 15:00〜勧告を解除するまで
(南紀海峡は、台風14号の暴風域が大阪湾から抜ける確立を予定)
2. 対象区域
 - 大阪湾・紀伊水道（湾内・道） 要請のとおり。
3. 航行内容
 - (1) 大阪湾・紀伊水道（要請の要請域を欠け）における片側船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難すること。ただし、台風の影響の少ない海域で完全に避航・避難（打ち上げ）が困難な場合は、以下同様にすることができ船舶は除く。
 - (2) 大阪湾・紀伊水道に入域しようとする片側船舶は、入域を回避すること。ただし、入域後、台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域で完全に避航・避難することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難する船舶は除く。
 - (3) 大阪湾・紀伊水道の海域に在在する船舶のうち、完全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4. 対象船舶
 - 対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期客船、内航定期船等の定期航路を航行する内航船舶及び固定客貨以下を航行する内航船舶は除く。
 - (1) 自衛隊軍艦等用船 (長さ18.0m以上)
 - (2) コングラ船 (長さ18.0m以上)
 - (3) ガスタンカー (長さ18.0m以上)
 - (4) アンカー (長さ18.0m以上)
 - (5) 客船・フェリー (長さ18.0m以上)
 - (6) 貨物船 (長さ18.0m以上)
 - (7) 物置船等船舶
 - ・船トン数5トン以上の危険物船（油化等船舶を除く）
 - ・船トン数25トン以上の油化等船舶

(対象海域) (航路)



海上交通安全法適用海域のうち、架台橋、大橋門橋及び紀伊日ノ瀬橋打石から雲井橋打石に引いた線に囲まれた海域及び淀川河川利用路。

【適用対象用途・両津港、新津港、泉津港、深江港、和歌山下津港、高良川港、山崎港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、山崎港（兵庫県）、福良港、熊倉港、今治港、徳島小松島港、宮岡港、植地】

Notice to Mariners
Notice No. 01 (2024-09-17)
Subject: Notice of Hazardous Weather Conditions in the Osaka Bay and Kii Channel Area

Notice No. 01 (2024-09-17)
Subject: Notice of Hazardous Weather Conditions in the Osaka Bay and Kii Channel Area

JCG 第五管区海上保安本部
JAPAN COAST GUARD

【問い合わせ先】
第五管区海上保安本部
航行安全課 大橋 様
電話 074-20-4004

第五管区海上保安本部
総務課 大橋 様
電話 074-20-4004

- お問い合わせ先は、第五管区海上保安本部航行安全課（〒590-0001 大阪府大阪市東淀川区東中津 1-1-1）です。
- 本通知は、第五管区海上保安本部航行安全課において、第五管区海上保安本部から、航行安全課に伝達された船舶にのみ適用されるものとします。予期せず航行中である船舶は、航行中であることを確認してください。
1. 対象船舶
 - ・船トン数5トン以上の危険物船（油化等船舶を除く）
 - ・船トン数25トン以上の油化等船舶
 2. 対象区域
 - ・大阪湾・紀伊水道（要請の要請域を欠け）
 3. 航行内容（要請）
 - ・十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難すること。
 - ・入域を回避すること。
 - ・完全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。
 4. 対象船舶
 - ・自衛隊軍艦等用船（長さ18.0m以上）
 - ・コングラ船（長さ18.0m以上）
 - ・ガスタンカー（長さ18.0m以上）
 - ・アンカー（長さ18.0m以上）
 - ・客船・フェリー（長さ18.0m以上）
 - ・貨物船（長さ18.0m以上）
 - ・物置船等船舶（船トン数5トン以上の危険物船（油化等船舶を除く）、船トン数25トン以上の油化等船舶）

台風の通過

《大阪湾・紀伊水道台風対策要綱（抜粋）》

解除時期（第9条）

避難措置を解除する時期は、大型台風の暴風域が対象海域を通過した後とする

対象となる台風の規模（第3条）

避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴い、中心付近の最大風速が風速40m/s以上のもの（以下、大型台風という。）

9/19(月) 14:00

中心風速 30m/s

敬老の日

中心気圧 975hPa



19日14時の実況		20日00時の予報	
種別	台風	種別	台風
大きさ	大型	強さ	-
強さ	-	存在地域	福井市北西約60km
存在地域	浜田市付近	予報円の中心	北緯34度35分 (34.6度) 東経135度30分 (135.5度)
中心位置	北緯33度00分 (33.0度) 東経132度00分 (132.0度)	進行方向、速さ	東北東 30 km/h (25 kt)
進行方向、速さ	北東 30 km/h (26 kt)	中心気圧	980 hPa
中心気圧	975 hPa	最大風速	30 m/s (60 kt)
最大風速	30 m/s (60 kt)	最大瞬間風速	40 m/s (80 kt)
最大瞬間風速	45 m/s (85 kt)	予報円半径	45 km (25 NMI)
25m/s以上の暴風域	北側 330 km (180 NMI) 南側 165 km (100 NMI)		
15m/s以上の強風域	東側 750 km (400 NMI) 西側 650 km (350 NMI)		

中心風速 30m/s

中心気圧 975hPa

✓ 19日14時現在、最大風速 30m/sまで勢力を落とし、大型台風ではなくなった。

この時点で、勧告の対象ではない台風となった。

しかし、以前として、暴風域を伴ったまま、これから対象海域を巻き込んで強い風が吹くことを考慮。

大阪府の防災シナリオ

2022.9.19 15時現在
大阪管区気象台予報課

		19日			20日							
		15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時
		夕方	夜の はじまり頃	夜遅く	未明	明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじまり頃	夜遅く
台風通過予測												
大雨・洪水 (2リ)	大阪府	30	50	50	50	20	1	0	0	0	0	0
大雨(土砂)	大阪府		注	注	注	注	注					
雷	大阪府	注	注	注	注	注						
暴風 (メートル)	陸上	15	20	20	20	20	13	12	13	12	8	8
	海上	20	25	20	25	25	18	15	15	15	10	10
波浪 (メートル)	大阪府	2.5	3	3	3	3	2	1.5	1.5	1.5	1	1
高潮 (メートル)	大阪府	1.6	2	2	1.6	0.8	0.2	0.1	0.6	0.9	0	

■ 暴風域 ■ 注意警戒

メール連絡

【添付文】
大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会 様へ送

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
(事務局: 第五管区海上保安本部)
令和4年9月19日
午後5時5分

送信枚数 1枚

台風第14号(ナンマドル)接近に伴う大阪湾及び紀伊水道からの湾外等避難勧告について(お知らせ)

最新の台風予報によれば、大阪湾・紀伊水道では、明朝(20日午前6時頃)まで暴風の影響の可能性があるようです。

つきましては、現在、大阪湾・紀伊水道の海域において警告しています『湾外等避難勧告』の解除については、9月20日午前6時の気象状況により判断することになりました。

解除時期が決定しましたら、あらためてお知らせします。

引き続き、台風情報に注視していただき、事故防止対策に努めていただきますようお願いいたします。
傘下の関係者への周知をお願いいたします。

第五管区海上保安本部交通部
航行安全課 田川・浩志
夜間・休日 078-381-0084

- ✓ 19日15時現在の気象予報に基づく、**暴風域通過は早ければ20日午前3時頃、遅くとも午前6時頃に通過することを確認。**
- ✓ 暴風域が通過するまで勧告を継続する方針で協議会会長、副会長了承。
- ✓ 遅ければ**06時頃まで暴風域が存在する可能性があることから、午前6時の気象状況により解除の判断**をすることを構成員へ周知した。

9/20(火)06:00

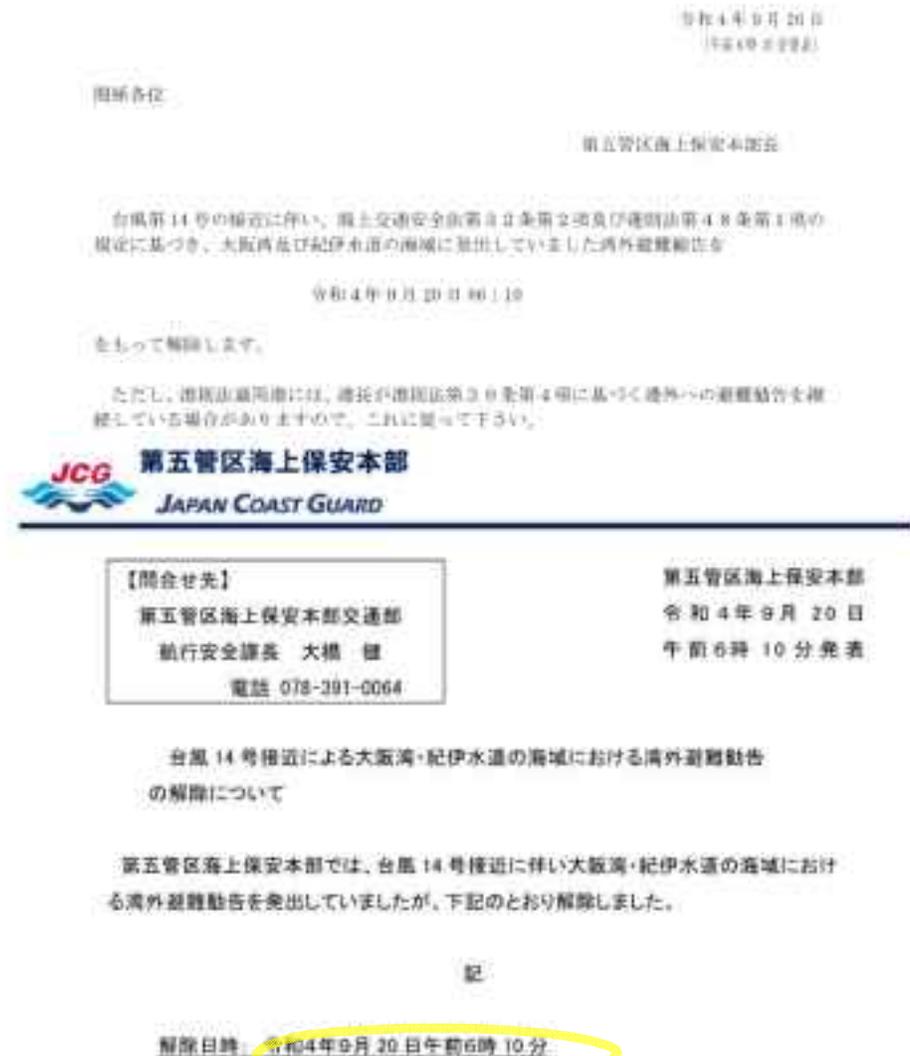
暴風域消滅

20日0600の判断

✓気象状況により、暴風域が消滅。

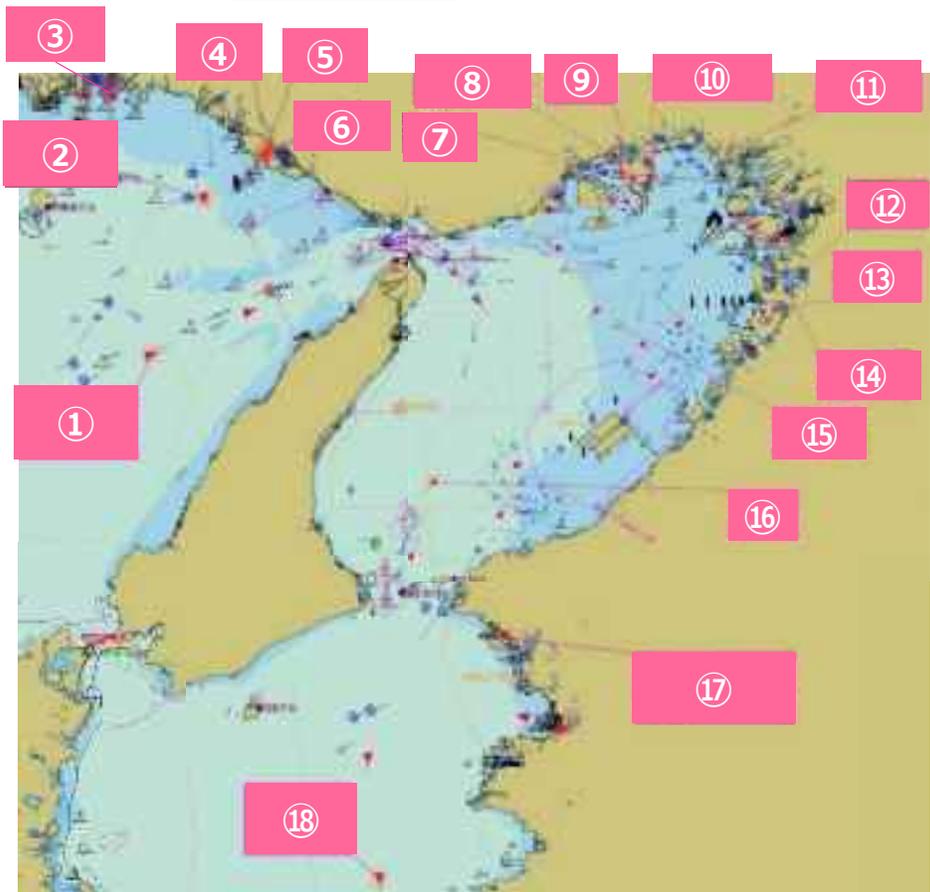
✓20日06時10分に勧告解除とした。

(事務手続き10分)



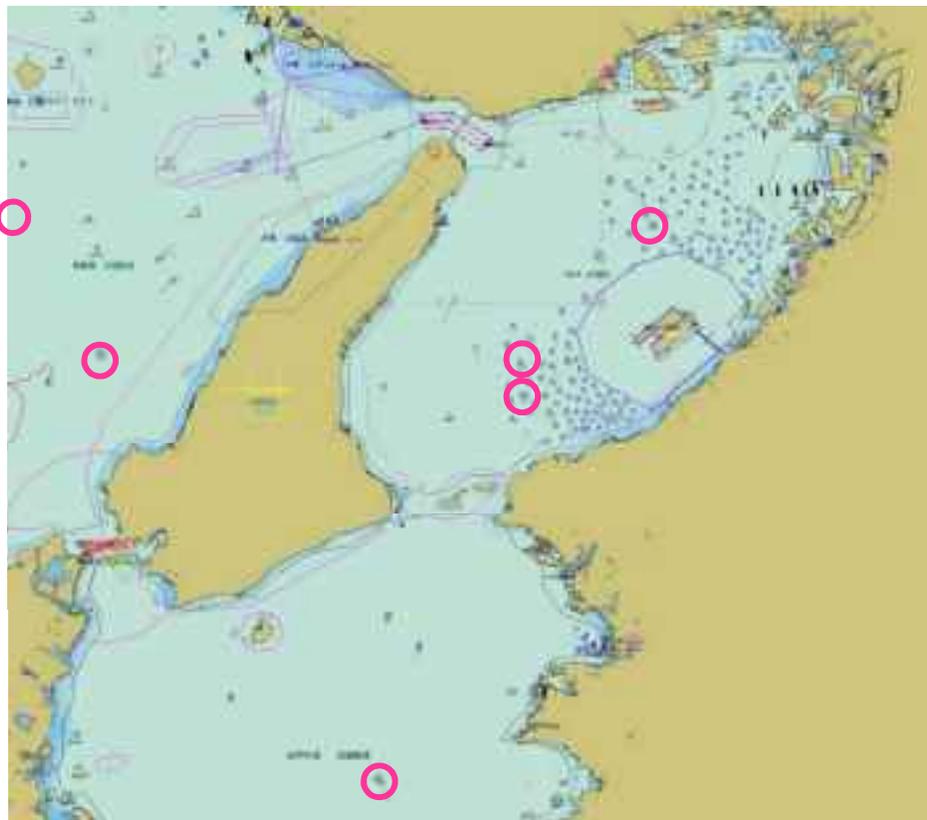
大阪湾海域対象船舶 9/17 1500

発出前 18隻



大阪湾海域対象船舶 9/19 1800

発出後 6隻



12隻は、大阪湾外へ出域

大阪湾北部海域の監視・情報提供体制の強化 ～大阪湾海上交通センターの移転・機能強化～

令和5年2月28日（火）

第五管区海上保安本部

5th Regional Coast Guard Headquarter

交通部航行安全課

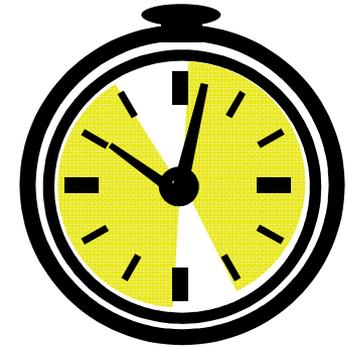
Navigation Safety Division



愛します! 守ります! 日本の海
海上保安庁



第五管区海上保安本部



報告時間目安：15分

1. 背景・経緯

2. 大阪湾における走錨対策（法改正）

3. 大阪湾海上交通センターの機能強化

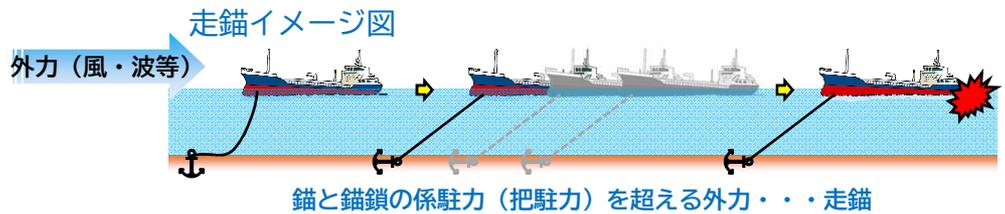
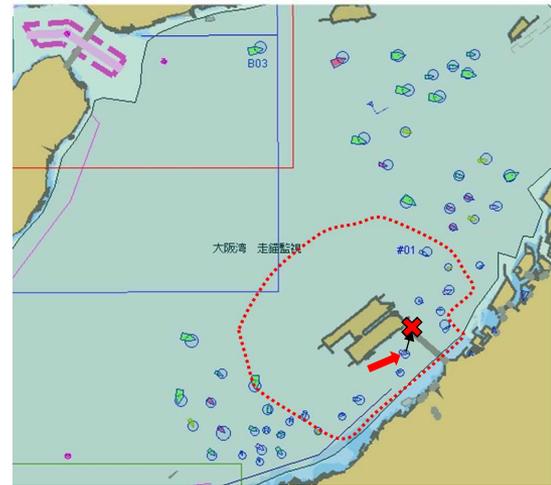
平成30年9月、台風21号の影響により、関西国際空港周辺海域に錨泊していた船舶が走錨し、同空港連絡橋に衝突するなど、近年、大型の台風をはじめとした異常気象の頻発・激甚化に伴い、船舶交通の安全や臨海部における施設の機能が阻害され、人流・物流に甚大な影響を及ぼすような事故が発生しています。

海上保安庁では、同空港周辺海域を含む全国の海域において、荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止のほか、海域の監視・情報提供体制を強化するなど、安全対策の強化に取り組んでいます。



平成30年9月 台風21号の影響により、タンカー（2,591トン）が関西国際空港の連絡橋に衝突。空港アクセスが遮断され人流・物流に甚大な影響。関空利用客等約8,000人が孤立。

平成30年9月台風21号（関空連絡橋事故）



「海上交通安全法等の一部を改正する法律」

（海上交通安全法第32条）

船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度

（海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条）

臨海部における施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度

（海上交通安全法第35条）

湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置

（港則法第48条）

湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

(海上交通安全法第32条)

船舶の湾外避難、錨泊制限等の勧告・命令制度

大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール

第五管区海上保安本部では、勢力の強い台風による異常な気象・海象が予想される場合、海上交通安全法の規定に基づき、大阪湾(紀伊水道を含む)外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出します。

ルールの概要と対象海域



「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶

- 長さ200m以上 客船、フェリー、貨物船
- 長さ160m以上 自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く)
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

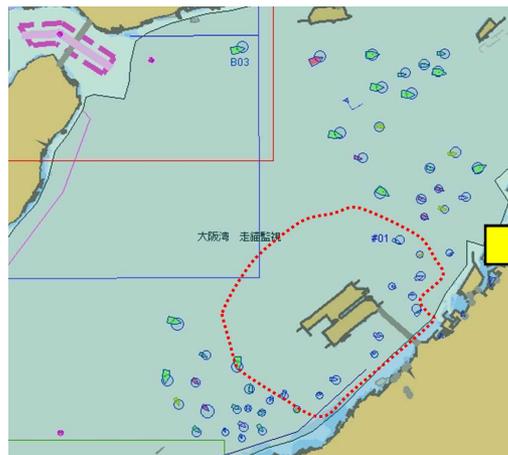
ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

※定期航路事業に従事する内航船舶(内航定期旅客船・内航RORO船等) ※「平水」,[沿海]又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶

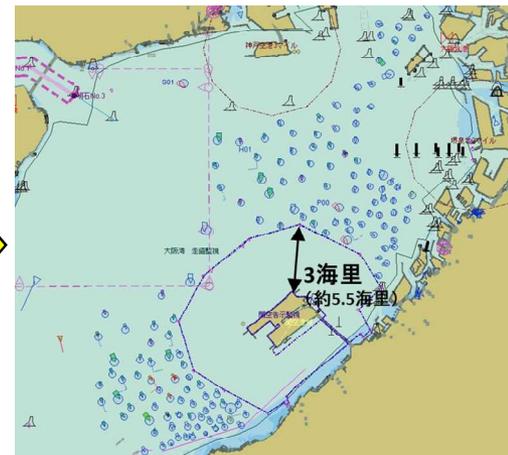
※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。



錨泊自粛勧告発令の実際



平成30年9月台風21号 (関空連絡橋事故)



令和4年9月台風14号接近時の状況

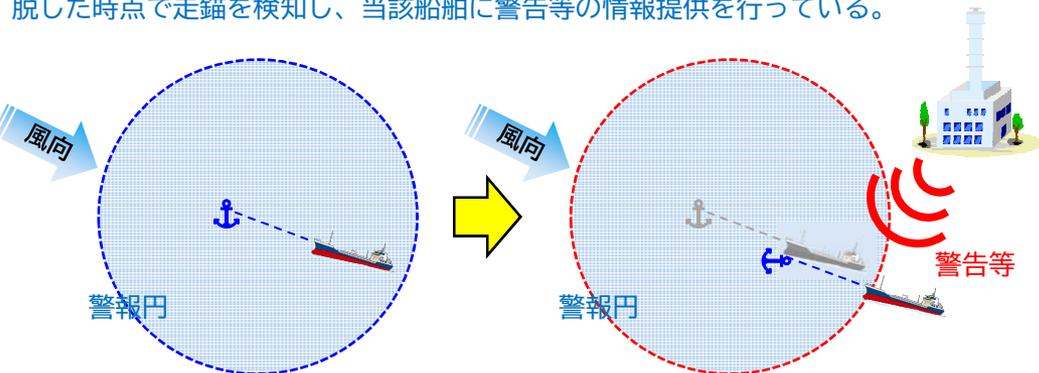
（海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条）

臨海部における施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度



走錨監視

レーダーやAIS画面上の錨泊船に「警報円」を描画し、「警報円」を逸脱した時点で走錨を検知し、当該船舶に警告等の情報提供を行っている。



情報聴取義務（異常気象等時）

適用：令和5年5月1日～

異常気象等[※]時に、大阪湾内の船舶交通に危険が生じるおそれのある場合、関西国際空港周辺海域の船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が設定されます。

※異常気象等とは、台風、発達した低気圧、地域特有の季節風に伴う荒天その他地震に伴い発生する津波等、通常とは異なる気象又は海象をいいます。

情報聴取義務海域（異常気象等時）



情報聴取の対象船舶

異常気象等時における情報聴取義務海域に存在する長さ50メートル以上の船舶

情報提供等

異常気象等時において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報提供の開始（終了）

第五管区海上保安本部長が、異常気象等時に関西国際空港の陸岸から3海里内の海域に錨泊自粛勧告を発出（解除）することに併せ、大阪湾海上交通センターにより行われる情報提供の開始（終了）期間を公示します。

海上交通センター

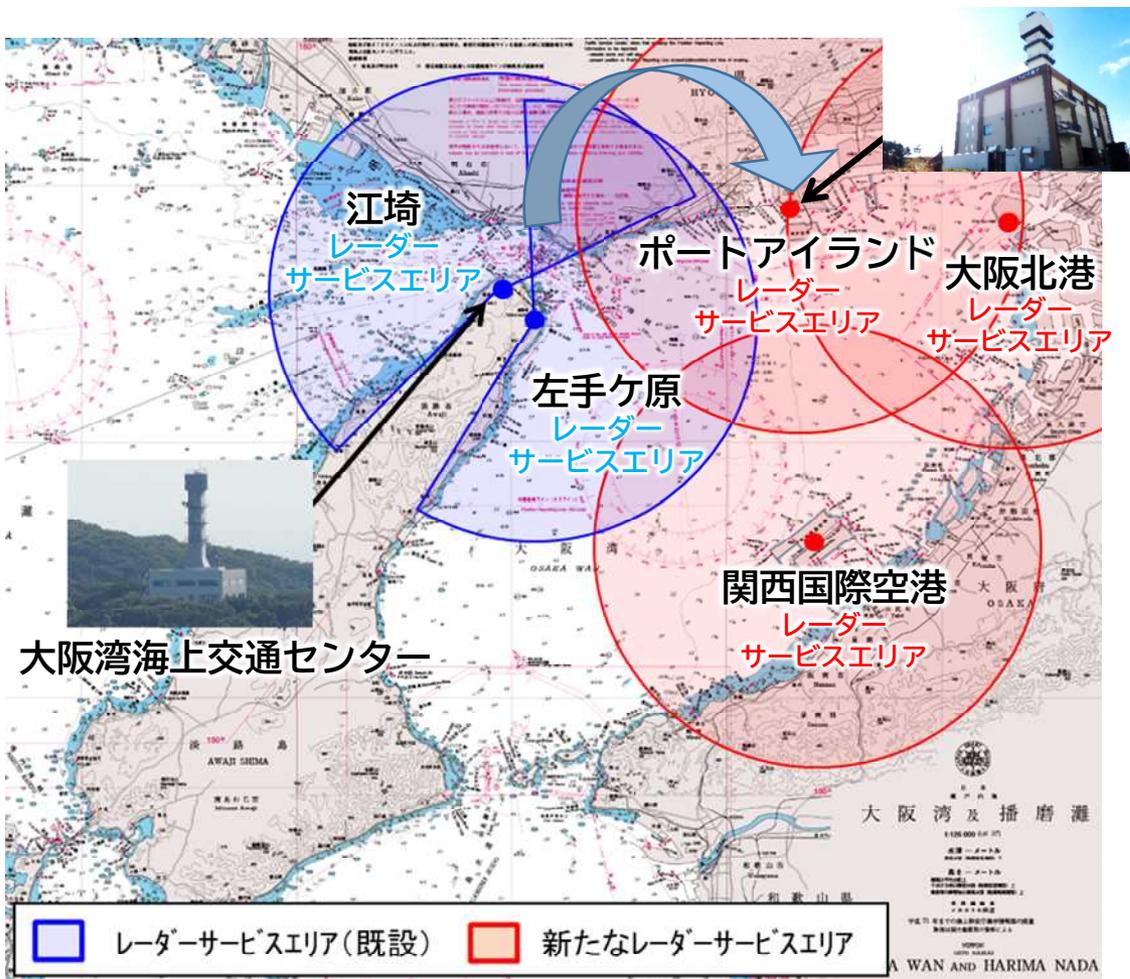
船舶交通のふくそうする東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡には、船舶交通の安全と運航効率の増進を目的に、情報提供と航行管制を効率的に行うシステムとして海上交通センターを整備しています。

海上交通センターでは、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報に加え、海難や航行安全に関する情報、航路しょう戒に従事する巡視船からの情報、さらに海上交通安全法等に基づく巨大船の航路通報等の情報を収集し、そのデータを基に海上交通に関する情報提供と海上交通安全法又は港則法に基づく航路航行管制を実施しています。



大阪湾海上交通センターの監視・情報提供体制強化

大阪湾海上交通センターは、現在、レーダー2基、監視カメラ4台、A I S等により明石海峡周辺海域を中心に監視を行っています。今後、レーダーや監視カメラの増設等のハード面を整備したうえ、神戸市（ポートアイランド）に大阪湾海上交通センターの管制機能を移転し、令和5年3月12日から運用を開始することとしています。その後、大阪湾海上交通センターの監視・情報提供体制を順次強化することを目指しています。



大阪湾海上交通センターの監視・情報提供体制 (令和4年度末以降)

情報聴取義務(常時) 適用: 令和5年5月1日～、令和6年2月1日～

大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。

情報聴取義務海域(常時)



情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ50メートル以上の船舶
 港則法適用海域では、総トン数500トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

平時(常時)の情報聴取義務海域

大阪湾海上交通センター

令和5年3月12日移転予定



JCG 大阪湾海上交通センター

マリントクトKOBÉ

移転・機能強化

海の指揮者として
安全・安心を守ります

マリントクトKOBÉという愛称は、海上交通センターが船を正しく導く様子をオーケストラで指揮者がタクトを振る姿と捉え、“航路のハーモニー”を奏で続けることを願って名付けられました。



JAPAN COAST GUARD
海上保安庁では、

海の管制官を募集しています!

第五管区海上保安本部交通部

TEL 078-391-6551 (代表)

大阪湾海上交通センター
(マリントクトKOBÉ)

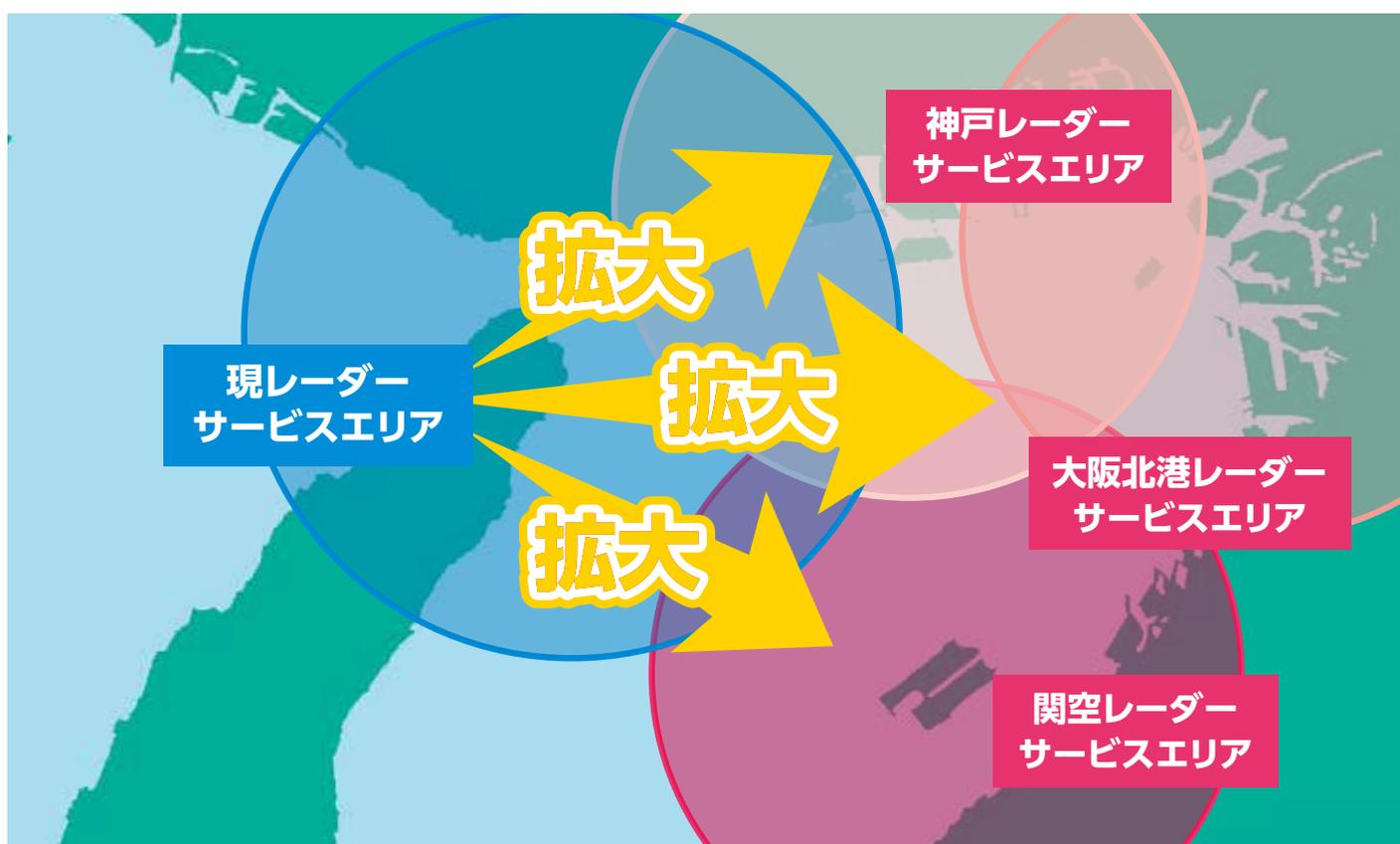
TEL 078-381-9118



大阪湾海上交通センター機能強化の概要

- レーダーサービスエリアを拡大します。
- ポートアイランドに移転し、阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。
- 船舶の安全航行のため拡大される情報聴取義務海域において情報提供等を行います。

レーダーサービスエリアの拡大イメージ



大阪湾海上交通センターの概要

大阪湾海上交通センターは、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報をもとに、レーダーサービスエリア等を航行する船舶に対して船舶の安全運航に必要な情報提供等を行い、船舶交通の安全確保を図っています。

情報聴取義務(常時)

適用:令和5年5月1日～,令和6年2月1日～

大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。

情報聴取義務海域(常時)



情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ 50 メートル以上の船舶

港則法適用海域では、総トン数 500 トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報聴取義務(異常気象等時)

適用:令和5年5月1日~

異常気象等*時に、大阪湾内の船舶交通に危険が生じるおそれのある場合、関西国際空港周辺海域の船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が設定されます。

*異常気象等とは、台風、発達した低気圧、地域特有の季節風に伴う荒天その他地震に伴い発生する津波等、通常とは異なる気象又は海象をいいます。

情報聴取義務海域(異常気象等時)



情報聴取の対象船舶

異常気象等時における情報聴取義務海域に存在する長さ50メートル以上の船舶

情報提供等

異常気象等時において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報提供の開始(終了)

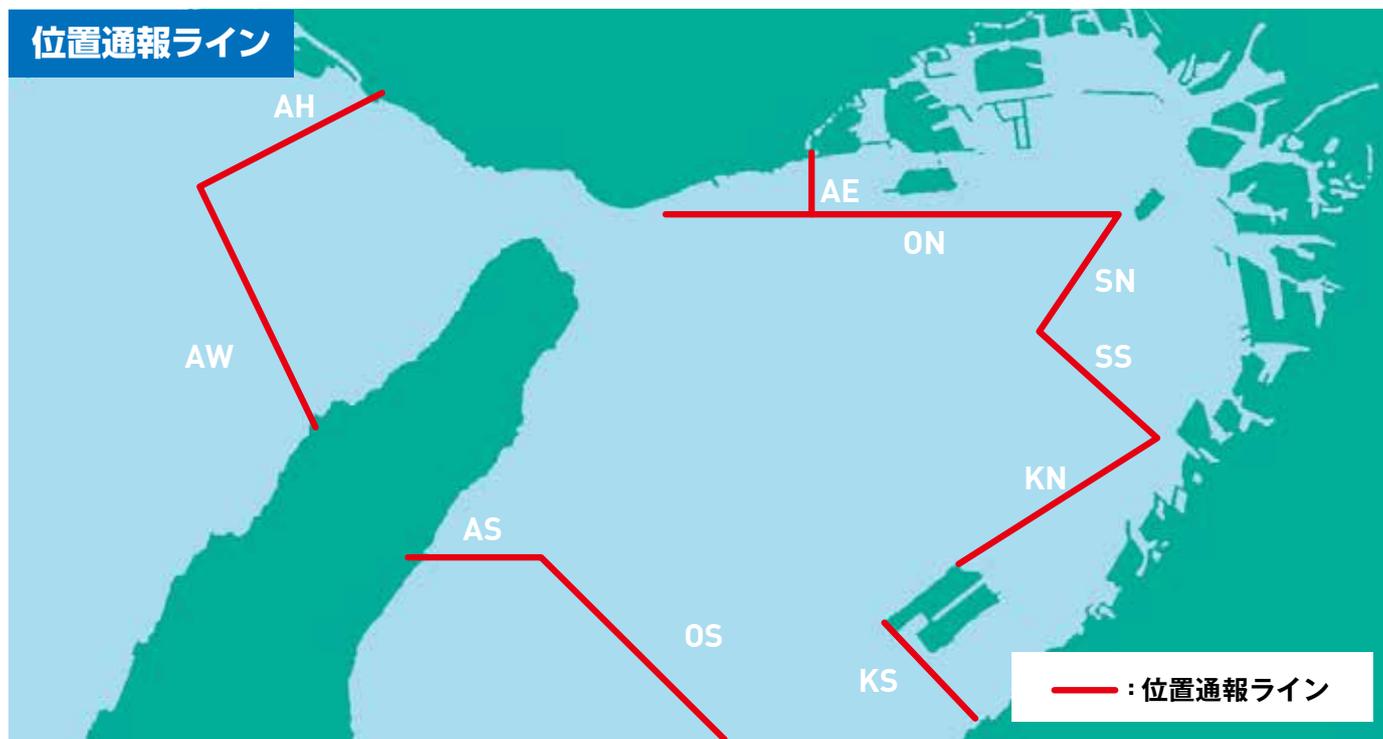
第五管区海上保安本部長が、異常気象等時に関西国際空港の陸岸から3海里内の海域に錨泊自粛勧告を発出(解除)することに併せ、大阪湾海上交通センターにより行われる情報提供の開始(終了)期間を公示します。

位置通報

適用:令和5年5月1日~

航路や情報聴取義務海域内に存在する船舶を把握するため、位置通報ラインを通過等する対象船舶は、大阪湾海上交通センターに対し VHF 無線電話等による位置通報をお願いします。

なお、AIS を搭載し、適切に運用している船舶は位置通報をする必要はありません。



対象船舶 (AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く)

・長さ50メートル以上の船舶

・長さ100m以上の物件えい航船等

通報時期

- ・最初の位置通報ライン通過時
- ・錨泊船にあっては運航開始時
→運航開始時とは抜錨し、前進行き足をつけるときをいいます。

通報事項

- 1 船名及び呼出符号
- 2 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称
- 3 運航開始又は通過時刻
- 4 行き先

目的港等の AIS 情報の不適正な
入力が散見されます。
適正入力をお願いします。

【よくある不適正入力】

- 例 1 >JP TYO
…目的港が前港のまま未変更
- 例 2 >KOBE JAPAN
…国及び港を不適正に入力
- 例 3 UKB
…国を表す記号や>の未入力

位置通報(例)



大阪湾海上交通センター

おおさかマーチス、こちらは〇〇丸。
位置通報します。
本船の呼出符号はJG0000、▲▲港を出港し、
現在●●ラインを通過中。
行き先は◎◎港■岸壁です。

〇〇丸、こちらはおおさかマーチス。
貴船の位置を確認しましたので、これで位置通報を
受け付けました。



〇〇丸

航路通報・事前通報

- ◆海上交通安全法の規定により、巨大船等が航路を航行しようとするときは、あらかじめ、航路航行予定時刻等を海上保安庁長官（海上交通センター所長）に通報しなければなりません。
- ◆港則法の規定により、省令で定める総トン数又は長さ以上の船舶が水路を航行しようとするときは、あらかじめ、水路航行予定時刻等を港長（海上交通センター所長経由）に通報しなければなりません。

通報方法

NACCS による通報

NACCS (<https://www.naccs.jp/>) はこれまでどおり利用できます。



NACCS

メールによる通報

適用: 令和5年10月1日～

阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。メールによる通報時は航路通報・事前通報の共通様式が使用できます。

※通報先メールアドレスは大阪湾海上交通センターにお問合せ下さい。

※共有様式の
入手は

こちらから→



エクセル版



PDF 版

電話等による通報

適用: 令和5年3月12日～(航路通報)
令和5年10月1日～(事前通報)

航路通報

現行	明石海峡航路	電話: 0799-82-3030, 0799-82-3032
令和5年3月12日～	明石海峡航路	電話: 078-302-7611, 078-302-7612

事前通報

現行	神戸中央航路(神戸区)	電話: 078-326-2630
	南港水路・木津川運河水面(大阪区)	電話: 06-6599-0175
	堺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0176
	浜寺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0177
令和5年10月1日～	神戸中央航路(神戸区)	電話番号は決定次第、 HP等で別途お知らせします。
	南港水路(大阪区)	
	堺水路・浜寺水路(堺泉北区)	

VHF 無線電話による通報

適用: 令和5年10月1日～

海上交通安全法及び港則法に基づく通報等で用いる VHF 無線電話による呼出名称を「おおさかマーチス」に統一します。

※阪神港大阪区・堺泉北区における VHF 無線電話による情報提供等は、令和5年9月30日までは引き続き呼出名称「おおさかハーバーレーダー」で行います。

大阪湾海上交通センターで使用する
VHF 無線電話の CH

16CH: 呼出及び応答
13CH: 呼出及び通信
14CH 及び 66CH: 通信

※海上交通安全法の航路通報に併せて港則法の事前通報を行う場合は、港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追加する又は上記のメールによる通報時の共通様式を使用して下さい。

※書面による通報の場合は、大阪湾海上交通センターに持参又は郵便より提出して下さい。
大阪湾海上交通センター 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町7-2-22

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則

(設置等)

第1条 大阪湾・紀伊水道における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し、必要な協議を行うため海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 異常気象等により予想される大阪湾・紀伊水道に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定する。
- 4 協議会に幹事会を置く。
- 5 幹事会は、別紙の幹事会の欄に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第4条 会長は、議事その他の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第5条 総会は、すべての構成員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
 - ① 第2条の協議事項
 - ② 会長及び副会長の選任
 - ③ 本協議会の会則（組織の名称変更や人事異動に伴う構成員の交代等による別紙の更新を除く。）
 - ④ その他本協議会の活動に必要な事項

(総会の招集)

第6条 総会の招集は会長が行う。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、構成員の過半数の合意により総会を招集することができる。

2 総会は、原則として年1回開催する。

3 会長は、次に掲げる場合には、臨時の総会を招集することができる。

① 第2条の協議事項が生じたときであって、前項に規定する総会の開催を待っていたのでは時機を失すると会長が判断したとき。

② 構成員から要請があり、幹事会において開催が必要と決議されたとき。

4 会長は、総会を開催するときは、あらかじめ総会の日時、場所及び議案を構成員に通知しなければならない。

(議長)

第7条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、出席した構成員の互選により議長を選出する。

(決議)

第8条 総会の決議は、構成員の過半数(書面及びオンライン参加を含む。)で決することとし、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

2 構成員は総会への参加について代理を立てることができる。

3 構成員は会長に決議を委任することができる。

4 会長は、やむを得ない事由により総会を開くことが困難な場合においては、協議事項の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴するとともに賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

5 構成員は、総会への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面を直接又は最寄りの港長又は港則法の適用港を所管する海上保安部署長を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面の内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、総会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

7 総会の議事については、事務局が議事録を作成するものとする。

8 総会の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、幹事会構成員の過半数の出席(電話又はオンライン参加を含む。以下、同じ。)がなければ開催できない。

- 3 幹事会の議長は、会長が行う。
- 4 幹事会の決議は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

(総会を開催するいとまがない場合の措置)

第10条 会長は、第2条に定める事項について、異常気象等の発生、接近等が急などのため、総会を開催するいとまがないと判断されるときは、第5条及び第8条の規定にかかわらず、幹事会を開催して必要な決議を行うことができる。

- 2 会長は、前項の決議を行ったときは、速やかにその内容を構成員に通報するとともに、その後開催される最初の総会において承認を得なければならない。

(結果尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、海上交通安全法第35条3項に基づき、協議が整った事項について尊重しなければならない。

(協議会・幹事会の事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、第五管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日（改正法の施行の日）から実施する。

(別紙)

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員

	組織・役職	幹事会	備考
会 員	公益社団法人 神戸海難防止研究会 会長	○	
〃	大阪湾水先区水先人会 会長	○	
〃	内海水先区水先人会 会長		
〃	和歌山下津水先区水先人会 会長		
〃	小松島水先区水先人会 会長		
〃	一般社団法人 日本船主協会 株式会社商船三井 海上安全部 部長代理	○	
〃	一般社団法人 日本船長協会 常務理事	○	
〃	近畿旅客船協会 会長	○	
〃	神戸旅客船協会 会長		
〃	全日本海員組合関西地方支部 地方支部長	○	
〃	全日本海員組合大阪支部 支部長		
〃	大阪海運組合 理事長		
〃	兵庫海運組合 理事長		
〃	全国内航タンカー海運組合関西支部 支部長	○	
〃	全国内航タンカー海運組合薬槽船支部 支部長		
〃	外国船舶協会 会長	○	
〃	阪神港大阪区堺泉北区/阪南港/大阪港海難防止対策委員会 委員長	○	大阪港湾局防災・施設担当部長
〃	阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会 委員長	○	日本郵船関西支店支店長代理
〃	和歌山紀北地区台風・津波対策協議会 会長	○	ENEOS株式会社和歌山製油所環境安全副所長
〃	徳島小松島港湾台風・地震津波対策委員会 委員長	○	オーシャントランス㈱
官公庁	近畿運輸局長	○	
〃	神戸運輸監理部長	○	
〃	四国運輸局長	○	
〃	近畿地方整備局長	○	
〃	四国地方整備局長	○	
〃	大阪管区気象台長	○	
〃	大阪府 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	兵庫県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	和歌山県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	徳島県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	大阪市 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	神戸市 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	第五管区海上保安本部長	○	
〃	大阪海上保安監部長	○	
〃	神戸海上保安部長	○	
〃	和歌山海上保安部長	○	
〃	徳島海上保安部長	○	
〃	関西空港海上保安航空基地長	○	
〃	堺海上保安署長		
〃	岸和田海上保安署長		
〃	西宮海上保安署長		
〃	海南海上保安署長		
〃	大阪湾海上交通センター所長		
事務局	第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課	○	

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱

本要綱は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則第2条の協議事項のうち、大阪湾・紀伊水道における特に勢力の大きい台風による船舶交通の危険を防止するための対策の実施について必要な事項を定めるものである。

(対象海域)

第1条 大型の台風の来襲に伴い避難の対象とする海域は、海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御崎灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港とする。(別紙1のとおり)

(対象船舶)

第2条 対象船舶は、風圧面積が大きく風の影響を受けやすい走錨の危険性が高い船舶及び事故発生時において船舶交通に重大な危険を及ぼす可能性がある大型危険物積載船として以下に定める船舶とする。

ただし、内航定期旅客船、内航 RoRo 船等の定期航路を運航する内航船舶及び「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶については対象外とする。

① 高乾舷船

自動車運搬専用船 (長さ160m以上)

コンテナ船 (長さ160m以上)

ガスタンカー (長さ160m以上)

タンカー (長さ160m以上)

客船・フェリー (長さ200m以上)

貨物船 (長さ200m以上)

② 大型危険物積載船

総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)

総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(対象となる台風の規模)

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴うもので、中心付近の最大風速(10分間平均)が40m/s以上のもの(以下、大型台風という。)とする。

(避難時期)

第4条 避難時期は、原則として、大型台風の強風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、大型台風の規模、速力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

(避難措置に係る検討の開始)

第5条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会事務局（以下、事務局という。）は、気象庁が発表した予報（台風5日間予報）に基づき、対象海域に大型台風の暴風警戒域が入るおそれがある場合に、避難措置に係る検討を開始することとする。

2 事務局は、前項の検討を開始したときは、速やかにこれを第7条により協議を行う構成員に通報しなければならない。

（避難時期の検討）

第6条 事務局は、以下の基準をともに満たすことを考慮し避難時期を検討することとする。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること。

2 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区气象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

（避難時期等の協議）

第7条 大型台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に協議を行うこととする。ただし、大型台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、同協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、同協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

2 事務局は、大型台風の勢力、進路、速力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に拠ったのでは避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後開催される最初の総会に報告しなければならない。

（避難行動）

第8条 避難行動は次のとおりとする。

① 対象海域に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。

ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。）することができる船舶は除く。

② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。

ただし、入域後、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分

な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外（瀬戸内海を含む）へ避難する船舶は除く。

③ 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

（解除時期）

第9条 避難措置を解除する時期は、大型台風の暴風域が対象海域を通過した後とする。

（周知）

第10条 第5条に基づいて避難措置に係る検討を開始したときは、事務局は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。

2 事務局は、協議した結果について速やかに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。ただし、第五管区海上保安本部長が海上交通安全法第32条第2項に基づく避難及び解除にかかる勧告（別紙2のとおり）の発表^{*}の時期と差異がない場合はこの限りではない。

3 周知時期に関しては、夜間及び休日等を勘案して実施することとする。

4 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員は、協議された結果の周知を受けたとき、または、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく、避難又は解除にかかる勧告が発表されたときは、傘下の関係団体及び船舶等に周知することとする。

※勧告の発表時期とは、第五管区海上保安本部長が法に基づく勧告の内容を発表する時期のことをいう。

なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期という。

（情報の伝達）

第11条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

（解除後の安全確認）

第12条 構成員は、避難措置が解除された場合にあっても、引き続き第五管区海上保安本部長による勧告等に留意する。

また、港湾において、漂流物件、港湾施設の損壊等が発生している場合があることから、海上保安庁及び港長並びに港湾管理者による航行制限又は入港制限の情報に留意し、交通の安全に注意を図る。

（対象船舶以外の船舶への注意喚起）

第13条 構成員は、避難勧告対象船舶以外の船舶にあっても、十分な時間的余裕をもって避難準備等を適切に行うことなどについて安全啓発を心掛ける。

(本要綱の改正)

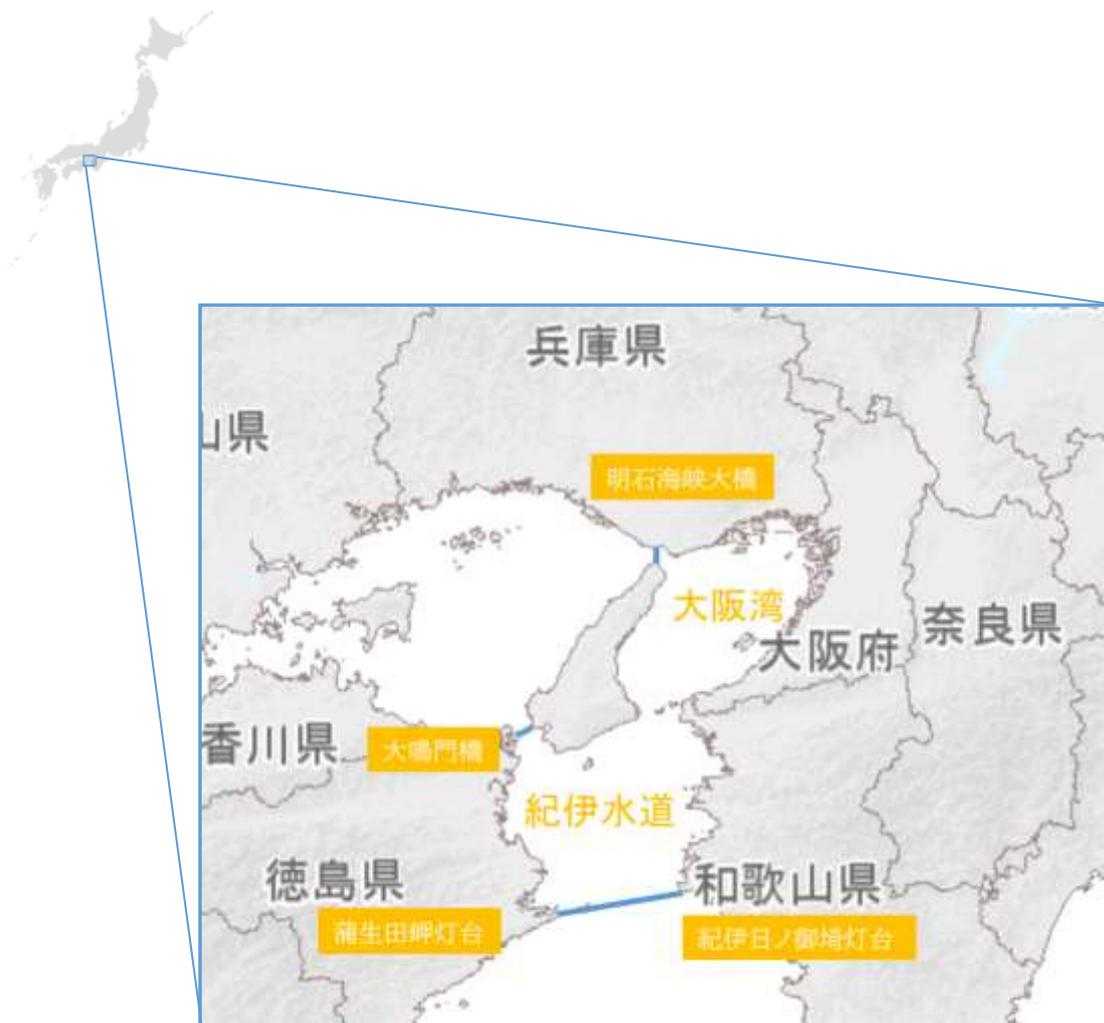
第14条 本要綱に定める事項は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の総会の議決により改正するものとする。

附 則 この要綱は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会総会において承認されたときから効力を有する。

(別紙 1)

(大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第 1 条 関連)

(対象海域)



海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港

【港則法適用港：阪神港、阪南港、泉州港、深日港、和歌山下津港、湯浅広港、由良港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、由良港（兵庫県）、福良港、撫養港、今切港、徳島小松島港、富岡港、橘港】

(別紙2)

第五管区海上保安本部長が発出する勧告等 (案)

令和●年●月●日
(時刻 発表)

関係各位

第五管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発出期間

令和 年 月 日 (時刻) ~ 勧告を解除するまで
(解除時期は、台風○号の暴風域が大阪湾から抜ける時点を予定)

2 対象海域

大阪湾・紀伊水道 (湾内・港) 別添のとおり。

3 勧告内容

- (1) 大阪湾・紀伊水道 (港則法適用港を含む。) に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航 (ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。) することができる船舶は除く。
- (2) 大阪湾・紀伊水道に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難する船舶は除く。
- (3) 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4 対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- (1) 自動車運搬専用船 (長さ160m以上)
- (2) コンテナ船 (長さ160m以上)
- (3) ガスタンカー (長さ160m以上)
- (4) タンカー (長さ160m以上)
- (5) 客船・フェリー (長さ200m以上)
- (6) 貨物船 (長さ200m以上)
- (7) 特別危険物積載船
 - ・総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)
 - ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(別添)

(対象海域)



海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港

【港則法適用港：阪神港、阪南港、泉州港、深日港、和歌山下津港、湯浅広港、由良港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、由良港（兵庫県）、福良港、撫養港、今切港、徳島小松島港、富岡港、橘港】

第五管区海上保安本部長が発出する勧告等（案）

令和●年●月●日
（時刻 発表）

関係各位

第五管区海上保安本部長

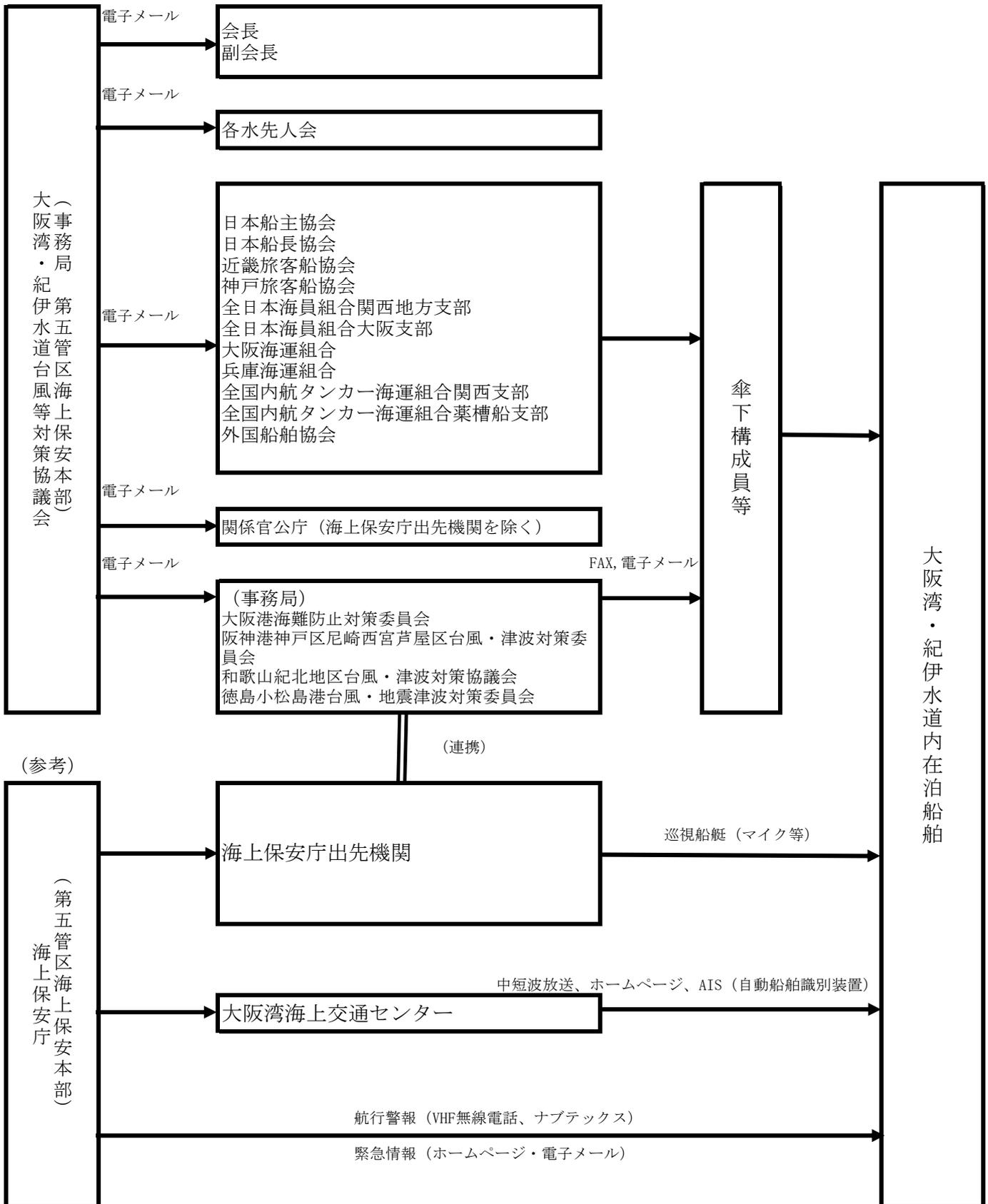
台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、大阪湾及び紀伊水道の海域に発出していた勧告を

令和 年 月 日（時刻）

をもって解除する。

ただし、港則法適用港には、港長が港則法第39条第4項に基づく港外への避難勧告を継続している場合があるので、これに従うこと。

情報伝達ルート



台風等の異常な気象・海象が予想される場合等において
走錨等に起因する事故防止に万全を期すため

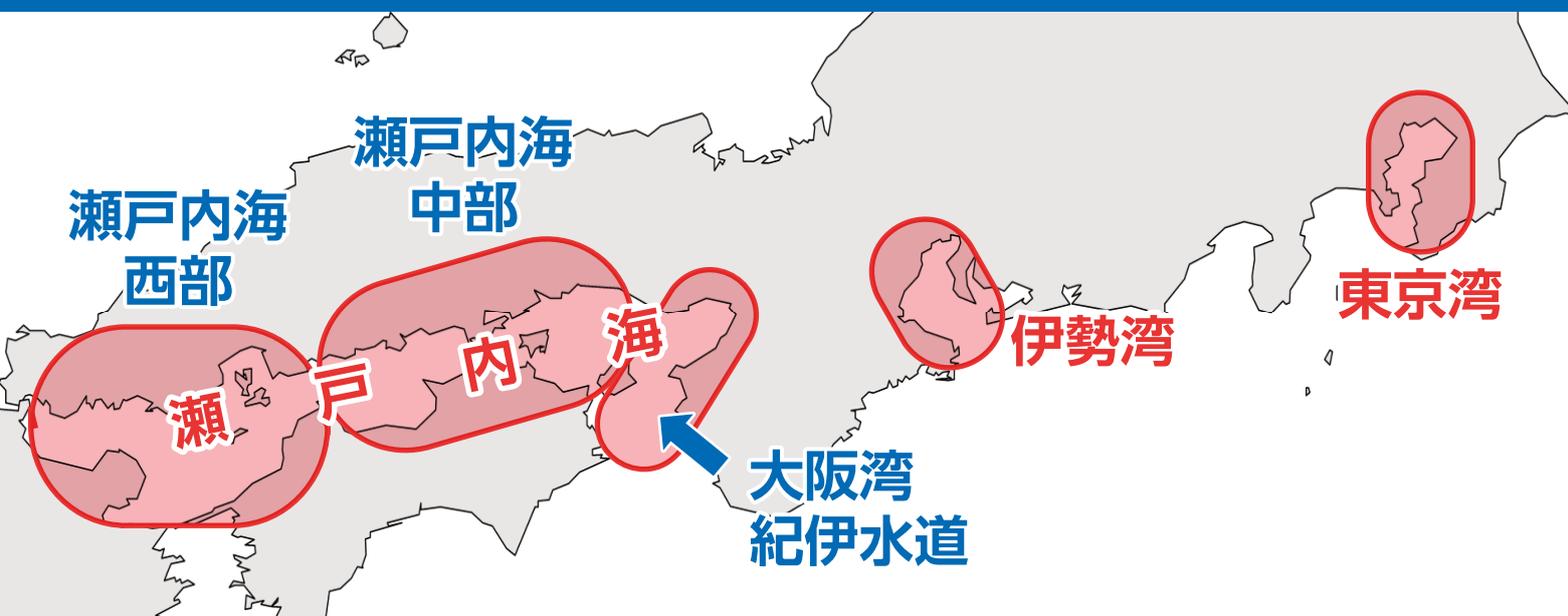
湾外避難等の勧告・命令に関する制度等を創設

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」令和3年7月1日施行

三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等

- 船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度
- 重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度
- 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置
- 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

湾外避難等の勧告・命令制度の対象海域



- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(大阪湾・紀伊水道を含む)を対象
- 瀬戸内海は3つの海域に分けて運用されます

問合せ先



第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
電話 078-391-6551



走錨事故防止
ポータルサイト

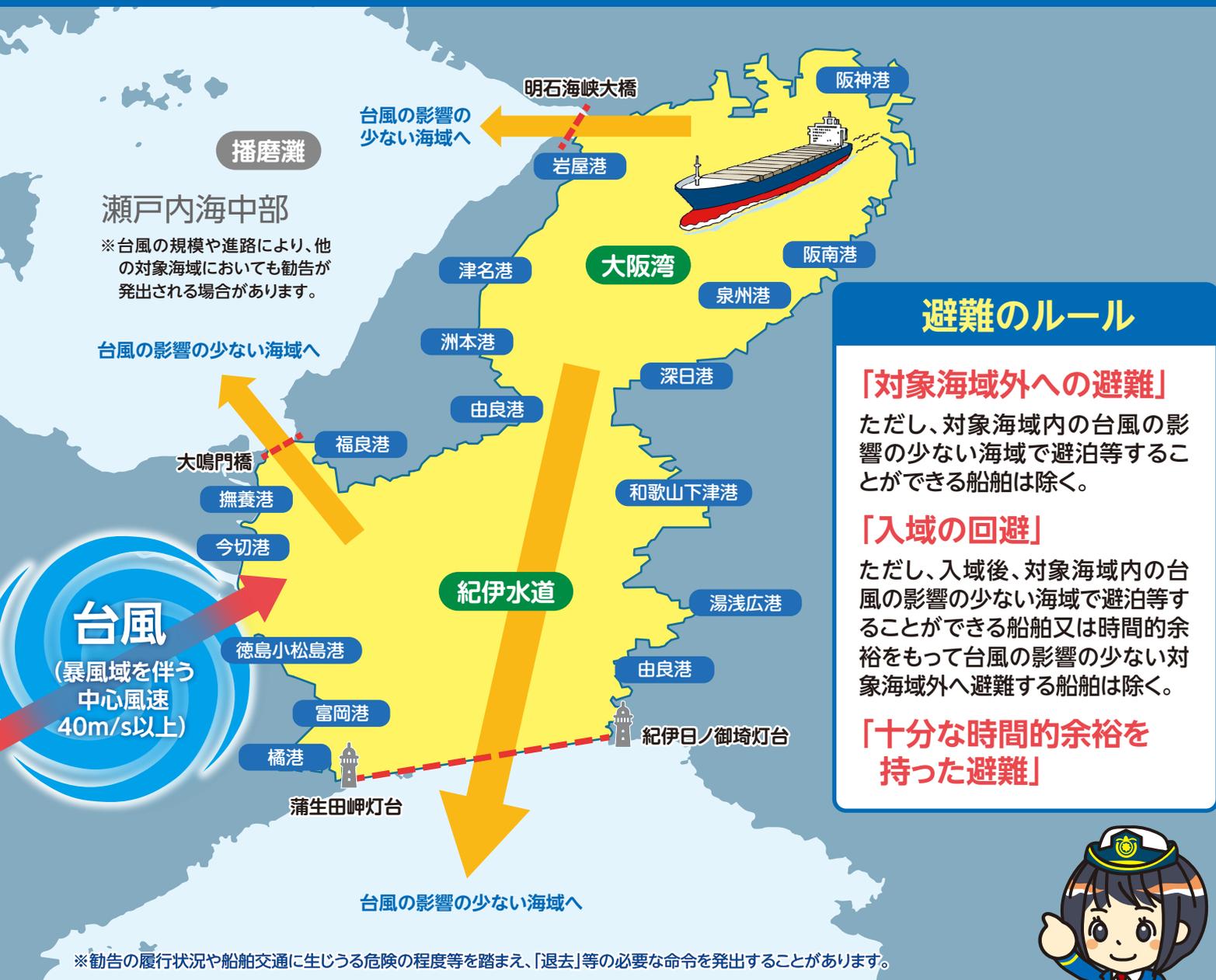
走錨事故防止に役立つ
以下のような情報を掲載しています。

- 台風進路図、外洋波浪予想図
- 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の錨泊船舶の状況図
- 灯台等で観測した風向、風速等に関する情報
- 投揚錨作業と事故防止、台風を錨泊避航した状況図、船員教育に役立つ動画情報

大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール

第五管区海上保安本部では、**勢力の強い台風による異常な気象・海象が予想される場合**、海上交通安全法の規定に基づき、**大阪湾(紀伊水道を含む)外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出**します。

ルールの概要と対象海域



「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶

- **長さ200m以上**
客船、フェリー、貨物船
- **長さ160m以上**
自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- **総トン数5万トン以上の危険物船**
(液化ガス船を除く)
- **総トン数2万5千トン以上の液化ガス船**

海難防止イメージキャラクター
ハルちゃん



ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

- 定期航路事業に従事する内航船舶(内航定期旅客船・内航RORO船等)
- 「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶

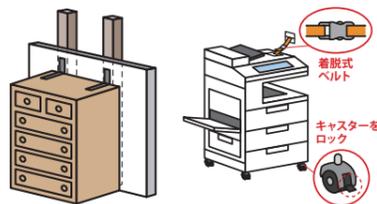
※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。

！ 日頃からの備え

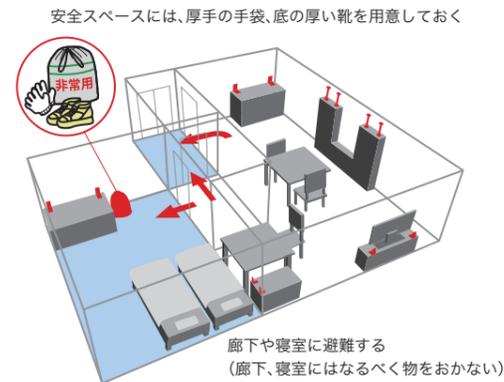
① 「安全スペース」を作っておきましょう

地震の揺れに備えて、寝室や居間など室内のよくいるところに“物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない”スペースを作っておきましょう

- 家具類が倒れたり移動したりする場合に備えて、家具類の固定をしましょう。
- 万が一、倒れたり移動したりしてしまった場合に備えて、家具類の配置に気をつけましょう



参照：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」



安全スペースのイメージ(共同住宅の例)

② 毎年訓練に参加しましょう

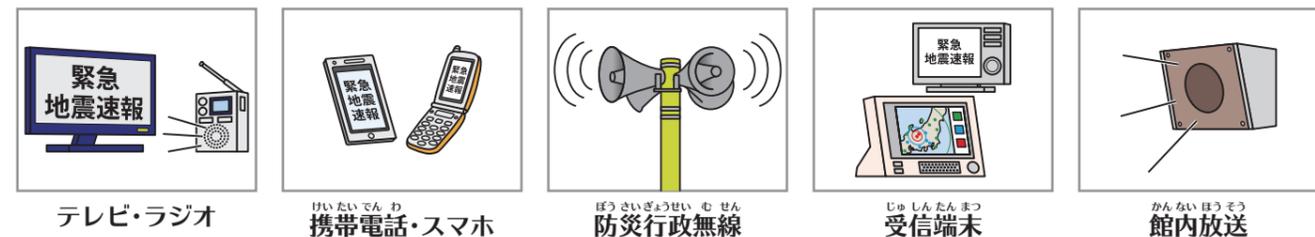
6月及び11月5日(津波防災の日)前後に緊急地震速報の訓練を実施しています。訓練を行うための動画やスマートフォンのアプリ*もありますので、これらの機会やお住いの自治体が行う訓練に参加して、定期的に地震から身を守るための対応行動を身につけておきましょう。

*緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など(気象庁ホームページ)▶



効果的な防災訓練と防災啓発(シェイクアウト)提唱会議 <http://www.shakeout.jp>

！ 緊急地震速報の入手方法



緊急地震速報には警報と予報があり、予報はスマホのアプリや受信端末等で入手できます。

詳しくはこちら▶



！ ご利用にあたって

- ◎震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがあります。
- ◎緊急地震速報で予想する震度や長周期地震動階級は±1階級程度の誤差を伴います。震源が観測点から遠い場合や深い場合は、誤差が大きくなる場合があります。

詳しくはこちら▶



●緊急地震速報は、公益財団法人鉄道総合技術研究所と気象庁による共同技術開発と、国立研究開発法人防災科学技術研究所による技術開発の成果により可能となりました



【お問い合わせ先】

気象庁

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

電話：03-6758-3900(代表) FAX：03-3584-8644(耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ：https://www.jma.go.jp/

緊急地震速報について：https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/index.html

詳しくは

気象庁 緊急地震速報

検索

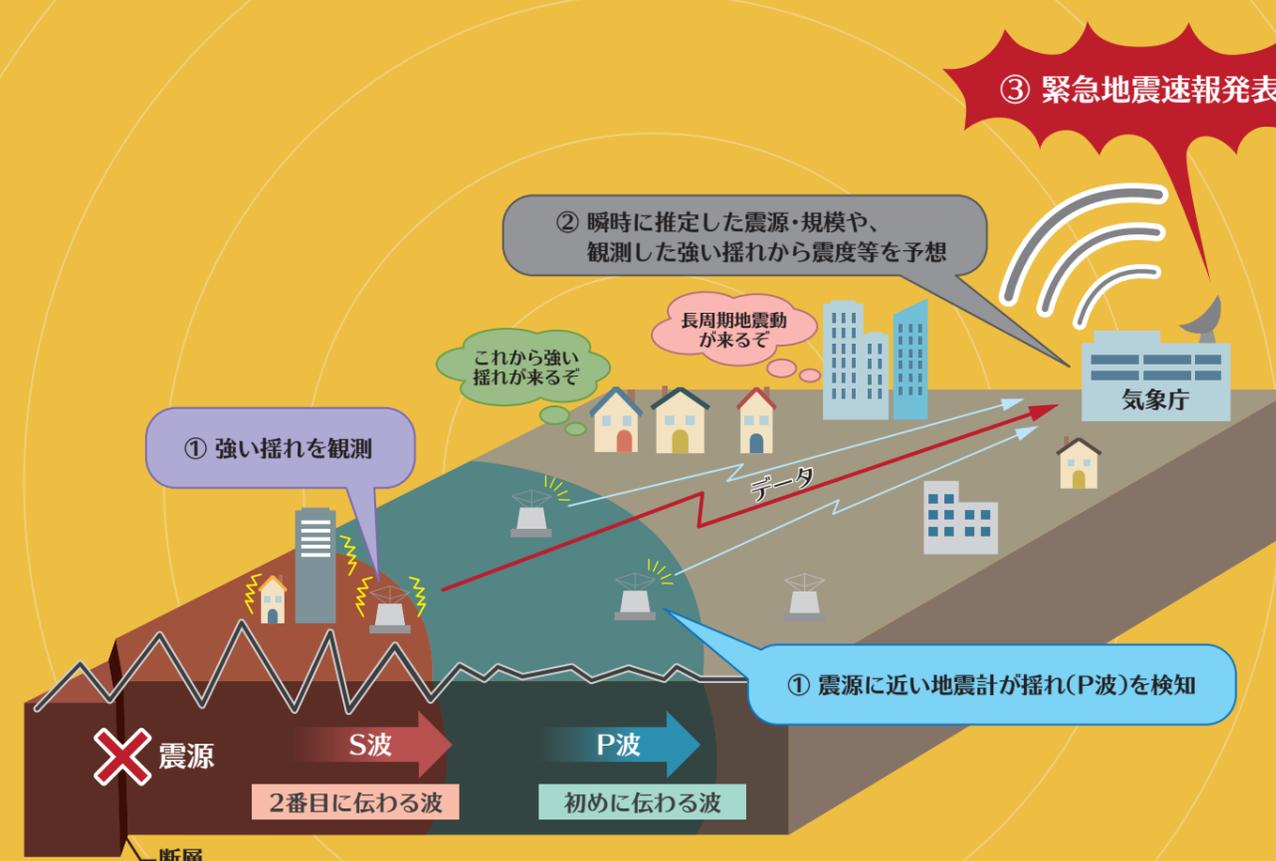


緊急地震速報について

新しい

緊急地震速報

長周期地震動階級の予想も追加して発表



③ 緊急地震速報発表

！ 緊急地震速報を見聞きしたら？
どんな時に発表される？
事前にやっておくべきことは？

詳しくは
次ページへ

気象庁



音声コード

周囲の状況に応じて

あわてず、
まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら...
(地震の揺れを感じなくても)

地震の揺れを感じたら...
(緊急地震速報がなくても)

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない



鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる



エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる



屋外(街)では

- ブロック塀の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意



自動車運転中は

- 急ブレーキはかけずゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす



上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

緊急地震速報(警報)はこんな時に発表します!

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 または 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 または 長周期地震動階級3以上を予想した地域

※長周期地震動階級の追加は2023年2月以降

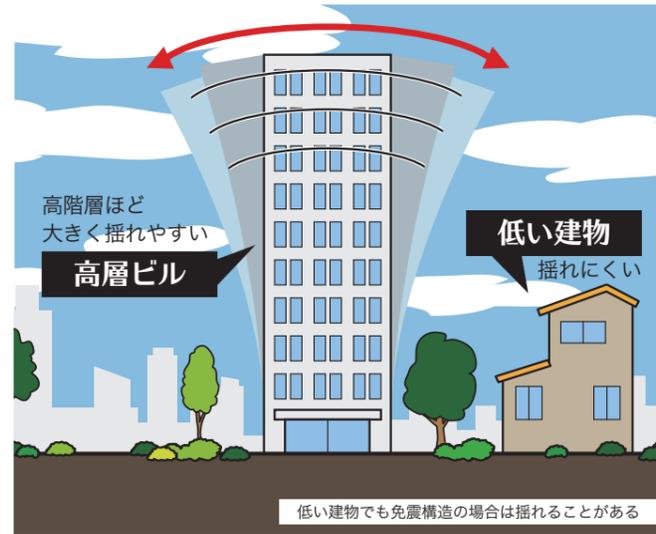
最大震度5弱以上を予想した場合に加え、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報(警報)を発表します。長周期地震動階級の基準だけで発表することはまれですが、人命に係る重大な災害が起こるおそれがあるため、警報の基準に追加しています。ガタガタという強い揺れ(大きな震度)でも、ゆらゆらというゆっくりとした大きな揺れ(長周期地震動)でも **とるべき行動に違いはありません。**

猶予時間が限られることから、緊急地震速報を見聞きしたら**まずは身を守る行動**をとり、揺れが収まるまで行動を続けましょう。

長周期地震動ってなに?

長周期地震動とは

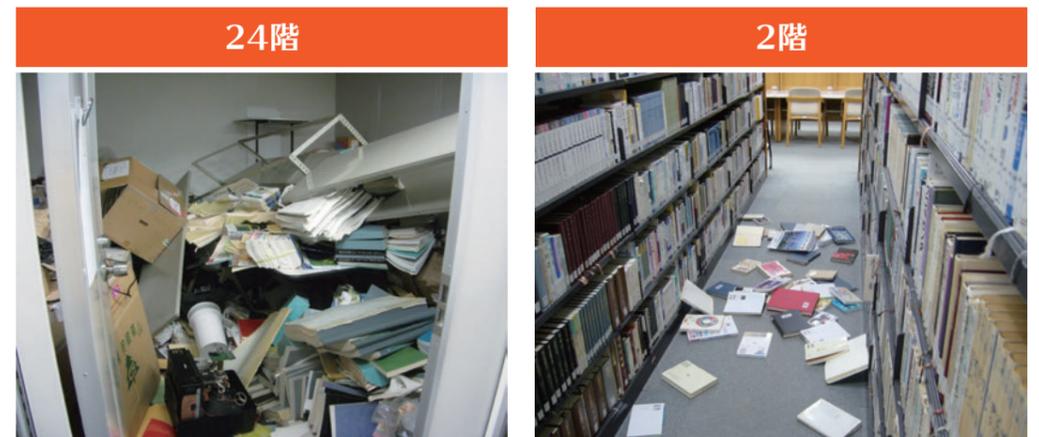
大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といいます。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。



階級	揺れの状況
4	● 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 ● キャスター付き家具等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
3	● 立っていることが困難になる。 ● キャスター付き家具等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
2	● 室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ● キャスター付き家具等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
1	● 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ● ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。

どんなことが起こるの?

- 高いビルでは、長周期地震動による大きな揺れにより、家具類が倒れたり・落ちたり・移動したりします。
- 天井の落下、スプリンクラーの故障、エレベータの障害などが過去の地震で実際におきています。
- 2011年の東北地方太平洋沖地震のときには、地震の発生場所から遠く離れた東京でも高いビルが大きく揺れ、被害が発生しました。



2011年東北地方太平洋沖地震のときの東京都内のビルの室内の様子(工学院大学提供)

大阪管区気象台 Twitter 公式アカウント開設しました

気象台をより身近に感じていただけるような情報を発信していきます

気象庁では、防災情報などを広く効果的に発信していくため、気象庁 HP 以外にも様々な SNS を活用しています。この度、令和 5 年 1 月 25 日に大阪管区気象台の Twitter 公式アカウント「大阪管区気象台 (@JMA_Osaka)」を開設しました。気象台から広くお伝えしたい情報や、気象台における取組やイベントのご紹介・ご案内について、また気象庁がお伝えしていく防災情報の詳細な解説や気象現象の紹介などの、気象台をより身近に感じていただけるような情報を発信していきます。大阪管内に特化した防災情報もお知らせする予定なので、近畿・中国・四国地方にお住まいの方は、是非ご利用ください。

なお、警報・注意報などの防災情報については、このアカウントによる発信は行いませんので、これまでどおり、テレビ・ラジオ等の報道、気象庁や大阪管区気象台、地元気象台の HP 等から最新の情報を入手いただくようお願いいたします。台風や大雨、地震・津波・火山噴火等による顕著な災害の想定・発生時の即時的なお知らせは、気象庁本庁の Twitter 公式アカウント「気象庁防災情報 (@JMA_bousai)」にて発信しますので、そちらをご覧ください。

その他にも気象庁公式の SNS として、YouTube 公式チャンネル「気象庁/JMA」では緊急記者会見のライブ中継を行っています。また YouTube 公式チャンネル「気象庁/知識・解説」では防災知識を学べる e ラーニング教材や、気象衛星による観測動画、防災情報の解説動画などを公開しています。

気象庁は様々な防災情報を発信しています。その情報を適時適切に得る手段として、気象庁の SNS も有効に活用し、防災行動に役立てていただけたらと思います。

○大阪管区気象台 HP 報道発表 大阪管区気象台 Twitter アカウントの開設について：

https://www.data.jma.go.jp/osaka/topics/R05/20230123_infection.pdf



図：大阪管区気象台 Twitter アカウント

Twitter

大阪管区気象台
@JMA_Osaka



気象庁防災情報
@JMA_bousai



気象庁
@JMA_kishou



YouTube

気象庁/JMA



気象庁/知識・解説



気象庁は様々な SNS を活用しています
状況や用途に合ったツールを利用して防災情報をご活用ください